

1 南海トラフ地震等災害対策の調査研究について (議会質問に反映)

(1) 福祉防災について

(2) 防災教育について

(3) 地域防災について

① マンション防災について

② 防災訓練について

③ 地域防災力を高めるために

(4) 過去の震災・被災地の教訓について

① 過去の震災教訓に学ぶ

② 能登半島地震に学ぶ

(5) 事前復興について

(6) 災害ケースマネジメントについて

(7) 南海トラフ地震対策について

(8) 山林火災について

(9) その他

2 生きづらさ・働きづらさの課題の調査研究について (議会質問に反映)

(1) 生きづらさについて

① 生きづらさについて

② 児童虐待予防について

③ 精神に障がいのある方への医療費助成について

(2) 働きづらさについて

3 反戦・平和の課題の調査研究について

(議会討論に反映)

(1) 特定利用港湾について

(2) 戦争を回避する取組について

(3) 非核・反核の闘いについて

4 地方自治のありかたの調査研究について

5 医療問題の調査研究について

(1) マイナ保険証について

(2) 県内周産期医療体制について

6 人権尊重・差別解消の調査研究について

(議会討論に反映)

(1) 冤罪と再審法改正について

(2) 人権問題について

7 少子化対策・子育て支援政策の調査研究について

(議会質問に反映)

(1) 子育て支援について

(2) ジェンダー平等について

8 大阪・関西万博の調査研究について

9 脱原発の調査研究について

(議会討論に反映)

10 夜間中学の調査研究について

11 交通安全問題の調査研究について

12 地域の課題の調査研究について

13 消防広域化の課題の調査研究について

(議会質問に反映)

14 その他の課題の調査研究について

(議会質問に反映)

1 南海トラフ地震等災害対策の調査研究について

(1) 福祉防災について

6月30日「6か月を経た能登から首都直下・南海トラフ地震を見越して」

29日の福祉防災コミュニティ協会第7回公開シンポジウム「災害福祉の現状と課題～能登半島地震から首都直下地震、南海トラフ地震を見越して～」にオンラインで参加しました。

浅野史郎会長(元宮城県知事)の基調講演「障がい者支援とは何か」に始まり、「能登半島地震と病院」について、河崎国幸市立輪島病院事務部長、「能登半島地震と障害福祉事業所」について寺田誠社会福祉法人佛子園施設長、「テルマエノトによる入浴支援」について国崎信江株式会社危機管理教育研究所代表からそれぞれの報告を頂き、跡見学園女子大学の鍵屋一先生から「大都市災害での障がい者支援の課題」の研究発表がされました。

また、三人の報告者をパネリストに「災害福祉をいかに前進させるか」ということでパネルディスカッションが行われました。

なぜ、能登ではこのような厳しい災害になったのかについて「アクセスの悪い地形」「行政・医療福祉事業者間がなかなか一枚岩になれなかった」「発災直後に支援者が入れないという異様な事態。そのことが発信の少なさにもつながり、早い段階で忘れられているという感覚さえあった。」「支援する側からすれば宿泊場所がないという点が大きかった」「メディアなど働き方改革のもと、入る被災地に制約があった。その分情報発信ができなかった。」「警戒心から、大丈夫、大丈夫という声で助けが求められなかった面があったのでは。」「登録ボランティアが入れないという事態が今に続いている」などの特徴が挙げられていました。

そのような中で、次に備えておくこととして「何ともならないトイレ問題、上下水道問題は、何とかしておかなければならない。」「心の問題として、顔見知りの人と災害時に一枚岩になれる繋がりを事前に作っておく」「孤立をどうやって防ぐか」「避難所から仮設という段階で、

地域が分断されないように、輪島市では、抽選せず自治会ごとに入居させていたが、今後これが後戻りしないように。仮設住宅の中の集える場が必要。」「シンプルに耐震化。建物だけでなく非構造部材も含めて。」「ハードルが高いかもしれないが地域を越えて逃げるという判断もできるように」「被災地に支援に行ったときに繋がれる事前のつながりが大事」「国・自治体の支援の仕組みをアップデートする」「トイレトレーラーのネットワークをさらに、広げておく」などなど、次に備えるために生かす教訓について提起してくださいました。

備えることの中には、自助・共助でできることもあり、しっかりと積み重ねていきたいものです。

(2) 防災教育について

1月25日「太平洋学園高校の防災授業に期待大」

昨日は、太平洋学園高校の防災授業に、お招きいただき、生徒たちが作成した液状化体験機を体験させて頂くとともに、生徒たちのプレゼンについて意見交換をさせて頂きました。

太平洋学園高校では、災害や減災対策を学ぶ週2コマの選択授業を導入し、自分自身の身を守るだけでなく、周りの人も支えられる力をつけることを目的として、防災教育に取り組まれています。

その過程を通じて、生徒は自身のキャリア形成や学校外市民とのコミュニケーションの場を作ることを目的とされた授業に参加させて頂きました。

自由選択科目として「自然環境と防災」「暮らしと安全」についての科目がある中、今回は、「自然環境と防災」における液状化の体験と学びを通じて、若者をはじめとした県民に液状化の理解を深め、さらには液状化の怖さを知ってもらうアイデアの提言を頂きました。

「web上に液状化の情報を提供するバナーを表示する」「人気アーティストによる啓発」「液状化をVR体験ができるようにする」「液状化が危険であることを知らせる標識の作成」など多様なアイデアにツツコミを入れたり、アドバイ

スをさせて頂いたりとこちらにも学びの多い授業を過ごさせて頂きました。

高知市や須崎市で地域の訓練やイベントでも、彼らが力を発揮されていることを頼もしく思いました。

(3) 地域防災について

① マンション防災について

11月24日「風も強く寒い中でのマンション防災・避難訓練」

今日は、今年度のマンション防災・避難訓練を行いました。

昨年と同様の「津波避難・安否確認訓練」「初期消火・水消火器使用訓練」「防災資機材使用訓練」を行いました。最初の避難・安否確認訓練では「安否確認シート」を貼り出し4階以上に避難して頂く行動の確認がされた方が54世帯で、当初から予定があり参加できないという申し出があった方を除いて6割ほどの確認率で、全体で確認し終えたのは、避難を開始し始めてから30分近くかかりました。

避難・安否確認訓練の終了後には、6階の一室から出火したという想定で火災発生通報、初期消火、水消火器使用訓練も行いました。

この段階では、結構な強風が吹いて寒くて参加を遠慮される高齢者の方もいて、参加者は30人ほどになっていましたが、可能な皆さんに水消火器の体験をして頂きました。

最後の防災資機材使用訓練については、風も強く簡易トイレのカバーも倒れてしまう状況で、寒くなっていたので、組み立てたり稼働させたりしたもの以外は、使い方の説明などを行って終わりました。

皆さんに披露した資機材は、エアマット式担架、折り畳み担架、イーバックチェアーなど避難行動要配慮者支援用の資機材や、発電機各種、移動式投光器、救助ボート、簡易トイレなどの組立を行いました。

ポリマー式水囊は、リユースができるということでしたが、リユースするためには長時間水に浸す必要があることも分かりました。

最後に、参加世帯の皆さんには、「災害対策ハンドブック・レジャーシート」を配布させて

頂き、世話役の皆さんが残って片付けなどもスムーズに行っていました。

また、男性の世話役さんが少なかったことから下知地区減災連絡会のメンバーにもお手伝い頂き、感謝しています。

日陰で、風が強く寒い中での訓練でしたので、残念ながら参加者が例年より少かったのですが、参加申し出のあった避難行動要支援者の方との事前打合せで、日頃から使用していない救助用具での救出訓練は不安に感じられていて、個別避難計画の中でご本人と話し合っていく必要性を感じたことや、世話役を自主的に申し出て頂いた若い方と同じフロアのベテランスタッフの方が訓練を通じて仲良くなられたことなどは、訓練を行ったからこそその成果だったと思います。

少しずつ若い世代の方も参加頂いているところに今後も期待したいところです。

② 防災訓練について

12月1日「下知地域で総合防災訓練」

今日は、朝8時前から二葉町・若松町・中宝永町・下知総合防災訓練の準備に始まり、「たいさく君」と「ヘルパちゃん」の着ぐるみが出迎える中、9時避難開始。

10時から4階多目的ホールでのシェイクアウト訓練、すずめ共同作業所所長から地域交流祭り等のお話、避難所運営の問題点をテーマに防災寸劇、昭和小5年生の防災学習研究発表、防災紙芝居朗読、段ボールベッド(4種類)組立て訓練などを開催し、避難者の皆さんにも参加して頂きました。

私は、この4階でのメニューの進行役をしながら、防災寸劇では避難所運営委員長役を仰せつかい出演させて頂きました。

皆さん、それぞれに協力いただき、可能なものは体験もして頂きました。

さらに、下知消防分団による屋上ドローン撮影で、4階のモニターを見ながら、上空からの下知地区の様子を国見分団長から説明してもらいました。

昭和小5年生は、今年の防災学習の研究テーマに8月の「臨時情報」を取り上げるなどの頑

張りに皆さんから大きな拍手がありました。

今年の炊き出しおにぎりとしチューは、誰もが絶賛。さらには食後には、ピースウィンズ・ジャパンさん提供の東ティモールコーヒーと毎年提供頂く地元の老舗西川屋さんの銘菓が振る舞われました。

誰もが避難したくなる避難所となるためにも、訓練の積み重ねで、避難者のニーズに応えられるようになると思います。

10時段階で集計した避難者137名を高知市の災害対策本部に報告しましたが、運営スタッフで受付ができなかった方もおられるかと思っていますので、昨年同様150人以上の参加はあったかと思われます。

先週のマンション防災避難訓練、そして今日の総合防災訓練、さらには来年2月8日昭和小防災オープンデーへと地域住民のコミュニティ防災の取り組みは続きます。

2月9日「昭和小防災オープンデーの学びを家庭で、地域で共有へ」

昨日は終日「昭和小防災オープンデー」の開催にあたり、スタッフとして、下知地区減災連絡会だけでなく、たくさんのPTAの皆さんにお助けいただき、何とか全てのプログラムを子どもたちや地域、保護者の皆さんに体験して頂きました。

午前の部は、運動場でピースウィンズ・ジャパン(PWJ)による災害救助犬デモンストレーション、高知消防下知分団によるプール放水体験、消防局東署・中央署によるはしご車救助訓練・煙体験・救助工作車・水難救助車、日産サティオ高知による電気自動車給電デモ、トラック協会による起震車体験に参加して頂きました。

災害救助犬は、昨年能登半島地震で出動していたために、参加が叶わなかったが、今回は参加してくれて、8回にも及ぶ探し当てるデモンストレーションを行ってくれて、子どもたちも災害救助犬の果たす役割を学んで頂きました。

午後からは、13時20分地震発生、シェイクアウト訓練、屋上への避難開始などを行った後は、体育館で5年生の防災学習の成果発表が行われました。

地域や保護者の皆さんの避難訓練には、昨年

を大幅に上回る皆さんに参加頂きました。

体育館では、PWJさんから5年生にライト付防災ホイッスルが寄贈され受け取った5年生が「これから防災活動に使っていききたい」と謝辞を述べられました。

私は、地域を代表してお話をさせて頂き、能登半島地震の被災地珠洲市の正院地区の子どもからのビデオメッセージを届けさせていただきました。

その後は、5年生の防災ブースで、「1組」防災バッグ・新聞紙クイズ・避難生活・クロスロード・防災カードゲーム・防災クイズ「2組」学校の備蓄品・津波避難ビル・段ボールベッド・地震の歴史・劇・防災グッズ「3組」防災食・昭和校区のハザードマップ・地震や津波の歴史・お家での防災対策・津波が起こった時の動き・防災アプリのプレゼンが行われ、4年生や保護者、地域の皆さんが見学されていました。

下知地区減災連絡会と市役所、フタガミさんのブースでは「カエルポーズで揺れ体験」「ロープワーク講習」「段ボールベット組み立て」などを体験して頂きました。

参加した皆さんが今日の訓練で「知ったこと」を「備える」ことに繋げて頂けたらと思います。

③地域防災力を高めるために

11月12日「災害時、支援制度の知識が住まい再建の希望に」

11月9日は、全国各地で講演中のお忙しい中、永野海弁護士に下知にお越しいただき「被災後の生活再建に必要な支援制度を事前に知る」とのテーマで、事前復興講演会を開催しました。

ケーススタディの事例が、偶然にも昭和小近辺にお住いの二人暮らしの高齢夫婦が、被災したことを想定した生活再建支援でしたので、参加者の皆さんも身近に感じながらお話を聞かせて頂きました。

6段階の罹災証明で、どの判定を貰うかによって天国と地獄の差になることもある中で、事例の世帯が「半壊」であることを前提に、当事者がどのように生活再建をするのか、相談され支援するとしたら、仮設住宅に入る段階で、ど

のような支援があるか、その支援金や最終的な住まいの選択に当たっての支援制度は何があるのかなど、グループごとに話し合いながら、住まいカードやライフスタイルカードを貼って、支援金額などを記入していきます。

そのことによって、一定の金額が手元に構えられるとしたら、生活再建への希望が持てるのではと思えることを実感されたようです。

50代の方からは、「ワークショップ形式でシュミレーションしたら「自分事」になりやすいことが分かりました。難解な制度を知ること、使いこなせることで、その後の人生も変わってくるのがよく分かりました。『知識があったら希望が持てる』という言葉がとても大切に聞こえました。」との感想もありました。

「支援制度の組み合わせによっては貯金が少なくても住宅再建できる」とのアドバイスに、参加者からは、被害に会わないのが一番良いが、どうせあうなら何としても「半壊」の判定を勝ち取らなければとの声もあがっていました。

被災地での相談会でも、質問が出されることで、他の人の質問を通して、共有化できるとのお話しがありましたが、この講演会でも今までにないほど質問が制限時間一杯出されました。

(4) 過去の災害・被災地の教訓について

①過去の災害教訓に学ぶ

7月7日「西日本豪雨災害から学ぶ真備地区の取り組み」

2018年7月の西日本豪雨で大きな被害が出た岡山県倉敷市真備町で復興に向けて多様な役割を果たされているお二人が、この時期にはマスコミに多く取り上げられています。

そのお二人とは、川辺復興プロジェクトあるくの榎原聡美さん・鈴華さん親子、看護小規模多機能ホーム「ぶどうの家」の管理者津田由紀子さんで、昨年12月に下知地区の皆さんで訪問し、多くのことを学ばせて頂きました。

昨日の朝日新聞には、榎原さんたちが取り組んでいる毎年1回の効率的な避難の呼びかけにつなげるため、たすきを玄関先に掲げ、避難したことを知らせる訓練を実施し、今年6月の訓練では4回目で初めて参加率が上昇に転じ、「近

くを散歩して地域を知ること立派な防災活動。簡単なことを少しずつ継続する大切さを知ってほしい」との訴えが記事になっていました。

また、今朝の朝日新聞岡山地域版では、真備町では治水対策などハード面での大型事業が3月に完了し、安心感は増したが、住民自らによるソフト面での強化も必要だと津田さんは感じ、被災した民家を地域の交流施設に生まれ変わらせた「土師（はじ）邸」を活用し、「いざ」というとき、知らない人に声をかけられても動きにくい。普段から顔の見える関係づくりが欠かせない」と、被災を教訓に、地域ぐるみで人と人をつなぐ場所に育てていることが記事になっています。

私たちが、昨年の訪問で学んだのは、榎原さんのお話では、「あるく」の活動の柱になっている「帰りたくなる川辺、帰って良かったと思える川辺」を目指して、「安心して暮らせる街川辺」を取り組む中で、地域力や防災力を向上させることになっている日頃のまちづくりが、住民に「住みやすい街」として受け入れられているのではないかとのことでした。

そして、津田さんからは、「日頃から顔の見える関係を作っていないと避難ができない。例えばタイムラインをつくることは、避難計画ができたということだけでなく、そのことを通じて顔なじみになる」ことで、「福祉の事業所は、利用者・家族とのつながりはあるが、地域とのつながりは弱く、つながりで、避難を促す声かけの仕方も違ってくる。何よりも、助けると言い合える関係を作ることが大事。」で、そんな関係作りが「誰もが住みやすい街になり、そんな街が防災にも強い街である」ということにも共通していると考えさせられました。

様々な被害の顔が見える被災地から復興に向けて尽力された方から学ばせて頂くことは、貴重なことばかりです。

9月8日「男女共同参画の防災視点で」

下知地区減災連絡会の女性部会発足に向けたキックオフ講演会が、昨日開催されました。

講師の西村浩代さんからは「生活者の視点を活かす避難所運営」ということで、男女共同参画の視点を防災に生かすための話を頂きま

した。

避難所にはいろんな方が、来られる中で、避難所で必要な「もの」や「こと」が、避難者毎によって違うということを理解して対応することの必要性。

過去の事例から、避難所で困ったことについて、具体的な事例をあげて、どう捉えて対応するのかなどを考えさせられました。

多様な困りごとを想像して、多様性に配慮し避難所運営について考えるためにも、多様な生活者の視点で運営にあたることの大切さについて強調して頂きました。

下知地区減災連絡会も12年前の発足当初から、男性中心の運営になりがちな防災組織で、女性枠役員を選任して、女性の視点を大事にするなど工夫をしてきましたが、年度内に女性部会を発足させることで、さらに男女共同参画の避難所運営や防災活動の実践につながればと思います。

今朝の高知新聞でも、記事で具体的に取り上げて頂きました。

1月12日「今日も阪神・淡路大震災30年に学ぶ」

1. 17を週末に控えて 昨日から、設立して20年を迎える関西学院大学災害復興制度研究所が、全国被災地交流集会「円卓カフェ」「K OBEからのメッセージ 私たちが遺すべきもの」と2025年復興・減災フォーラム「阪神・淡路大震災30年、問い直そうー私たちの被災者責任・これからの被災地責任」を開催しており、時間のある限りオンラインで参加しています。

私にとっては、母校にこの研究所が設立された2005年に訪ねて以降、阪神淡路大震災をはじめ被災地に防災・減災対策、災害復興に学んできました。

05年2月定例会で、南海トラフ地震対策条例を制定に向けた議論の中で、「条例化する際には、是非、高知県らしさを盛り込んだ条例としていただくことを要望しておきたい。例えば『揺れと津波への予防と避難と復興までを見通す』『行政の責任と地域の支え合いと県民・事業所の自覚と努力の連携』『防災産業の育成』

『高齢県という状況の中で要援護者への支援』『日頃の台風災害予防との連携』など課題は多くある」と「災害復興」への視点を県の防災対行政の中に位置づけることを指摘してきました。

災害復興基本法の制定を求めたり、何よりも復興災害が被災者の生活再建を阻まないようにとか取り組んできました。

そんな思いの中で、1. 17を前に開催される復興・減災フォーラムに毎年参加してくる中で、この数年はコロナ禍をくぐって、オンライン参加に止まっています。

今回、テーマとして「被災者責任」、あるいは「被災地責任」という言葉を聞く中で、毎年のように新たな被災地が生まれる中で、その被災地や未災地に「伝える」「届ける」「残す」「つなぐ」ということを阪神・淡路大震災30年から学ばせて頂いています。

1月17日「阪神淡路大震災から30年、さらに繋げよう被災地の教訓を」

最大震度7の揺れによって、6434人の命と日常が失われた阪神・淡路大震災から30年を迎えました。

私たちは、30年を経た今も、災害で多くの命が奪われ続けるという現実に向き合いながら過ごしてきました。

1995年1月17日以降も、2004年10月23日新潟県中越地震、11年3月11日東北地方太平洋沖地震、16年4月14日熊本地震、18年9月6日北海道胆振東部地震と続き、昨年1月1日の能登半島地震という多様な被害による教訓をけして風化させてはならないとの想いを改めて強くしています。

最優先すべきは命を守ることであり、犠牲者を一人でも減らすために、何ができるのか。

生き残った者の責任として、備えを重ね、社会のありようを問い続けなければならないと言われるが、未災地に暮らす私たちは、その問いかけに応えていくとともに、教訓からの学びを具体的な備えにつなげ、犠牲者を一人でも減らすことではないでしょうか。

私たちが向き合う南海トラフ地震は、昨年から2度の臨時情報が出る中、政府の地震調査委

員会は、南海トラフ地震の30年以内の発生確率を70～80%から80%程度に引き上げました。

阪神淡路大震災から20年を迎えた年に、未災地の高知で、教訓を風化させないためにとの想いで、追悼の集いをスタートさせましたが、今朝も、寒い中30名近い方が、青柳公園にお集まり頂きました。

30年経っても、「新長田に「箱物」はできても……商店主を苦しめ続ける「権力災害」」、「届かない女性たちの声 30年前と同じ避難所での苦痛」、「進んでいない住宅の耐震化 命を守るための備えを」と言われる中、今まで以上に、阪神淡路大震災をはじめ過去の地震災害の教訓を風化させず、教訓を踏まえた備えを真剣に考え、行動に移していきたいものです。

3月12日「14年目の3.11に被災地を想う」

昨日は、東日本大震災から14年。

鎮魂の一日となりました。

被災地では、14時46分に合わせた黙とうですが、私たち未災地の高知からは18時30分、今年は、雨が降ったりやんだりの天候の悪い中、近所の皆さん40人ほどが参集し、黙とうしました。

赤ちゃん連れの若いカップルも参加してくれていました。

1. 11東日本大震災追悼の集いでは、黙祷に続き、下知地区減災連絡会皆本会長の挨拶に始まり、大崎副会長から被災体験のお話や耐震改修・家具固定研修の告知、役員の北澤さんから昨年訪問した被災地の復興状況の報告がありました。

集いの後、下知コミュニティセンターで、下知地区減災連絡会女性部会の役員を任命し、記念すべき発足式を行いました。

内閣府男女共同参画局は20年、女性の視点を取り入れた防災・復興のガイドラインを公表し、取り組むべき事項として着替え場所の確保やパーティションの設置などを挙げています。

また、内閣府防災担当は昨年12月、劣悪と評される避難所の環境を改善するため、自治体

向けの指針を改定し、居住スペースの最低限の広さなどを追記されました。

一方で、神戸市の認定NPO法人「女性と子ども支援センター ウィメンズネット・こうべ」の正井礼子代表理事は、「災害時のケア労働が女性に偏らないよう、平常時からジェンダーギャップの解消に取り組み、意思決定の場に女性が3割はいる状態を作らなければいけない」と強調されています。

また、公益財団法人「ほくりくみらい基金」など4団体が能登半島地震被災地の女性に実施した聞き取り調査では、「ボランティアが入る前は炊き出しに1日7時間。睡眠2、3時間の日が続いた」とか、「避難所生活で、女性は高齢男性から地域の嫁として用事を言いつけられる。避難所を出て在宅避難をし始めた女性にも避難所で炊き出しをするように連絡が来ていた。若い世代はそのような価値観は耐えられない」など、災害時のジェンダーギャップに苦勞する女性の姿が浮かび上がったとの報道もあります。

女性部会の発足を機に、避難所運営などが一部の人に偏らず、男性中心の運営にならないようジェンダーフリーの地域防災活動に繋がればと思うところです。

発足の後、昨年11月に能登半島地震の被災地珠洲市、輪島市を訪ねた下知消防分団の報告がありました。

横田団員を中心に、国見分団長からの報告は、現地で見た率直な感想を伝えて頂きました。

集いには40人、報告会には30人の皆さんが熱心に参加して頂きました。

参加された皆さんが、一つでも次の行動につなげて頂けたらと思います。

②能登半島地震に学ぶ

4月1日『住まい』の確保の遅れが復興の遅れに」

能登半島地震から3か月、月命日の4月1日を迎えました。

3月29日の石川県発表では死者244名、内災害関連死が15名にのぼり、75、441棟の住家被害、未だに8千人を超える人が避難

生活を続けられています。

石川県では、応急仮設住宅（建設型）のこれまでの入居申請が少なくとも約8300件に上る中3月末の完成戸数は約1600戸で需要に追いつかない状況が続いています。

安定した住まいの確保が困難で、生活再建や復興に向けた過程の中で、元の住まいのあった被災市町村からの人口流出が大きな課題になっています。

私たちが、おたずねしたり、来ていただいたりする中で、東日本大震災の復興から学ばせて頂いた宮城大の阿部晃成・特任助教は3月、輪島市議会の勉強会で「被災者が避難所から2次避難所、みなし仮設とどんどん移動していく。地域への思いを維持するのは難しい」と訴えられたことが、今朝の朝日新聞にも出ていました。

東日本大震災では、地域の仮設住宅にわずかな住民しか入れなかったことが影響し、地域の復興が滞って人口減少が加速した例もあったと記事にはありますが、下知地区で聴かせて頂いた京大防災研の牧先生も仮設住宅が早期に確保できないことが復興の遅れに繋がることを強調されていたことを思い出します。

石川県が3月28日、能登半島地震からの「創造的復興」に向けた計画の骨子案を示した際に、29日付朝日新聞で、石川県災害危機管理アドバイザーを務めてきた神戸大名誉教授の室崎益輝先生は、「被災地の風景はほぼ震災直後のまま。がれきの撤去すら終わっていない。東日本大震災や熊本地震と比べ、遅すぎます。前例のない地震が起き、前例のない被害が出ました。ならば、前例のない対策が必要です。」と述べられ、「骨子案をまとめるのに、これまで被災者の意見はどれほど聞き取ったのでしょうか。これから案を見直し、深めていく作業が必要です。原形がなくなるほど手を入れ、復興への道筋を考えてほしい。そうすれば、描いた絵に向かって後は走り出すだけです。」と結ばれています。

災害前から、このようなことを考えておくだけでも、災害後の復興の着手が早くなるようにとの思いで、粘り強く事前復興について考え、議論し、可視化を図っていききたいものです。

4月4日「被災地の断水で考える水道インフラの事前整備」

能登半島地震から3カ月が過ぎ、未だに被災地の断水が継続していることが、報道されています。

元日の震災で、断水は一時、16市町の約11万戸に及び、3月1日時点で7市町の約1万8千戸まで減り、知事は珠洲市も一部地域を除き「3月末までに復旧できる」との見通しを示していました。

しかし、県の今月2日の発表では、残り4市町の約6680戸まで復旧したものの、このうち珠洲市だけで契約戸数の8割超にのぼる約4250戸となっています。

県は、「想像以上に浄水場や配水管の被害が大きかった」と説明しているが、水道管1キロあたりの損傷は、熊本地震の熊本市で0.03カ所、東日本大震災の仙台市で0.07カ所で、能登半島地震では、珠洲市に比べれば復旧が進んでいる隣の輪島市でも2.63カ所に達しています。

水道の復旧のために全国から派遣された自治体職員らは延べ3万人を超えていますが、金沢大の宮島昌克名誉教授（ライフライン地震工学）は「断水が長引くほど地元で事業や生活の再建を望む人が減り、被災地以外に転出する可能性が高まる」と指摘し、「復興の活力を失わないよう全国の自治体による復旧支援に加え、損傷部分を簡単に把握できる新たな技術の導入など、復旧を早める手法も検討すべきだ」と言われています。

そのようなことが、今後の水道インフラ整備に求められる中、安倍政権のもとで2017年に水道法が改悪され、水道の運営権を民間企業に売りやすくしました。

日本は世界一の水道技術と、蛇口から出る水を安全に飲める数少ない国ですが、実は、日本中を走る74万キロの水道管のうち2割が耐用年数超で上水道で300年以上、下水道で100年以上を、今すぐ直さなければならないと言われています。

「今、能登が直面していることは、全国どこでも起こってもおかしくないのです。水道管の劣化について、政府もマスコミも「財政難」と

「人口減」を理由に、できるだけ民間企業に委託するよう、自治体をプッシュしてきましたが、自然災害だらけの日本で、世界一の技術を伝承させず、地方を非常時に弱い民間委託にさせておくのは、自分の首を絞めているようなもの。」と、堤木果氏は著書「国民の違和感は9割正しい」で指摘されています。

改めて、この国の水道インフラの事前再整備こそ事前復興の最重要課題だとも考えさせられます。

7月2日「能登半島地震から半年、遅すぎる復旧・復興」

能登半島地震が発生して、半年。

余りに遅い、復興の現状を突きつけられています。

昨夜、ZOOM会議で、能登半島の被災地の状況を「音のない被災地・静かな被災地」と表現されている方がいました。

支援者も少なく、復興の槌音が聞こえない被災地から聞こえてくるのは、災害関連死が増えているという報道ばかりです。

地震の死者は281人に上り、52人は避難中のストレスなどが原因の災害関連死で、その申請は、すでに認定された人も含めて200人余りに上り、今後も被災後のストレスや疲れから体調を崩すなどして亡くなる人が増加することが懸念されています。

仮設住宅は、計画の7割が完成したものの、今も2000人以上が避難生活を送る。支援が必要でも避難所へ行かず、壊れた自宅に住み続ける高齢者も含め在宅避難者も多く、支援の手は届いているのだろうか心配されます。

倒壊建物の解体作業も進んでおらず、公費解体の対象は約2万2千棟と推計されるが、完了したのはわずか4%で、調査・作業の人手不足に加え、半島の先端というアクセスの悪さが原因とされています。

奥能登地域では、100を超える事業所が廃業を決めたとされており、なりわいの再生も喫緊の課題です。

輪島市内には小中あわせて12校ありますが、地震の前と同じように単独で授業を続けているのは中学校1校だけで、残りの学校の多く

は校舎などに被害を受けたり避難所として使われたりしているため、被害の少なかった3つの学校に集まっているなど、我慢を強いられている子どもたちの心のケアの重要性は増えています。

「創造的復興」を目標に掲げ、岸田首相は「できることはすべてやる」と述べているが、今までは全てやらなかったのかと言いたくなります。

孤立を防ぐなど、きめ細かな支援と対策の徹底を図りながら、止まったかのような時計の針を前に動かすために、政府・自治体はあらゆる措置を講じる必要があります。

7月22日「被災地支援のリアル」

19日夜の高知市防災人づくり塾第4回講師は、日ごろから高知・下知が大変お世話になっているピースウィンズジャパンの国内事業部長橋本笙子さんでした。

今年に入ってから、1月1日の能登半島地震以来被災地の珠洲市を拠点にほとんど被災地支援で活動されています。

その橋本さんから「復旧・復興と被災者支援のリアル～令和6年能登半島地震から学ぶ～」と題して、90分のお話そして質疑応答含めた2時間は大変有意義なものでした。

これまでも全国防災関係人口ミートアップ会議で何度か報告を受けておりましたが、改めて珠洲市の被災状況、そして、支援にはいられた橋本さんをはじめピースウィンズジャパンの皆さんが翌日から現地に入りいかなる支援を行ってきたのか、そして孤立・孤独を防ぎ災害関連死を減らすために今何に取り組んでいるのか。

「仮設住宅への家電支援」「仮設住宅・在宅避難所の見守り」「コミュニティ再建に向けて」「子どもたちの受け入れ」「給水支援」「ペット支援」などに取り組まれている様子をお聞きするにつけ、支援者としての覚悟を突きつけられました。

特に、支援に入られている珠洲市は高齢化率の高い地域で、1/3が後期高齢者でありながら、本来なら介護認定を受けて施設のお世話になっている方が地域の支えで在宅で暮らせるよ

うな地域コミュニティが維持されていたのが、被災でズタズタにされる状況になっているとのことのお話は、改めて平時の地域コミュニティの顔の見える関係の大切さを痛感させられました。

また、公的支援を受けられない準半壊や一部損壊という制度の狭間に追いやられる方々への支援の制度化は急がなければならないことも重大な課題であることも切迫していることを強調されました。

これまでは、オンラインでの報告ばかりでしたが、久々に直接ご本人から聴かせて頂き、身の引き締まる思いがしました。

9月22日「奥能登の被災地で仮設住宅も浸水」

復興への厳しい道のりを歩まれている能登半島地震の被災地が昨日、記録的な豪雨に見舞われ、珠洲市で1人が亡くなり、同市と輪島市、能登町でも行方不明者が相次いでいます。

大雨特別警報が発令された輪島、珠洲両市の雨量は観測史上最大を記録し、各地で道路が土砂崩れで寸断され、県災害対策本部会議によると、床上、床下の浸水は多数で、珠洲市4地区、能登町2地区が孤立したり、停電、断水の地区もあるそうです。

多くの皆さんが、奥能登の皆さんに、何故こんなにも試練を与えるのかとの思いを強くしています。

さらにつらいのは、仮設住宅が浸水し、仮設住宅から避難しなければならない避難者の皆さんがおられるということです。

石川県によると、今回の大雨で輪島市と珠洲市の8カ所の仮設住宅が浸水したそうです。

朝日新聞の調べでは、少なくとも輪島市の4カ所のうち3カ所（宅田町の仮設を含む）はハザードマップで洪水による浸水リスクがあると示された場所であり、県や輪島市は、洪水や土砂災害、津波といったハザードリスクを「織り込み済み」として、海沿いや川沿いなどに建設していました。

「リスクを承知の上」とする代わりに、県は、災害の危険があった際は「警戒、避難態勢をしっかりとる」としてきたが、そのような対応がされたのか、今後の検証が必要です。

いずれにしても、災害の仮設住宅は、被災地

のなかでも残された少ない平地に建てらるため、そこがこれまで人が住んでいなかった、河川氾濫リスクや、土砂災害リスクのある地域に建てられるという問題があり、今回の能登半島でも同じ現象が発生したとされています。

それでなくても、本県において仮設住宅用地が確保されていない中で、限られた用地や候補地が総合的な自然災害リスクを想定した場所の選定がされているのか、仮設住宅用地の安全性の調査と分析が求められるのではと考えさせられました。

9月24日「常に存在する複合災害のリスク」

昨年5月の震度6強の珠洲市を中心とした地震、元旦の震度7の能登半島地震、そして今回の豪雨被害と、なぜこれだけ試練を与えるのだと心が折れかかっている方がたくさんおられます。

8月、9月に入ってようやく避難所から仮設住宅に入居した方も多く、まさに「これから、少しずつ」復興に向けて一步を踏み出しているとする矢先の今回の豪雨被害です。

奥能登を襲った記録的豪雨によって、23日時点で、死者は7人、安否の分からない人は行方不明者を含めて計6人、輪島、珠洲、能登3市町の5千戸で断水しています。

能登では元日の地震で広範囲が長期間断水し、やっと解消したばかりだったというのに、また断水です。

集落の孤立は前日から半減したものの依然3市町の56カ所で続いており、県などが復旧を急いでいるといいます。

「心は折れても生きるしかない」との思いの方々に、頑張れではなくて、「支援し続けるよ」との思いと行動を届けていくしかありません。

高知でも南海トラフ地震の後に、集中豪雨や台風襲撃など複合災害のリスクは今まで以上に高まっています。

能登の皆さんの気持ちを自分事として捉えていかなければなりません。

10月22日「二重被災に苦しむ被災地に寄り添っているのか」

10月8日に参加した日弁連主催オンラインシンポジウム「能登半島地震 二人三脚の復興を目指す～罹災証明問題を考える～」でも、「罹災証明」問題を勉強させて頂きましたが、9月の豪雨災害から一か月経った今、改めて二重被災した被災者の罹災証明が着目されています。

1月の能登半島地震の被災地では、住宅の被害認定が実態に即しておらず、再建のための支援金も不十分と指摘されている中、今回の豪雨災害で二重被災した方への生活や住まいの再建を後押しする仕組みが求められています。

これまでの災害では、判定は災害ごとに実施されていましたが、9月の豪雨による被害は、元日の地震の影響で拡大した可能性があり、個別に判定すると、一部損壊などの判定を受けた世帯が、十分な支援を受けられないおそれがあることから、地震で一度判定を受けていても、修理前に豪雨で再び被災すれば、豪雨後の調査をもとに新たな判定を受けられるようになりました。

例えば、従来の判定なら地震で準半壊、豪雨で一部損壊となる場合でも、豪雨後の被災状況を一体的に調査し、半壊の認定を受けられる可能性があり、半壊以上と認定されれば、今回の災害では仮設住宅に入居できたり、住まいへの支援など、受けられる支援が手厚くなります。

11月9日に、私たちの下知地区でも講演をお願いしている日弁連災害復興支援委員会副委員長、永野海弁護士は「認定結果が半壊未満だと、受け取れるお金は大きく減る。罹災証明書が小切手のようになっており、(被害を)きちんと見てもらいたい」と述べられています。

地震と豪雨の「二重被災」に苦しむ能登半島でも、解散総選挙が始まりました。

「選挙どころじゃないのに」との声があがる中、住民基本台帳の住所へ送られる投票所の入場券は、有権者の手元に届いているのでしょうか。

避難所や仮設住宅で暮らす住民が転送手続きはどのくらいしているのか、被災者の皆さんの投票する権利さえ奪われかねない今、なぜここまで急いで解散総選挙をしなければならなかったのか。

防災省を検討するという石破首相のもとで、

被災者に寄り添い、被災者と向き合う本気度を伺うことはできません。

11月3日～4日「困難極める被災地の被災者支援、復興まちづくり」

【11月3日 珠洲市】

10時～

今は、生活家電支援でお忙しいPWJ珠洲事務所を訪ねて、木下看護師から、移動しながら当日の打合せをし、まずは神戸大学建築学槻橋先生とその学生たちによる「記憶の街」ワークショップin珠洲・寺家の展示を案内頂きました。

この「記憶の街」ワークショップは、槻橋先生のお話をZOOM会議で聞かせて頂いたこともありまし、京都大学牧紀男先生の事前復興講演会で、兵庫県南あわじ市福良地区の「失われたい街」プロジェクトの話として紹介頂いていたので、絶好の機会でした。

会場は、最終日ということもあって、たくさんの方が駆けつけており、地元でそのジオラマづくりに関わっていた方々とお手伝いをされた学生さんたちの間で話が弾まれました。

私も槻橋先生にご挨拶をさせて頂いて、今後下知地区の事前復興に関わって頂きたい旨のお願いもさせて頂きました。

これまで下知地区で取り組んできたワークショップを、さらに「可視化」していくことにも通ずるのではないかと思ったところです。

11時30分～

会場を後にして、営業が再開されている道の駅狼煙で昼食をとった後、岬自然歩道を登って禄剛崎灯台から隆起している海岸線も一望しました。

道の駅の敷地内も液状化部分があり、浮き上がっている施設などもありました。

また、隣接地には、ムービングハウス型仮設住宅も設置されていましたが、PWJ木下さんの話では、表札がかからず、番号表示のみなのでコミュニティが形成しにくい感じがするとのこと、高知での活用の際にも検討しておかなければならないことだと考えさせられました。

13時～

正院公民館長の小町さんから、発災時の避難所運営について、お話を伺うために向かう途中に

あった解体工事の廃棄物の仮置き場は満杯状態で、一時解体工事が中断するとの話もありました。

出迎えてくれた小町公民館長が、まず敷地内の断層について説明頂き、施設そのものも傾いており、現在活用されているが、現地修復ではなく移転も視野に入れた検討がされているとの話でした。

事務所や集会室に入って驚かされたのは、正院小学校で避難所開設をしてからの日毎の推移を記録したものや子どもたちが作成した「正院小ひなんしょ新聞」が丁寧に掲示されていたことでした。

このような形で記録されているものを、ぜひ未災地で教訓化して頂きたいとの思いがしました。

お話の中での印象に残った部分を下記に記しておきます。

▼正院地区では震度4以上で公民館長は避難所に駆けつけることになっていて、情報収集・避難所開設を行うこととなっている。

▼避難されていた方々の中で、対策本部を設置して、名簿作りを先ず行ったが、485人+車中泊で約700人だったが、車中泊まで手は回らなかった。正月だったので、帰省客なども多かったのも、県外の方も多くいた。

▼消防団員が中心になって、仮設トイレを校庭につくったりしながら、避難所開設を行ったが、その後プッシュ型で仮設トイレや凝固剤が届いた。

▼避難所スタッフで仕事に復帰する方などいたので、長期の避難所体制に備えるため、10日に班体制などを見直し・再編成をした。

▼1日～15日まではミーティングを朝晩2回行っていたが、16日からは夕方のみ1回にした。

▼消防団は、見回りを行い、在宅の方の安否確認などにも回ってくれたし、リヤカーでの水の運搬など193日間の避難所運営に23人の団員が、ずっと関わってくれて、八面六臂の活躍だった。また、団員2名が避難者として過ごされていたので、避難者も安心感を持たれていた。

▼避難所としての学校を子どもたちが使えるようにする準備もしていった

▼感染症が出始める中で、運営の当番には「オールキャスト」で臨んだ。

▼小中学生が作成した「正院小ひなんしょ新聞」にも、その対応が呼びかけられるなどした。ひなんしょ新聞は「ケセラセラ」と名付けて、子どもたちが、希望を持たせてくれた。

▼支援物資も届き体育館で管理したが、子どもたちに体育館を使ってもらうために、支援物資を整理して、体育館をできるだけ使ってもらようにし、卒業式も行えた。避難所と学校の共存をめざした。

▼去年の5月の地震の際に、ボランティアで来てくれた縁で富山の方が炊き出しも行ってくれた。

▼運営のポイント

①県内外の支援チームの力を借りる。受け入れ体制を整えてその専門知識や知恵を活かす。

②運営が円滑に行くよう班構成を工夫する。避難所の変化に伴って班構成を見直す。

③避難者、スタッフ、県内外の支援チームが運営方針を共有できるようにミーティングを重ねる。

④一人に負担が集中しないよう各班で連携を深める。順番に休息が取れるように体制を工夫する。

▼今後の課題

①指定避難所の想定避難者数に見合う備品(水、食料、簡易トイレ、毛布、個別テント、段ボールベッド、マット、パーテーションなど)の充実を図る。定期的な点検を怠らない。

②「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを念頭に、公民館や自主防災組織などを中心に置きながら、地域住民が協力できる体制を作り上げていく。

▼避難所運営については、避難者の多くが、地域の中で顔の見える関係があったことが、うまくいったことにもつなかったと思う。いずれにしても性善説にたって避難所運営にあたるという心持が大事だと思う。

▼150年以上続くお祭り「奴振(やっこふり)」があるし、運動会もあるが、コロナで中断していたものの昨年再開した矢先だった。公民館事業もできるだけ早く復活したい。

15時～

若山公民館では、PWJ珠洲事務所の木下さんの案内で9月23日の大水害によって避難されたお二人の方とお話しする機会を頂きました。

気づいた時には、浸水が始まっており、やっとの思いで避難したとのことで、私たちに「とにかく避難袋を持って逃げるのではなく、身一つで命だけ持って逃げた方がよい」とのメッセージを頂きました。

今日の日曜日には、避難所の集約によって、今の避難所から引っ越さなければならないとのことで、PWJの木下さんと相談をされていましたが、地震・水害という二度の災害が大きくダメージを与えている被災者の気持ちを考えた時、我々も「複合災害」への向き合い方を考えておかなければならないことを痛感させられました。

16時30分～

津波被害の大きかった宝立地区では、液状化によるマンホールなどもそのまま放置されていたり、ほとんど手のついてない沿岸部の復興は見通せない状況です。

一方で、世界的建築家がデザインした、木造2階建て仮設住宅6棟90戸が完成しており、接着剤を使わず接合した集成材「DLT」で作った箱型ユニットを積み重ね、仮設住宅では初の木造2階建てを実現し、県内産の杉が使われているとのことです。

仮設住宅用地が、大幅に不足している本県においても、2階建て仮設住宅の参考となるのか、検討が必要となります。

4日早朝には、宿泊させて頂いたPWJ珠洲事務所の周辺を見て回ったが、公費解体工事が7時から始められている状況を目の当たりにしたが、やっと公費解体が進み始めたことを感じる街並みでした。

【11月4日 輪島市】

10時15分～

輪島市役所門前総合支所にあるJOCA（青年海外協力協会）では、門町地区で仮設住宅を訪問し、被災者の支援を行われている「親子支援・災害看護支援*てとめっと」代表の山中弓子さんから、門前地区での仮設住宅や被災者の状況についてお話を伺いました。

11カ所の仮設住宅に500前後の世帯があり、水害の被害も大きく支援者も足りない状況だと言われていましたが、門前地区でも支援者は3名とかで、その負担量は大変だと思わざるをえませんでした。

輪島の方は、大きな家に住んでいた方が多く、土間ほどの広さの仮設住宅の間取りで、2人で暮らすことにストレスを感じられている方もいるし、仮設浦上団地では4月に入居して、9月に浸水で、入居者は疲弊しており、メンタル面での支援が必要であるとのことでした。しかし、集会所もなく、今後サロン活動を充実させていくことが課題となっているそうです。

当日は、支所の駐車場にバスが2台止まり、若い方たちが周辺に多くいましたが、水害復旧のボランティアバスが出されており、ボランティアの受け入れ体制も調整されているとのことでした。

訪問した前日には、永野海弁護士が開催された被災者の相談会では、春先より質問も増え、具体的になったと仰られていましたが、永野弁護士のFBでは、「いままでは死なないこと、生き抜くことで精一杯で、お金のことや支援制度のことなど考えられなかった。仮設に入れたことでようやく少しそういうことが考えられるようになった。」ことなどが影響されていたのではと書かれていました。

避難所は、8月に一旦閉鎖されていたが、水害で再開されているとのことです。

買い物難民に対しては移動販売もあるが、通院難民は深刻な問題であるとのことでしたし、これまで支所で公費解体の申請受付をしていたのが、11月からは輪島市役所に一本化されたということで、こちらも車の運転ができない高齢者には、大変な負担になることだと思いました。

これから仮設への支援活動に出られる前に時間を取って頂いた山中さんに、感謝し、総合支所を後にしました。

11時～

能登半島のいわゆる外浦と呼ばれる沿岸部で、最大4mを超える地盤隆起があると言われていたが、支所から車で10数分のところにある門前町黒島の地盤隆起の現場を見てまし

た。

今は、砂浜となっている中に波消しブロックが多く見受けられ、港から堤防までがずっと陸上になってしまっており、このような地形変化は「数千年に一度」と言われているとのことでした。

また、伝統的建造物群保存地区の黒島地区も、中まで入り込む時間はありませんでしたが、道路側から見ただけでも、被害の大きさが分かりました。

高知県でも、今後は室戸吉良川地区や安芸市土居廓中での備えの教訓とすべきことだと思う次第です。

12時15分

大地震発生後およそ1時間10分後に火災発生の一報に始まり、地震による断水や津波への恐れで海へも近づけず、消火活動が遅れる中、火は燃え広がり、朝市通りと呼ばれる本町商店街周辺を焼きながら拡大しました。2日7時半ごろ火災を鎮圧、6日午後5時10分鎮火したとの記録があります。

消失面積は約49000㎡、焼損棟数約240棟に上ったと言われています。

そして、象徴的建物だった倒壊ビルの公費解体も始まったばかりの街並みをどのように復興させていくのか、これからの課題であることを突きつけられた輪島市内の火災跡でした。

12月15日「避難所の環境整備は喫緊の課題」

今朝の高知新聞の社説では、政府が災害時の避難所運営に関する自治体向け指針を改定し、確保すべきトイレの数や被災者1人当たりの専有面積に国際基準(スフィア基準)を反映させ、避難所環境の抜本的改善に取り組むことが取り上げられていました。

改定指針では、具体的な数値目標として、トイレの数は、災害の発生当初から50人に1個用意し、一定期間経過した後は20人に1個、女性用は男性用の3倍にするよう求めています。

また、専有面積については、1人当たり最低3.5平方メートル(2畳程度)と定め、生活空間を確保するため間仕切りの備蓄も求めています。

このほか、仮設入浴施設の設置基準や、キッチンカーなどによる温かい食事の提供方法も例示しています。

避難所環境は、大規模災害のたびに改善が図られてきましたが、国は高齢者への配慮などを示した運営ガイドラインを策定し、被災地の要望を待たずに物資を送る「プッシュ型支援」なども進めているというが、道路が寸断されたりしたときに、届くのかとの心配はなかなか解消しません。

2016年の熊本地震では、災害関連死は熊本県で直接死の4倍超に上り、能登地震でも災害関連死は247人となり、直接死228人を上回っています。

高知県では、来年度からの南海トラフ地震対策行動計画に避難所の環境整備を重点課題として位置付けるとしているが、私が、高知県でもスフィア基準に基いた避難所環境の整備を求めたのは平成30年の議会質問で、県議会では初めての質問でした。

その二年後にも本気で避難所環境の整備を求めたものでしたが、いくつかの災害を体験してやっと追いついてきたとの感がしています。

12月22日「洪水浸水リスクのある仮設用地の検証を」

復興への険しい道のりを歩まれていた能登半島地震の被災地が、9月21日、記録的な豪雨に見舞われ、仮設住宅が浸水し、被災リスクを抱えた土地に仮設住宅を建設せざるをえなかった課題について9月定例会で取りあげたことがありました。

石川県によると、能登半島地震の被災地を襲った9月21日の豪雨で、輪島市と珠洲市の計6カ所の仮設住宅218戸総戸数の約4割が床上浸水し、土砂や浸水により住宅約700棟の全半壊が確認されるという「二重被災」が起きました。

このことを受けて朝日新聞の取材によって、南海トラフ巨大地震発生時に大きな津波被害が予想される14都県のうち5県が用地を確保した仮設住宅約2万7千戸は、大雨の洪水で浸水する恐れのある区域内に含まれ、5県全体の15%にあたることが分かりました。

二重被災の恐れがある区域内に仮設の候補地を含めているのは愛知、三重、徳島、愛媛、宮崎の5県で、愛知県は、建設を見込む5705戸のうち約40%がこの区域内にあり、愛媛（34%）、宮崎（30%）と続いています。

一方、9月定例会で質した時にも「民有地の抽出では、洪水浸水や土砂災害等のリスクの有無、道路への接道状況といった情報も含めて、リストアップしているところであり、今後、災害リスク等の情報の精度を高め、土地の安全性を確認していく。」という高知をはじめ静岡、兵庫、和歌山、大分、鹿児島は確保した建設候補地が洪水リスクのある場所か把握しておらず、能登の豪雨被害を受けて調査を始めるとのことでした。

知事は、議会答弁の際に「今後は、取り組みを総合的に進める中で、次期南海トラフ地震対策行動計画の期間内には、浸水などに対しても安全性の高い候補用地が選定できるよう、最大限努めていく。」とされていました。

記録に残る1361年の正平地震以来、1498年明応地震、1605年慶長地震、1707年宝永地震、1854年安政東海地震・安政南海地震、1944年昭和東南海地震 1946年昭和南海地震と約100年～150年間隔で繰り返す南海トラフ地震が昨日昭和南海から78年を迎えました。

繰り返される様々な自然災害から学べる備えに、向き合い続けるしかありません。

1月3日「仮設で「能登復興」の第一歩」

今朝の高知新聞27面に「仮設 能登復興の第一歩に 住民「現実受け入れ前へ」」との見出しで、能登半島地震から1年、そして集中豪雨なども見舞われた石川県珠洲市若山町の上黒丸地域の今が取材されていました。

私たちも下知消防分団の皆さんと珠洲市を訪ね、集約されてしまう若山町の避難所を案内頂いた時、9月23日の大水害によって避難されたお二人の方とお話する機会を頂いたことを思い出します。

お二人が口々に言われていたのは、気づいた時には、浸水が始まっており、やっとの思いで避難したとのことで、「とにかく避難袋を持っ

て逃げるのではなく、身一つで命だけ持って逃げた方がよい」とのメッセージでした。

記事では、11月、23戸の仮設住宅が完成し、散り散りだった約40人が地域に戻り、年末にささやかな「復興祭」が開かれたとのことだったが、あの元気なお二人の高齢者の方も参加されていたのだろうかと思いながら、記事を読ませて頂きました。

1月5日「被災地と向き合う建築家」

今朝の朝日新聞の「(1995年からの現在知)「閉じた箱」安心安全でも ブースやモール、分断どうつなぐ」の記事で、「神戸で考えた、できることは」との見出しで、世界的建築家の坂茂さんの記事がありました。

建築のことに疎い私が、板さんを知ったのは、能登の珠洲市を訪ねた時に、宝立町に二階建ての仮設住宅ができたとの話を聞かせて頂いた時に、高知でも二階建ての仮設住宅の可能性を求めていただけに関心を持つこととなりました。

その板さんは、「建築や高速道路はこんなに簡単に倒れるのか。想像を絶する光景」を目の当たりにして1995年の神戸市での活動以来、世界各地の被災地や紛争地で仮設住宅造りなどを続けられているとのことでした。

神戸で、板さんは「ほとんどの人は地震ではなく、建築の倒壊で亡くなった。建築家の責任でもある」と痛感されたそうです。

そして、避難所で被災者が雑魚寝をする姿に、「近代の日本でまだこんなことが」と驚かれて、2004年の中越地震以後は、避難所でのプライバシー確保のために紙管とカーテンによる間仕切りを作り続けてこられました。

その板さんが、月刊「世界」の1月号で「同じ災害はふたつとない」と題して、災害後の住まいと建築家の向き合い方について、書かれています。

その中には、「建築家には復興の過程でたくさんの仕事が舞い込みます。自分たちの責任とは向き合わず、復興の仕事ばかり意識する建築家は少なくありません。避難所や仮設住宅などの住環境を改善するのも建築家の仕事のはず。それなのに彼らの目には避難所や仮設住宅で過酷な暮らしを強いられる人たちが写っていない

ように感じました。」とあり、考えさせられます。

そして、「今年6月、珠洲市で石川県産の木材を使用した木造2階建ての仮設住宅を建てました。珠洲市の仮設住宅は原則2年間の入居期間が過ぎても、そのまま使用することができます。被災した人たちは、ただでさえ災害で住み慣れた住居を失って疲弊しているのに、避難所から仮設住宅、災害公営住宅への引っ越しを送り返さなければなりません。避難所の環境を改善し、仮設住宅を組み心地の良い良いパーマネントな状況にできれば、どれだけ被災者の負担が減るか。同じ予算ならすぐに廃棄するプレハブよりも、パーマネントに利用できる住居の方が財政にも、環境にも良いに決まっています。」とあり、南海トラフ地震をはじめ、これからの被災地で生かされなければならないこととして、しっかり受け止めたいものです。

1月6日「能登半島連環災害の復興を考える～阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて」

昨日は、「まち・コミュニケーション」の主催で開催された「阪神淡路大震災30年の経験から考察する能登半島地震・豪雨被災地の復興への論点」と題したオンライン勉強会に参加していました。

室崎益輝先生（神戸大学名誉教授、減災環境デザイン室顧問）から「能登半島連環災害の復興を考える～阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて」と題したテーマで学ばせて頂きました。

30年経過して復興の歴史的評価が見えてくる、また30年経過して復興の課題意識を変えなければならないこともあるとのことで、「能登半島地震から豪雨へと続く災害は、質的にも量的にも前例のない破壊力で前例のない被災をもたらした・・・それだけに前例のない対応、前例のない復興が求められている・・・前例主義からの脱却が不可避」ということが、まさに今問われていると考えさせられました。

そして、私たちが南海トラフ地震からの復興に立ち向かう時には、「前例のない復興」を求められるのであろうと思う時、阪神・淡路大震災から続く国内で連環する災害の復興の教訓を、私たちの地域に即した形で翻訳し、その具

体化を図っていくことが求められることを肝に銘じておかなければなりません。

1. 17を前に、貴重なお話を聞かせて頂きました。

1月10日「災害用備蓄は避難所により身近な分散備蓄を」

内閣府は昨日、都道府県と市区町村ごとの災害用物資の備蓄状況を公表しました。

今回初の調査で、アルファ米やパンなどの主食は全国で計9279万9895食分、簡易ベッドは計57万5204台分が蓄えられているなど内閣府は「主食は一定量が確保されていることが明らかになった」と評価し、ベッドやトイレについても備蓄の支援を進めるとしています。

昨年元日の能登半島地震では多くの避難所で食料が不足するなど、交通網の寸断により支援物資の輸送も難航しました。

そのことを教訓に、内閣府は24年11月1日時点の指定避難所などでの備蓄状況を、都道府県と市区町村ごとに調べたもので、内閣府は各地の備蓄状況を公表することで、自治体に不足分の確保を進めてもらうものです。

「体育館での雑魚寝を解消するには、簡易ベッドの備蓄をもう少し増やしてほしい」との声もあり、国は簡易ベッドやトイレカーなどの導入費用を補助するため、24年度補正予算に約1000億円の地方創生交付金を計上しており、その一部を充てるとしています。

能登半島地震での教訓から、交通網の寸断により支援物資の輸送が滞ったことから、本県ではより住民に近いところに物資が備蓄できるよう市町村での分散備蓄を進めることとしています。

その際に、高知市の長期浸水エリアでは、津波避難ビルなどに居住者や避難者が一定期間取り残されることから、津波避難ビルなども含めて、孤立が想定される地域などの住民に物資が確実に届くような取組も進めていくことが求められています。

(5) 事前復興について

8月22日「『事前復興』『災害ケースマネジ

メント』について学ぶ」

19日、20日と連続で、この間重点的に取り組んできた二つのテーマで連続しての学びの場に参加してきました。

19日は、高知市防災人づくり塾で高知市事前復興まちづくり計画策定検討委員会会長・牧紀男先生(京都大学防災研究所)による「事前復興のすすめ—南海トラフ地震後の高知の生き残り—」と題したお話で、復興の課題、復興できるための事前の取り組み、なぜ事前復興が進まないのかなどについてお話を頂きました。

先生のお話のポイントは、先生の近著「平成災害復興誌—新たなる再建スキームをめざして—」の結びにある「災害前から被災することも踏まえた地域の姿、ありようを描き、その実現のために努力していくことが不可欠である。何の備えもなく、良い復興が実現されるということとはありえない。」に尽きると思います。

20日は、高知県災害ケースマネジメント研修で、市町村職員や士業会、社協職員の方々約140名(オンライン110名)が参加された中、被災地での被災者支援に尽力されている永野海弁護士(日弁連災害復興支援委員会副委員長)から「過去の大規模災害から生活再建を学ぶ」とのテーマで、能登半島地震での支援活動をはじめ、「罹災証明は市民と自治体の二人三脚作業」「見えにくい被害にこそ寄り添う」「支援制度を使いこなした地域を復興する」「支援制度を活用した住まいの再建を感じる」について、お話頂いたのち被災者生活再建カードを使ったワークショップを行って頂きました。

ワークショップを通じた支援制度を活用した住まいの再建の疑似体験は、被災後の生活再建を自分事にするうえで、有効なものだと感じました。

また、被災前から支援制度を知っておくことが、行政にとっても市民にとっても生活再建の多様な選択肢を活用し、諦めることなく復興に向けて歩み出すことにつながると思いました。

牧先生には、一昨年少知地区減災連絡会の学習の場に来て頂きましたが、今度11月には永野先生にお越しいただくこととなっています。

災害ケースマネジメントの仕組みを事前に学ぶことも事前復興の大きなツールです。

10月10日「二人三脚の復興を目指す～罹災証明問題を考える～」

10月8日は、常任委員会審査が休会だったので、オンラインで日弁連主催のシンポジウム「能登半島地震 二人三脚の復興を目指す～罹災証明問題を考える～」に参加できました。

早川潤弁護士(金沢弁護士会元副会長)の「金沢弁護士会の活動報告」、江崎太郎氏(特定非営利活動法人YNF代表)の「復興支援『ミツバチ隊士業派遣プロジェクト』で見えてきた現状」についての報告の後に、「二人三脚の復興を目指す～罹災証明問題を考える～」をテーマにパネルディスカッションが行われました。

パネリストには、報告に引き続き江崎太郎氏をはじめ、林正人氏(一級建築士、能登復興建築人会議)、徳島県の堀井秀知弁護士(日本弁護士連合会災害復興支援委員会副委員長)、今度下知で講演頂く永野海弁護士(日本弁護士連合会災害復興支援委員会副委員長)が並び、いつもご指導いただく津久井進弁護士(日本弁護士連合会災害復興支援委員会元委員長)が、コーディネーターを務められました。

罹災証明書による認定によって、いかなる支援が受けられるのかが決まり、被災者の将来が決まってしまう。

しかし、災害が発生するたびに、罹災証明書をめぐる課題が指摘されています。

被災者と行政が対立するのではなく、復興という方向に向いて、被災者と、自治体、支援専門家等の二人三脚、三人四脚による生活再建、地域の復興を実現するために大切になる視点や問題点等のお話を聞かせて頂きました。

被災地で誰に聞いても、罹災証明のことを十分に知らないのに、申請期限を設けて打ち切るなどということがあってはならない。

被災者が罹災証明の申請の窓口を怖がらないように、「一緒に頑張りましょう」の一言で受付が始まると随分違う。

被災地、被災住民のための復興であり、そのための罹災証明であって欲しいとの思いの伝わるメッセージをありがとうございました。

11月28日「阪神淡路・東日本大震災復興事業の教訓を能登・南海トラフに活かして」

来年1月17日で、阪神淡路大震災から30年を迎えるが、地震と火災で壊滅状態となった「新長田駅南地区市街地再開発事業」という、ようやく完了した神戸市の巨大復興事業から教訓をくみとり、今後はどう生かしていくかが改めて問われようとしています。

市は事業を検証し、21年に報告書を公表し、耐震・耐火策が充実し、人口が増えたことで「事業目的はおおむね達成」との基本認識を示したというが、5年前に新長田駅周辺を訪ね、「兵庫県震災復興研究センター」出口事務局長にお話を伺い、現地を視察した時からそのようなことは言えないものだと感じていました。

出口さんは、「復興災害をもたらした要因には2つあり、1つは復興に名を借りた便乗型開発事業の側面であり、もう1つは復興プログラムの貧困さ、非人間性、非民主性、官僚制、後進性であった。」と指摘されていました。

さらに、お会いした商店街の皆さんは、「高い管理費、高い固定資産税、そして借金返済」という三重苦の負担にあえぎながら、「コストのかかる街」で営みを続けられていますが、「活性化（にぎわいづくり）の課題」と「まちの正常化・あたりまえの街にするという課題」を克服することが求められているとのことで、神戸市の言う「達成した事業目的」とは、一体何だったのかと言わざるをえません。

そして、東日本大震災で被災された石巻市雄勝地区の阿部晃成（現金沢大学・能登官民連携復興センター）のお話を昨年もお聞かせ頂いたり、「検証なき復興フェードアウトに抗して」という東日本大震災の復興事業の検証講演動画を見せて頂いたりする中で、東日本大震災においても復興事業の検証にもとづいた教訓も共有しておかなければなりません。

総延長433km、1兆3621億円を費やした防潮堤の背後には人家のない荒地も目立つ地域が多くあり、1区画当り最大1.9億円、平均6700万円を費やししながら対象世帯の1/3の参加にとどまった防災集団移転事業では、移転元跡地利用は進まず、未だ30%が未利用地が残っています。

大船渡市や七ヶ浜町の差込式防集など、事業費を抑えながらコミュニティに配慮した優れた

事例は評価すべきですが、全体像は生活再建を置き去りにした巨大土木事業の推進だったと言わざるをえない復興事業について、退任した遠藤宮城県副知事は、臆面もなく、「住民合意の軽視が過剰スペックとなり、モラルハザードを生んだ」と述懐したという報告に驚かざるをえません。

これから能登半島地震の復興事業が進められることになりそうですし、私たち高知では事前復興議論が進められることになりそうですが、復興事業がもたらした災害ともいえる弊害を教訓として学びながら、今後を生かしていくことが求められるのではないのでしょうか。

(6) 災害ケースマネジメントについて

① 災害関連死への備え

4月14日「熊本地震の教訓を備えに生かして」

熊本、大分両県で計276人が犠牲となった2016年4月の熊本地震は14日、最初の激震「前震」から8年となりました。

インフラ復旧は大きく前進し、地震の約2カ月後に創設された熊本県の復旧・復興本部会議は今月5日付で廃止されたそうです。

被害の大きかった益城町では4月14日夜の前震、16日未明の「本震」で、観測史上初めて震度7を2回記録しました。

熊本、大分両県で計約4万3千棟の住宅が全半壊し、最大時には計約19万6千人が避難し、両県の犠牲者のうち、約8割に当たる221人が災害関連死だったのも大きな特徴の震災でした。

2021年3月時点の災害関連死の内訳状況は、以下のとおりとなっています。

性別では男性が115人（約53%）、女性が103人（約47%）と、大きな差はなく、年代別では最も多いのが80歳代の75人（34.4%）で、70歳代以上の方は計169人（約78%）でした。

既往症があった方は218人中190人（約87%）と大きな割合を占めていましたが、疾病では「呼吸器系の疾患」が63人（28.9%）と「循環器系の疾患」が60人（27.5%）と多く、「自殺」も19人（8.7%）と

なっています。

原因区分別では「地震のショック、余震への恐怖による肉体的・精神的負担」が112人(40%)と最も多く、「避難所等生活の肉体的・精神的負担」の81人(28.9%)、「医療機関の機能停止等(転院を含む)による初期治療の遅れ(既往症の悪化及び疾病の発症を含む)」の14人(5%)、「社会福祉施設等の介護機能の低下」の9人(3.2%)が続きました(複数回答のため計280件)などとなっています。

災害関連死が直接死の4倍だった熊本地震から、復興過程で「誰一人取り残さない復興」は、8年が経った今、まさに正念場であり、地震前の住まい、暮らしを再建できず、孤立や苦勞を強いられる住民をどう支えるのか。

初期フェーズで災害ケースマネジメントに取り組まれたこともあったが、地域や住民間の復興格差が広がりかねない中、県や市町村がこれからも被災者に長期的に寄り添うとともに、地域社会の見守りも重要になっていることが、平時から求められることになろうと思います。

我々が向き合わざるをえない南海トラフ地震、首都直下地震への警戒に加え、今年3月以降に宮崎県などで震度5弱が相次いで観測されている今、熊本だけでなく、全国で油断することなく備えたいものです。

6月7日『「罹災証明の壁」を超えるために』

6日の高知新聞で「罹災証明という壁 能登が問う高知の今」との記事が掲載されていました。

罹災証明は義援金や被災者生活再建支援金の支給区分に直結し、融資やさまざまな支援の土台となる重要な書類なのですが、この罹災証明が、住宅がどれくらい壊れたのかということだけを指標とする点については、多くの有識者から疑問視されてきました。

ここでは、記事から気にかかった点だけ、触れておきたいと思います。

支援に向かう自治体職員は、判定のプロでもなく、「行ってみて、やってみての世界ですよ」「人の生活を左右するプレッシャーはある。でも、見たまんまやるしかないっすよ。被災地に

は研修をしている時間も余裕もないですから」と、コメントしているが、判定をうける被災者は、「家やなくて、もっと人間見てほしいわ」と言われています。

被災者にこのような思いをさせないためにも、今回の能登半島地震の復旧・復興過程の中で、「家の壊れ方だけでなく、その人が暮らせるのか、暮らせないのかで考えるべきであり、生活の困難さへの理解が欠けています。『制度は被災者のために』という原点に返らないといけません。」と、いつも紹介させて頂く兵庫弁護士会の津久井進弁護士は指摘されます。

また、迅速さについて、独自に判定の迅速化を図る動きとして黒潮町の「一軒一軒ではなく、ドローンを活用して津波被害を受けた地区単位で全壊などを判定できないか研究する」というコメントが紹介されているが、このことも大事なことです。

このことについては、津久井進弁護士らが共同代表をされている「一人ひとりが大事にされる災害復興法をつくる会」は、罹災証明書の申請、認定の方法、発行などについては被災者支援の目的に沿って行われる必要があることについて、提言されています。

提言の中では、罹災証明の申請にあたっては、「被災者の負担となるような資料の提出を求めることのないように注意を促し、申請の際には、壊れた住居の写真などを求めるべきでなく、自己判定方式でない限り、写真の提出を求める必要はないとして、罹災認定の方法も、これまでの大規模災害のように、航空写真やドローンを活用した簡易判定、一定のエリア内の建物はすべて全壊と判定するエリア認定など、考え得る手段をできる限り活用して、手続を進めるべき。」と指摘されています。

まさに、黒潮町の検討は、そのような提言の趣旨に沿って検討されていると思われます。

これから高知県が「罹災証明の壁」を乗り越えていくためには、津久井弁護士らが言われる「制度は被災者のために」という原点に立ち返った現場対応のできる備えが必要なのだと思います。

②災害ケースマネジメント

4月20日「災害ケースマネジメント」

17日の危機管理文化厚生委員会の本庁業務概要調査で、「災害ケースマネジメントの実施体制に係る市町村向け手引き（Ver.1）」の出来上がりについて、質問をしました。

令和2年9月議会で、初めて「災害ケースマネジメント」の導入について取り上げ、南海トラフ地震対策行動計画に盛り込み、取り組んで頂いていた市町村向けの手引きができあがり、17日にホームページにアップされたばかりでした。

17日の質問でも尋ねた平時の重層的支援体制整備事業等、福祉施策との連携についても少し触れて頂いています。

しかし、コンパクト感が強いかなと思っていたら、手引きの中に、「県の取組、また市町村の今後の取組状況を踏まえ、本手引きを随時改定し、取組方針で示した中期・最終目標に向けた取組内容を追加していく。」とありました。

バージョン1であって、随時バージョンアップしていきたいとの考え方を示しています。

私も、これまで以上に「災害ケースマネジメント構想会議」の皆さんにご指導頂き、現場に生かせる手引きとなるよう意見反映もしていきたいものです。

公表された日の深夜に、高知で震度6弱の地震とは、何かこの手引きの持つ意義を余計に感じさせられた気がします。

1月15日「災害ケースマネジメントと連携」

昨日は、内閣府と鳥取県が共催した「災害ケースマネジメントに関する地方公共団体及び関係民間団体向け説明会」のオンライン聴講が可能でしたので、可能な講演部分を聞かせて頂きました。

災害ケースマネジメントの普及啓発を図るため、関係民間団体を交えた説明会を実施することで知見の共有と平時からの連携体制の構築を行うためということで、全国の数か所で開催されているものです。

災害ケースマネジメントの取組にあたり、官民連携の必要性を学ぶとともに、災害ケースマ

ネジメントの実施方法等を参加者で話し合うことにより、被災者の生活再建支援について考えるためのワークショップも設けられています。が、そちらは会場参加のみとなっていました。

鳥取県における災害ケースマネジメントの社会実装に向けた取組について、鳥取県危機管理政策課の方の報告の後に、導入講義として、日本弁護士連合会災害復興支援委員会前委員長の津久井進弁護士が「災害ケースマネジメントと連携のポイント」について、講演されました。

災害ケースマネジメントのポイントとして「一人ひとり(≠被災世帯)のリアルを把握する」「申請主義を克服するためのアウトリーチ・伴走型支援、声なき声を聞く」「支援の総合化・計画化」「多くの社会資源で重層的に支援する。餅は餅屋で、よってたかって連携し、一人ひとりを支える」「生活再建を図るためという目的を見誤らない」ことが、大事であることが強調されました。

また、事前必聴が求められていた大阪公立大学大学院文学研究科菅野拓准教授もコメンテーターとして参加されていました。

被災者の主体的な自立・生活再建を目指す災害ケースマネジメントと地域福祉などの平時の支援とを連携させ、双方がよくなるフェーズフリーな体制を築いていけたらと思います。

1月30日「被災者生活再建の財源を渋るな」

1月27日付毎日新聞で、「住宅全壊に300万円 不十分」「被災者支援 26道府県知事」との見出しで、災害で住宅が「全壊」した世帯に最大で300万円を支給することなどを定めた被災者生活再建支援法について、全都道府県の知事を対象に実施したアンケート結果を公表しました。

結果として、青森県や徳島県など26道府県の知事が300万円では「不十分」と答え、本県など18県の知事が「どちらでもない」と答えています。

また、大規模半壊の世帯に最大250万円、中規模半壊に最大100万円の支給額の引き上げについては、本県は「現行のままでよい」としています。

住宅の再建に当たり、能登半島地震の被災地

では「もう少し支援があれば」という声もある中、行政による公助を充実させた方がいいと考える知事が多いのに、本県は財政状況を考慮しての消極姿勢と思われるが、国への働きかけはもちろんですが、被災県民のことを考えたら、国難級の災害にどう向き合うかということを真剣に考えて欲しいものです。

このような状況に対して、日頃から災害ケースマネジメントをはじめ災害復興の在り方についてご指導頂いている兵庫弁護士会の津久井進弁護士は、みずからのFBで、「毎日新聞報道は、そんなことに躊躇せず、「現地が必要だ」という声を強調していて、グッときました。なお、財源論は、実際の数字を見たら、誤魔化しに過ぎない。この26年の平均支出額は年額210億円。アベノマスクより低い！」と、財源はあることを強調されていました。

2月定例会でも、知事に質問させて頂きましたが、本気で、国会でも議論して頂きたいものです。

(7) 南海トラフ地震対策について

①南海トラフ地震への備えと臨時情報

4月18日「高知、愛媛で最大震度6弱」

昨夜、11時14分ごろ、豊後水道を震源とするマグニチュード6.6の地震があり、愛媛県愛南町と高知県宿毛市で震度6弱を観測したほか、中部地方から九州地方にかけて震度5強から震度1の揺れを観測しました。

地震による津波がなかっただけでも、皆さん落ち着いた対応ができたようです。

私は、居住しているマンションの大規模修繕工事中で足場に異常などないか周辺を点検して回りましたが、大きな変化はなかったようでした。

それでも、愛媛県と高知県で震度6弱以上の揺れを観測したのは、現在の震度階級が導入された1996年以降初めてのことでしたので、皆さん驚かれたようです。

私も、最大震度を記録した愛媛県愛南町と高知県宿毛市に在住の知人の安否を確認したことでした。

気象庁によると、今回の地震は南海トラフ巨

大地震の想定震源域の中で起きたものの、フィリピン海プレートの内部で発生したもので、想定されるプレート境界の地震とはメカニズムが異なるほか、地震の規模が小さいことから、南海トラフ巨大地震の発生の可能性が高まったとは考えていないとしています。

そして、多くの皆さんが心配した伊方原発のある愛媛県伊方町は震度4の揺れを観測しましたが、四国電力では運転中の3号機の出力がおよそ2%低下していることが確認されたものの、運転に影響はないとして、周辺の放射線量を測定するモニタリングポストの値にも変化はないとしています。

地震が頻発するこの国で、原発立地周辺住民がその都度心配を繰り返さなければならないことはいい加減やめにしてもらいたいものです。

震度6弱を観測した宿毛市では電柱が倒れたほか、水道管から水が漏れ出したり、震度4を観測した梶原町では、町内松谷地区では地震による落石や倒木で道路が通行止めとなり、5世帯が孤立状態になっていますが、今朝から本格的な被害状況の把握がされると思いますが、大きな被害が出ないことを願うばかりです。

気象庁は、揺れの強かった地域では地震発生から1週間程度、最大震度6弱程度の地震に注意してほしいとのことですが、皆さん改めて備えのチェックをしておきましょう。

8月9日「初の南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」

8日午後4時42分ごろ、宮崎県沖の日向灘を震源とする地震があり、宮崎県日南市南郷町で最大震度6弱を観測し、震源は宮崎県の東南東30キロ付近で、震源の深さは30キロ、地震の規模を示すマグニチュード(M)は7.1でした。

この地震を受けて、気象庁は初の「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」を発表し、今後1週間は巨大地震に注意するように呼び掛けていました。

特に、今回は初の「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」への対応で各自治体の対応に混乱が生じているようです。

「巨大地震警戒」であれば避難に時間がかか

る人には事前避難を求めています。今回の「巨大地震注意」では、事前の避難は伴わないで、「日頃からの地震の備えの再確認」に加えて、地震が発生したらすぐに逃げられる準備を求めています。

とにかく、いつもより身構えながら、日常生活を続けてほしいということになります。

皆さん、お盆や夏のイベントで移動や人出の多くなる一週間です。

過度に不安を抱くことはなくとも、くれぐれも正常性バイアスに陥らないように、身構え備えた生活を送りましょう。

なお、昨夜知事からは、それらのことを踏まえて、県民の皆さんには、次のようなメッセージが出されています。

○「巨大地震注意」の段階で求められている対応としましては、発表から1週間から2週間程度は、通常の生活を送りながら、次の地震に向けた備えを再確認していただきたい、という情報です。

○ 具体的には、・避難場所・避難経路の確認・家族の皆さんとの安否確認手段の確認・家具の固定ができているかの確認・非常持出品の改めての確認・緊急情報の取得体制の確認こういった備えを、通常の生活を送りながらも、しっかりと行っていただきたい、というメッセージです。

○ また、今後、大きな揺れを感じたらすぐに避難できるよう準備してください。

○ 具体的には、・非常持出袋をあらかじめ準備しておく・すぐに避難できる態勢で就寝するといった備えをお願いします。

8月11日『巨大地震注意』臨時情報は空振っても、備えを確かなものに」

2016年に下知地区減災連絡会で石巻市を訪問した時、同行取材され、下知にもお越しになり、昭和小学下知コミセンで取材頂いた朝日新聞編集委員の佐々木英輔氏が、今朝の朝日新聞に南海トラフ地震臨時情報に関する記事を書かれていました。

「巨大地震、起こるのは数百回に1回？なぜ1週間？注意情報の根拠は」の見出しで、南海トラフ地震をめぐる出た「巨大地震注意」の

臨時情報で、いつもより数倍起きやすくなっているのに、起こるのは数百回に1回とされていることや、警戒が求められる1週間は、どのような根拠で決められたのかとの記事です。

記事によりますと、「数百回に1回」のもとになったのは「1437分の6」という数字で、これは、南海トラフではなく、世界で過去に起きた地震の統計にもとづくものとされています。

マグニチュード(M)7級以上の地震が起きたとき、1週間以内にM8級以上の巨大地震が起きたケースを数えると、1904年から2014年までの1437事例のうち、6事例あったということで、東日本大震災も、このうちの一つでした。

2011年3月9日にM7.3の地震が発生し、2日後にM9.0の巨大地震が起きており、地震は予知できないものの、この時点で巨大地震への警戒が呼びかけられることはありませんでした。

2019年から始まった南海トラフ地震臨時情報は、こうした教訓が背景にあり、予知はできなくても、世界の統計から、起きやすさを類推することはでき、そのことによって「大規模地震の発生可能性が平常時に比べて相対的に高まっている」との表現で、防災対応を呼びかけたものと言えます。

「1437分の6」は、平時の南海トラフと比べると、巨大地震の起きやすさが数倍高まった状態にあたるというが、起きないケースのほうが多いことは否めません。

記事には「南海トラフの震源域では、M7級の地震が15年に1回ほどの頻度で起きていることから、今後も臨時情報の発表が繰り返され、『空振り』が続く可能性のほうが高い。」とあるが、私たちは、それを機会に備えを確認し、気を緩めることなく備えを確かなものにしていくことが求められているのであることと受け止めていく必要があります。

そして、「1週間は注意」との呼びかけについては、内閣府による自治体アンケートで、南海トラフ沿いの534市町村に、避難のストレス、住民感情、自治体業務、経済活動などについて、大きな影響が出始めるまでの期間を尋ね、

「社会的な受忍の限度」として最も警戒する期間は1週間が基本とされたとのことであります。

今回は「巨大地震注意」であることから、一週間程度だが、南海トラフでM8級の地震が起これば、「巨大地震警戒」の臨時情報が出ることになると、その時は避難も含めた対応を1週間、さらに1週間は「巨大地震注意」と同様の対応を取ることにありますから、そのことに対応できる備えと覚悟が迫られてくることを改めて共有しておきましょう。

8月16日「臨時情報『巨大地震注意』呼びかけ終了で、さらに備えの継続を」

今回は初の「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」への対応で各自治体の対応に混乱が生じたり、お盆や夏のイベントで移動や人出の多くなる中での一週間でした。

その間は、今回の「巨大地震注意」では、「巨大地震警戒」と違い事前避難は求められませんが、「日頃からの地震の備えの再確認」に加えて、地震が発生したらすぐに逃げられる準備が求められました。

通常の生活を送りながらも、避難場所・避難経路の確認、家族の皆さんとの安否確認手段の確認、家具の固定ができているかの確認や非常持出品の改めての確認などの備えを、しっかりと行うことが求められました。

とにかく、いつもより備えを確かに、身構えながら、日常生活の継続が求められ、南海トラフ地震は今回のように「臨時情報」が出ないまま、突発的に起こる可能性のほうが高いわけで、「巨大地震注意」の呼びかけが終了しても、防災・減災対応を向上させながら継続していくことが大事になります。

「臨時情報」は、いわゆる避難行動要支援者や耐震性の低い建物に住んでいる人などの被害を大幅に減らすことがポイントですが、それらをチェックしておくことが、突然地震が起きたときにも活かされますので、今回の発令と対応の教訓をチェックし、次の「臨時情報」が発令されたときの対応に活かして頂きたい思います、

令和5年度の高知県民世論調査で、臨時情報の認知度は28%で、多くの住民が情報の意味

を十分に理解しないままの発表となりました。

先日、オンラインでお話を伺った愛知県豊橋市の臨時情報啓発については、令和3年に高知とおなじように28%だった臨時情報の認知率を高めるために、行政から住民への一方的な説明会ではなく、大学の有識者を交えて住民と行政が対等な立場で一緒にどうしたらいいかを考える「南海トラフ地震臨時情報勉強会」を、事前避難対象地域のある12小学校区のうち、事前避難対象地域に住家のある9校区を対象に実施したそうです。

専門家の意見や資料など科学的根拠に基づいて伝える、わからないことや不確定な部分がある事も共有する中で、地域特性に合わせた防災訓練の再考や複合災害対応について検討する必要があるなど、住民も行政も相互に気づくことが多くあったとのことでした。

「臨時情報」が出たときの対応は、行政に一律に決めてもらうよりも、受ける側で微調整していくほうが現実的と言われる中で、今回の一週間を踏まえた自助・共助・公助の相互の話し合いで教訓化していく取り組みが求められているのではないのでしょうか。

1月14日「南海トラフ地震臨時情報・調査終了でも、備えて注視を」

昨夜は、オンラインで全国防災関係人口ミートアップに参加している最中の事務所で、緊急地震速報が鳴り、身構えたところ21時19分頃に日向灘を震源とするマグニチュード6.9の地震が発生しました。

緊急地震速報を聞いた時には、1月1日と17日の間に、いよいよ南海トラフかと緊張しました。

結果として高知市は震度2でしたが、結構な揺れを感じました。

津波注意報が出ましたので、オンライン会議は、途中で退席し、津波避難ビルでもあるマンションに引き上げ、マンション内の要所をチェックして情報収集を行いました。

気象庁では、南海トラフ地震臨時情報・調査中を出し、南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会を臨時に開催し、この地震と南海トラフ地震との関連性について検討しました。

その結果、モーメントマグニチュード6.7の地震と評価し、7.0に満たないことから、南海トラフ地震防災対策推進基本計画で示されたいずれの条件にも該当せず、南海トラフ地震の発生可能性が平常時と比べて相対的に高まったと考えられる現象ではなかったことから、(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価し「調査終了」となりました。

ただし、南海トラフ沿いの大規模地震(マグニチュード8から9クラス)は、「平常時」においても今後30年以内に発生する確率が70から80%であり、昭和東南海地震・昭和南海地震の発生から既に約80年が経過していることから切迫性の高い状態です。

このため、いつ地震が発生してもおかしくないことに留意し、日頃から地震への備えを確実に実施しておくことが重要ですので、改めて備えのチェックが求められています。

2月4日「県民の行動につながる南海トラフ被害想定の見直し検討」

昨日、「県地震被害想定検討委員会」が開催されましたので、傍聴に行ってきました。

県が12年前に公表した南海トラフ巨大地震の被害想定について見直すためのもので、委員には、今村文彦東北大学災害科学国際研究所教授(津波工学)、木下真里高知県立大学看護学部看護学科教授(災害看護)、原忠高知大学防災推進センター副センター長(地盤工学)、福和伸夫あいち・なごや強靱化共創センターセンター長・名古屋大学名誉教授(地震工学)、矢守克也京都大学防災研究所附属巨大災害研究センター教授(災害社会学)が任命されており、福和伸夫名古屋大学名誉教授が委員長に選任されました。

現行被害想定は、平成25年に国と高知県がそれぞれ公表したが、いずれも策定から10年以上が経過していて見直しの議論が進められており、冒頭の知事挨拶では、2025年度末には検討委員会の報告結果を出し、それをもとに対策を強化するため「第6期南海トラフ地震対策行動計画」を改定することにも言及されました。

事務局が提案した「被害想定の見直しの趣旨」

「現行の被害想定」「地震動等予測の手法」「津波予測の条件設定」「被害想定の前提条件及び想定項目」などについて、それぞれの委員から補強意見が出されました。

12年前に出された想定以降、住宅耐震化、津波避難タワーと避難路、堤防の整備など一定の対策の効果を踏まえて、新たな想定がされるが、逆にこの間前回想定には踏まえられていなかった課題も「被害想定の実施項目」として踏まえられることになります。

委員からも出されていた災害関連死や長周期地震動、複合災害など以外にも津波火災などをはじめ14項目が新たに想定項目として追加されています。

相当多岐にわたる被害想定項目ですが、矢守委員の「この想定で諦めるのではなく、行動計画に結びつけ、県民の行動に結びつけて欲しい」との意見とも通ずるが、福和委員長が指摘されていた「これまでは自治体が頑張るための被害予測になっていた。県民の行動を促すようなものに変えないといけない」という指摘も重要な視点であると思います。

6回程度開催される検討委員会の議論を注視し、可能であれば委員会の議論を議会で補強していきたいと思います。

2月13日「求められる南海トラフ地震への備えの多様化と加速化」

昨日は、第82回南海トラフ地震対策推進本部会議が開催されたことが新聞記事にもなっていますが、合わせて高知市長期浸水対策連絡会が開催されています。

今後、いずれも本格化する対策の方向性を定めていく上で大変重要な会議であり、傍聴したかったのですが、私は2月定例会の会派議案説明会のため、傍聴に参加することができませんでした。

事後に資料を見せていただく限り、毎年新たな自然災害における教訓もどのように行動計画の中に盛り込むのか、年々取り組み課題が多様化しているように思われます。

また、これまでも議会で質問や指摘をしてきた津波火災、長期浸水対策、仮設住宅確保、事前復興まちづくり計画や要配慮者支援対策、災

害ケースマネジメント等それぞれの課題の具体化も急がれます。

それらを踏まえて、南海トラフ地震対策第6期行動計画（2025～27年度）案では、津波早期避難意識率や住宅耐震化率を上げ、3年間で想定死者数を現状の4割強に当たる約3500人まで減らす目標を立てています。

長期浸水対策では、長期浸水域内の避難所での衛生対策、要配慮者の緊急避難対策の課題や福祉避難所の確保、さらには広域避難の課題、救助救出活動の後方支援の問題など様々な課題がまだまだ途上であると言わざるをえません。

昨年、インフラの整備状況が長期浸水面積や止水・排水日数にどう変化をもたらすかの推算で優先エリアにおいては、発災から排水完了までに要する日数が13日から31日と平成25年当時の検討結果からは大幅に短縮されていますが、さらにこれらを短縮していくための取り組みが必要であろうかと思えます。

いずれにしても、これらの南海トラフ地震対策第6期行動計画案や長期浸水対策等の素案を十分に検討して、2月定例会での意見反映に努めたいと思います。

(8) 山林火災について

3月5日「地球温暖化と山火事」

3日夜、ZOOMで参加した全国防災関係人口ミートアップでは、「令和7年全国山火事予防運動 地球温暖化と山火事～ふるさとの山を守ろう火の手から～」として、室崎益輝先生（神戸大学名誉教授、減災環境デザイン室顧問）に話題提供いただき、地球温暖化と山火事について考えさせて頂きました。

大船渡での山林火災が始まって、すでに一週間が過ぎました。

室崎先生は、国の内外において山火事が激甚化していることを改めて痛感せざるをえない実態の確認から始まりました。

この2～3年でロシア、アメリカ、カナダ、ブラジル、ボリビアなどで年間20万ha以上焼失し、スペイン、フランス、イタリア、ギリシャなどで年間2万ha以上焼失、日本では最近5年間の年間平均1300件で年間700h

aが焼失ということなのだが、今回の大船渡だけで今朝の6時時点で、国内年間平均の4倍以上の2900haが消失しています。

最近の山火事の原因と地球温暖化の関係について、次のように整理されていました。

「素因」として、枯葉や枯れ草の放置という燃えやすい山林に加えて、乱開発と緩衝ゾーンの欠落による山林と住家の接近があります。

そして、「必須要因」としては、摩擦熱とか酸化熱による自然発火、雷、噴火などの「自然的要因」と焚き火、火入れ、放火、タバコなどの「人為的要因」があり、それらを拡大させる要因として熱、乾燥、強風があるが、まさに地球温暖化や異常気象が高熱や乾燥をもたらす山火事の大規模化を引き起こしていると言えます。

そのような中で、「日本の山火事の動向」としては、世界と比較して大規模な山火事が少ないなど、固有の特徴があり、乾燥と春風、ハイキングと火入れなどによって「夏ではなく、春先に多い」ことや、湿潤な気候や山火事対策が進んでいることで「海外に比べ、大規模なものが少なく」、樹種や気温の違いで「人為的要因によるものがほとんど」だとのこと。

火災の燃え広がり方は延焼、燃焼形態、被害程度などで4種類に分けられ、「地表火」「地中火」「樹幹火」「樹冠火」の4つで、強風時に拡大を許すと消火が極めて困難になります。

その特徴としては、早期知覚の困難さや現場到着の遅延という「発見と初動の遅れ」、可燃性の物質の存在、上昇気流、火災旋風、飛び火など地形と気流の影響による「拡大の速さ」、そして、地上消火も空中消火も消防水利の不足や地中の水利が欠落しており、消火活動の困難やヘリ消火の限界などによる「消火の困難性」にあります。

そのような中で、「対策の足し算」としての山火事対策として、山火事を許すと消火が困難なだけに、火の用心的な出火防止対策に力点を置きがちであるが、それに矮小化してはならないとのことで、次の5点をあげられていました。

- 1 異常気象への対応をおろそかにしてはならない
- 2 森林の適正な保全や管理に努めなければなら

らない

3 山麓開発や宅地形成での防災的配慮がいる

4 監視技術や消火技術さらには予測技術の進化がいる

5 消防団員の減少などに応える消防体制の見直しも

まさに、そのとおりで、中山間地対策として人、山、水源の持続可能な取組に注力すること、山火事対策に繋がっていく事であることだと考えさせられました。

3月6日「大船渡の山林火災に被災者生活再建支援法を適用」

内閣府は本日、山林火災の被害拡大を受け、岩手県が大船渡市に被災者生活再建支援法を適用すると発表しました。

火災に起因する被害に適用されるのは、2016年12月の新潟県糸魚川市、21年4月の松江市で大規模火災に続く3例目となります。

住宅が全半壊した世帯に対し、被害や住宅の再建方法に応じて最大300万円が支給されます。

大船渡市の調査では今月5日時点で、住宅や空き家を含む建物78棟が焼失したとみられており、強風による大規模な火災で、支援法適用の要件である10世帯以上の住宅全壊が発生した市町村に該当すると判断されました。

政府は、被災地のインフラ復旧などに対する財政支援を手厚くする激甚災害への指定に向けた作業も進めています。

いつも被災地の皆さんの生活再建に向けた支援をされている永野海弁護士は、今回の大船渡の皆さんに対しても「大船渡市火災支援情報版」をすでに3日前に公表されています。

(9)その他

9月1日『「防災の日」に多様な備えに着手を」

今日9月1日は、101年前の関東大震災にちなんだ「防災の日」です。

地震や風水害など自然災害多発列島に住む私たちは、命や暮らしを守るために防災・減災への備えを忘れてはならないことを毎年改めて肝に命ずる日でもあります。

しかも、今年は元旦の能登半島や8月8日の宮崎県沖日向灘などで大きな地震が相次ぎ、日向灘地震の震源地は南海トラフ地震の想定震源域内だったことから、政府は運用開始後初となる「巨大地震注意」の臨時情報を発表しました。

さらに、近年、地震以上に身近な脅威となっている水害は、山形県や秋田県では7月、記録的な大雨で河川氾濫や浸水の被害が発生し、死傷者が出た上に、今現在も台風10号が九州などで暴風雨をもたらし、大きな爪痕を残して迷走し、本日熱帯低気圧になりました。

そのような自然災害に対して、対策として講じられた「南海トラフ地震臨時情報」は周知が不十分だったという指摘を4割の知事が回答しており、高知県知事は「住民の認知度が低かったことは否めない」と回答しています。

また、台風接近について、自治体は早めに避難所を設け、住民に安全確保を促さねばならないし、住民の側も、自宅や周辺の浸水域や水深を予想するハザードマップを確認するなど、自治体による事前情報の丁寧な発信と、住民の命を守ることを最優先にした備えと向き合い方が求められていると思われます。

リスクを引き起こす自然の加害力が凶暴化・常襲化し、お互いを守り・支えあう社会のしくみが脆弱化している中で、平時からの備えにつながる取り組みに着手する契機となる「防災の日」になってもらいたいものです。

12月30日「天災は避けられないが、戦争は避けられる」

今朝の朝日新聞社説は「戦争と災害 年の瀬に考える被害と伝承」と題して、1944年12月7日という戦時下に発生した南海トラフを震源とする昭和東南海地震を通じた被害と伝承のあり方について書かれています。

中でも、登場する高知県出身の物理学者で随筆家の寺田寅彦の「天災と国防」の中から、「それは文明が進めば進むほど天然の暴威による災害がその劇烈の度を増すという事実である。」「災害を大きくするように努力しているものはたれあろう文明人そのもの」との言葉を紹介しています。

さらに、「災いは時を選ばない。今年は元日

に能登半島地震が起き、夏の休暇期に日向灘の地震で南海トラフ地震臨時情報が出された。80年前は大みそかや元日にも東京の本郷区や向島区などで空襲があった。」と言い、「日本は空襲にはおびえずに年越しを迎えるが、世界には戦火にさらされる人々がいる現実がある。」と「戦争と災害」について、考えさせています。

社説には引用されていないが、寺田寅彦の「天災と国防」には「今度の風害が『いわゆる非常時』の最後の危機の出現と時を同じゅうしなかったのは実に何よりの幸せであったと思う。これが戦禍と重なり合って起こったとしたらその結果はどうなったであろうか、想像するだけでも恐ろしいことである。」とあります。

その上で、「戦争はぜひとも避けようと思えば人間の力で避けられなくはないであろうが、天災ばかりは科学の力でもその襲来を中止させるわけには行かない」として防災の充実を訴えたことを指摘しています。

社説は、「年が明ければ戦後80年、阪神・淡路大震災30年になる。惨禍に学んだ平和の追求、震災を教訓にした備え、その努力を尽くしているだろうか。」と結ばれています。

しかし、この国が、その努力を尽くさないままに、避けようともせず戦争する国へと突き進み、震災の教訓を忘れたかのように原発回帰の方向に舵を切ろうとしている今こそ、我々は、改めて寺田寅彦の教えに学ぶ必要があります。

1月20日「黒潮町に学ぶ防災文化」

19日は、下知地区の二葉町、若松町、中宝永町三防災会の主催で開催された黒潮町防災研修に参加してきました。

下知地区以外の方もあわせて30人の参加者で、実りの多い研修になりました。

町役場では、情報防災課長から130分程の説明と意見交換に、参加者の多くが教訓を学ばれていたようです。

最大津波34mの想定を突きつけられ、諦めかけていた町民に「避難放棄者を出さない」ために「諦めない。揺れたら逃げる。より早く、より安全なところへ。」との思想から入る防災で、町民の意識を変える防災対策が本気で取り組まれてきたことに、その重要性を感じさせら

れました。

そして、そのための2012年以降の重点対策として、下記のような取組が列記されていましたが、その一つ一つに思想から入る防災の丁寧さが盛り込まれているように感じられます。

- ①防災地域担当制
- ②津波避難タワーなど避難空間の整備
- ③戸別津波避難カルテ
- ④地区防災計画
- ⑤木造住宅耐震化等の促進
- ⑥避難所運営マニュアルの作成
- ⑦防災教育プログラム
- ⑧防災訓練

とりわけ、参加者の感想からも「戸別津波避難カルテづくりの丁寧さ」「地区防災計画が計画書づくりでなく、計画の中に諦めない思想を具体化すること」「その地区別の取組の共有から始まる『まねっこ防災』」「防災教育の繰り返しと継続で、防災文化を根付かせる」「34mの津波を逆手に取った産業創造」「訓練参加のハードルを下げることになる高齢者が玄関先まで出だけの訓練になる日本一短い訓練」などなどは、新たな学びになったようです。

高校生たちの「もっと私たちに頼ってください」という意識が後輩へと継続されたり、「大津波 来たらば共に死んでやる 今日息（こ）が言う 足萎え吾に」という短歌を詠んでいた高齢者が「この命 落としはせぬと 足萎えの 我は行きたり 避難訓練」と詠むようになったりというのも大きな変化の事例としてあげられていました。

これまでも、黒潮町の取組として、お聞きしていたことではあるが、改めてその丁寧な取組の中に、防災文化の思想が盛り込まれていることも感じさせられました。

また、防災ツーリズムの支え手でもある佐賀地区の「防災かかりがま士の会」の皆さんからの津波避難タワーでの説明、そして場所を変えての意見交換でも、タワーが特別なものでなく、日常的な生活の中の一部となっていることや、「かかりがましく」おせっかい以上に地域に入り込んだ取組に、考えさせられることも多くありました。

それは、まさに平時のおせっかいが、有事に

つながる支えあいのしくみになることを、我々も改めて目指していきたいものです。

しかし、黒潮町の行政にしても、地域防災組織でも抱える課題は、他の自治体で取り組んでいる中での課題と共通している部分もあり、そこを交流し学びあう中で、さらに前進させていくことになるという取組ができればと思ったところでした。

2 生きづらさ・働きづらさの課題の調査研究について

(1) 生きづらさについて

① 生きづらさについて

4月26日「世代間の結び目」

4月22日付高知新聞で、連載が始まった「自治のかたち 高知市・地域活動の現場から」では、「町内会って何ですか？会長の苦悩分割？合併？」から始まり、「ごみ当番、広がる外注

町内会未加入者へ募る不満」「やれるもんがやるしか 高齢者見守り、誰が担う」「官製でコミュニティー再生 小学校区で再編、温度差も」と続き、今朝の「世代間の結び目探して 探る電子化、子ども見守り」で最終回となりました。

まさに、このタイミングは、町内会をはじめとして地域組織、団体の総会時期でもあり、関わっているものにとっては、考えさせられる記事ばかりでした。

私も、連日のように地域の各種団体の総会に出席しているが、同じメンバーが顔を揃えることも多く、昨夜の交通安全会議の総会後に、この記事のことを話題にしたが、最もこの課題に関心を持って頂きたい役員の中でも「若い」とされる層の方は「新聞取ってない」という状況も浮き彫りになりました。

これまで、地域組織・団体をになつて頂いた方の高齢化で、その担い手をどのように世代交代していくのか、どこの地域でもご苦労されていることだとは思いますが、最終回の「世代間の結び目探して 探る電子化、子ども見守り」は、少なからずヒントになるのではと、思ったことでした。

結び目から関わってくれた人たちが、LINEグループでつながり、また次の世代のことを考えながら、可能なきっかけから無理をしない関わりを探っていくことが求められているのかもしれない。

地域で「防災」に取り組むために「わがこと」化することの大切さを訴えるが、地域で抱える課題や個人毎の困りごとが、どんな拍子で「わがこと」として直面するかもしれないのですから、平時から「つながる」ことにも、少し関心を持っていただくお隣さんがいたら、「あいさつ」のひと声から「結び目」ができることを期待したいものです。

4月30日「ひきこもり支援は本人目線で寄り添って」

ひきこもりの人や家族の支援のため、厚生労働省が自治体向けに初めて策定する指針の骨子が昨日明らかになりました。

支援の指針では、ひきこもりは生活困窮やいじめ、リストラといった問題から身を守ろうとして、誰にでも起こり得る社会全体の課題だと指摘し、「人としての尊厳」を守り、本人の視点に立った対応を求めるなど、支援のポイントを盛り込み、2024年度中に完成させた上で、全国の相談窓口で活用してもらうとのことでした。

最近は、「8050問題」と言われ、長期のひきこもりによって80代の親と50代の子が孤立するなど深刻化し、家族が自治体に相談しても無理解や偏見から窓口をたらい回しにされたりすることもあり、本人や家族の当事者目線で、支援することが求められていました。

指針の名称は「ひきこもり支援ハンドブック～寄り添うための羅針盤」とされ、対象は「何らかの生きづらさを抱え、他者との交流が限定的」「生活上の困難を感じ、支援を必要とする状態」の人や家族としています。

ひきこもり期間は問わず、支援者自身も思うような成果が出ずに悩むことがあり、ケアの対象に加えており、当事者に対して自立を強いるような風潮に対し、「人として尊厳ある存在」と強調し、就労などを一方的に押しつけず「本人の意思を尊重し、自律の力を中心に置いた支

援が求められる」とされています。

ひきこもり当事者や御家族、支援者の方々と関り始めて20年近くになりますが、全国ひきこもりKHJ親の会の故奥山初代代表や高知県支部「やいろうちょう」の坂本代表などに教えて頂くことの多かった中、当事者、家族の皆さんのご尽力でここまで来たのかなと思います。

厚労省は今後、相談からの流れ、アウトリーチ（訪問支援）、他機関との連携など具体的なポイントを盛り込み、指針を完成させるとのことですが、当事者や関わる皆さんの目線で寄り添えるきめ細かな相談・支援体制ができることを期待しています。

5月1日「増え続ける空き家、『住宅過剰社会』放置のままでよいのか」

総務省が昨日発表した2023年10月1日現在の住宅・土地統計調査結果（速報値）によると、全国の空き家数は900万戸と増え続けている実態が明らかになりました。

前回18年から51万戸増え、過去最多を更新しており、30年前の1993年（448万戸）から倍増しています。

総住宅数は、世帯数の増加により261万戸増の6502万戸で、このうち空き家が占める割合（空き家率）は13.8%と、いずれも過去最高となっています。

総務省統計局は、過去最多となった要因について「単身高齢者世帯の増加に伴い、亡くなり施設に移ったりした後、空き家になるケースが増えていると考えられる」としており、今後は団塊の世代の高齢化が進み、空き家は更に増えるとみられています。

空き家のうち、賃貸用や売却用、別荘などに該当せず、使用目的のない物件は前回から37万戸増え385万戸で、空き家全体に占める割合は42.8%と、03年から増え続けています。

中でも、使用目的のない空き家の割合に限ると、高知は鹿児島（13.6%）に次いで、12.9%となっています。

数年前に、高知で講演して頂いた明治大学野澤千絵教授は、新築や中古住宅のリフォームには税制上の優遇措置があるにもかかわらず、家

を解体して更地にすると固定資産税が高くなることも空き家の解消が進まない理由にあげており、「家を作るばかりでなく、住まいの『終活』を支援する制度がもっと必要ではないか」と指摘されています。

空き家問題は、野澤教授が著書「老いる家崩れる街」の中でも指摘されているように「人口減少社会」に「住宅過剰社会」という流れに歯止めがかからない限り、空き家は増加し、資源の無駄遣いや倒壊の危険性増大、防犯上の問題を引き起こすことになり、活用できる不動産でさえ「負動産」になってしまいます。

少子高齢化社会では、誰にでも降りかかってくる明日は我が身の問題であり、今能登半島地震の被災地で進まない公費解体の問題にも通じるだけに、南海トラフ地震対策の視点も取り入れ、さらに県の施策も拡充させていく必要があるのではないかと思います。

5月16日「孤独・孤立死に至らない社会・地域を」

政府は13日、孤独・孤立問題への対策をめぐり、今年1～3月に自宅で亡くなった一人暮らしの人が全国で計2万1716人（暫定値）確認され、うち65歳以上の高齢者が約1万7千人で8割近くを占める現状を明らかにしました。

年齢が上がるほど死者数は増え、今回の3カ月分のデータを単純に年間ベースに置き換えると、65歳以上の死者数は約6万8千人と推計されます。

内閣府は、「誰にもみとられることなく死亡し、かつ、その遺体が一定期間の経過後に発見されるような死亡の態様」を「孤独死」と定義し、今後も実態把握を進めていく予定だと言います。

今年4月には孤独・孤立対策推進法が施行され、政府は、実態把握に加え、相談体制の整備や居場所の確保などの対策に取り組んでいるが、自治体段階でそのことが具体化されるには、まだ時間がかかりそうです。

「令和5年版高齢社会白書」によれば、令和3年現在、65歳以上の者のいる世帯数は2,580万9千世帯（全世帯の49.7%）にのぼり、夫婦のみの世帯及び単独世帯がそれぞれ約3割を占

めていることが指摘されています。

また、1980年には65歳以上の男女それぞれの人口に占める一人暮らしの割合は男性4.3%、女性11.2%だったのが、2020年には男性15.0%、女性22.1%と増加していることが指摘されました。

様々な実態の中から、なぜ孤独死・孤立死に至ったのか、公的支援・地域社会や人とのつながりがどう途絶えてしまったのか、問題の背景をより正確に理解した上で、さまざまな見守り体制から漏れ落ちる方がいないような仕組みが求められています。

7月27日「本県の20歳以下の自殺者は平成以降最多」

2023年の自殺者数のうち、小中高生の自殺者数は、過去最多だった22年の514人に次ぐ513人で、コロナ禍以降、子どもの自殺者数が高止まりしている状況にあることをこれまでも取り上げてきました。

厚労省によると、小中高生の原因・動機別の分析では、「学校問題」が最も多く、261件で、「健康問題」が147件、「家庭問題」が116件と続いており、詳しく見ると、学校の問題のうち、「学業不振」が65件、「進路の悩み」が53件、「いじめ以外の学友との不和」が48件となっているとのことでした。

本県では、2023年に県内で自殺した20歳未満は7人で、平成以降で最多となったことが、県や支援機関でつくる自殺対策連絡協議会で23日に報告されています。

県全体の自殺者は前年より10人減って121人で、人口10万人当たりでは18.3人となり、全国で15番目に多くなっています。

2004年に平成で最多の256人になり、10年以降は200人を下回り、17年に最少の109人に減ったが、18年から再び増えておおむね120～130人で推移しているとのこと。

20歳未満はこの20年間、ゼロの年はなく、23年は前年より3人増えて7人に上り、過去10年間の動機では、学校問題36.4%、家庭問題9.1%、健康問題6.1%などで、51.5%は不明となっています。

県は「子どもの自殺が高止まりしている」とし、自殺リスクのある子に応じて学校などに派遣する専門家チームを年内に立ち上げる方針を決め、計画では、学校などが自殺リスクがある子どもを確認すると、同センターに連絡し、派遣された専門家が教員らへの助言や支援態勢の調整を行い、早期の対応を目指す事になります。

自殺対策に取り組むNPO法人「ライフリンク」の清水康之代表は、子どもの自殺についても「非常事態」とし、「子どもの命を守る取り組みを緊急的に進める必要があり、各自治体で学校と行政の連携を強化しなければならない」と指摘されていますが、本県においては、年内にモデル地域を選び、全県に広げる方針としており、報道では精神保健福祉センターの山崎所長は「いろんな機関が関わり、生きづらさを抱える子どもを地域で支える体制をつくりたい」と述べられています。

7月23日「高齢者の住まいの確保のサポートを」

以前から、県内の住宅確保要配慮者の問題に関連して、幾度か県議会質問で取り上げてきましたが、「基本計画にあるようにセーフティーネット住宅の登録戸数のみを成果指標にするのではなく、取組の進め方をさらに具体化し、実効性を示すことが求められている」と指摘し、福祉と住宅をつなぐことを求めてきました。

その際に、知事も「安心してつないで頂くように、断らない相談窓口の設置など、市町村の包括的な支援体制の整備や、地域の見守りの仕組みづくりに取り組む。こうした地域レベルでの取組に加えて、県庁でも土木部と子ども・福祉政策部の両部で一層連携を強化して、要配慮者の住まいの確保を推進していく。」との考えを示されていました。

しかし、国段階でも、入居者の希望に合う間取りや家賃の物件が少なく、十分に活用されているとはいえず、新たに法改正によって、「居住サポート住宅」の仕組みが設けられ、安否確認など生活支援サービスを一体で提供する物件をあらかじめ認定することが、来年秋にもスタートすることが想定されているようです。

課題は、高齢者の幅広いニーズに対応できる

支援法人をいかに確保するのだが、地域からは担い手不足を懸念する声が上がっているようです。

今回の法改正で、国土交通省だけでなく厚生労働省も所管に加わり、自治体レベルでも縦割りを排し、施策の実効性を高める努力が求められることになるが、本県のように取り組んできたところでも、まだまだ十分な成果があがっておらず、政府と自治体が連携して住まいのセーフティーネットを強化していくことが求められます。

9月16日「敬老の日に考える『支え・支えられる』側」

今日は、「敬老の日」です。

総務省が推計した65歳以上の高齢者は362.5万人で、総人口に占める割合は29.3%にのぼり、人口10万以上の国・地域としては世界最高とのことです。

年齢を重ねても働き続ける人は増え、今や65～69歳では半数を超え、就業者の7人に1人は65歳以上だとされています。

人手不足が顕在化する中で、高齢者の活躍無しに社会を維持できない状況となっています。

今のご時世、一定の年齢以上なら一律に「支えられる側」とはなりません、誰でもいつか必ず「支えられる側」になるし、その時のセーフティーネット、つまり「支える力」や「支えるしくみ」を強くすることは、避けて通れなくなっています。

しかも、高齢になっても、それまでと同じような働きや活躍を求めるのは無理で、その人にあった多様な働き方や役割の選択肢があるような社会が求められることになると思います。

また、高知県では、2021年度の県民世論調査で、4割が「医療や介護が必要になっても自宅で生活したい」と希望されている中で、高齢者が住み慣れた地域で暮らしながら医療や介護などのサービスを一体的に受けられる仕組みは、決して十分とはいえません。

加えて、高知新聞で連載されていた「ヘルパー消滅、高知の介護危機」にあるような実態が、今後も続けば「介護難民」が生じて、「支える側」の脆弱性が浮き彫りとなることが懸念され

ます。

そのような中で、「医療や介護が必要になっても自宅で生活したい」方が、多ければ多いほど、やがて来る南海トラフ地震で誰一人取り残さない地域の「支える」仕組みも強化しておかなければならないことも考えさせられます。

昨日は、奇数月の第3日曜日ということで、小倉町町内会とアルファステイツ知寄Ⅱ防災会共催の恒例の「おしゃべりカフェ」が開催されました。

お湯を入れて非常食の出来上がりを待つ間に、地域包括支援センターの職員さんから、地域ぐるみの支えあいについてお話を頂いた後に、ドライカレーや五目御飯やひじきご飯の防災非常食をおいしくランチとして頂きました。

平時からの、語らいの場としての「おしゃべりカフェ」で顔見知りの関係や地域の支えあいの関係を築き、いざという時には津波避難ビルに避難したり迎え入れたりできる関係が築かれることも、「支える」地域力づくりにもつながっていると考えさせられた敬老の日の前日でした。

10月7日「化学物質過敏症の理解から、子どもの学ぶ権利、他者理解の大切さを」

昨日、「化学物質過敏症・ゆるゆる仲間」の会の皆さんの主催で「講演会～化学物質過敏症、成人と小児の現状から子ども達の未来を考える～」が開催され、参加してきました。

まだまだ、あまり認知されていない成人と小児の化学物質過敏症(以下 CS)について周知し、CS 患者の現状を通して、子ども達の未来のためにできることを県民の皆さんとともに考えたいとの思いで開催された会場には、当事者家族や教育関係者などがたくさん参加されて、積極的に学ぼうとされていました。

講師は、県内でCS について詳しく、診療もされている医療法人高幡会大西病院、国立病院機構高知病院小児科小倉英郎先生で、詳細にお話し頂きました。

また、後援して頂いているコープ自然派しこくやNPO 法人土といのちの方による無添加のハンドソープや石鹸、洗濯用洗剤等の商品展示もされていました。

私自身、2017年4月のアースデーで初めて「化学物質過敏症・ゆるゆる仲間」の会の皆さんからお話を伺い、9月定例会で「化学物質過敏症」の方の相談窓口や子どもの学びの場である学校での対策などについて質問したことが、きっかけでこれまでもいろいろとともに取り組ませて頂きました。

農薬散布や啓発の問題、避難所での対応などもありましたが、やはり一番多かったのが、子どもさんたちの学びの場の確保の問題でした。

昨日も、CSの子どもたちと向き合っている学校の先生方とお話しする機会もありましたし、ミニシンポジウム（体験談から見える、必要な対応と対策とは）では、学校での課題が多く事例報告として出されていました。

子どもたちが、安心して学べる場の保障として、学校施設の改善だけでなく、先生方の協力、同級生やそのご家族などの協力が必要になっていることの意見交換がされていました。

まさに、それは他者のことについて相互に理解しあうことの大切さであり、この社会で生きづらさを感じる方だけでなく、誰もが生きやすくなる地域や社会を築いていくことだと改めて考えさせられました。

2月25日『『独り』の現役、『独り』の老後に寄り添って』

沢村香苗さんの著書「老後ひとり難民」を手にし、改めて切実な実態と向き合うことになりました。

一年間に亡くなった人のおよそ15人に一人が、身寄りがいない人や身元がわからない人として行政機関に火葬されているという実態があるそうです。

そして、プロローグに、「家族に看取ってもらえないどころか、死後の葬儀さえしてもらえないというケースは、今や全く珍しくなくなっています。背景には、結婚しない人、子どもを持たない人、親と同居しない人などが増え、家族・親族のつながりが希薄化する中、いざという時に頼れる人がいない、人が増えているという現実があります。高齢で子どものいない夫婦の場合、一方が倒れたりなくなったりすれば、あっという間に誰も頼れないという厳しい状況

に追い込まれることになるでしょう。」とあります。

しかし、朝日新聞の特集記事「孤独死する現役世代」が始まると、高齢者の問題だけでなく、明らかに、さらに「老後ひとり難民」の予備軍がバブル崩壊後の就職氷河期に社会に出た「ロストジェネレーション世代」に潜在しているということになります。

孤独死の実態把握の一環として、警察庁は昨年、自宅で死亡した一人暮らしの人の全国的な統計を初めて公表し、1～6月は3万7227人で、生産年齢人口（15～64歳）の「現役世代」がそのうち23.7%（8826人）を占め、高齢者に限った問題ではない実態が浮かびあがっています。

孤独死に詳しい日本福祉大の斉藤雅茂教授（社会福祉学）は、現役世代の特に単身者の場合、高齢者のようにヘルパーなどの日常的な変化に気づける人が少なく、死亡しても発見されにくいリスクがあると指摘しています。

特に、記事でとりあげた男性の場合は「就労が不安定だったり、両親の他界、親族関係の問題など、生前から社会的に孤立しがちな状態にあったことなどは、現役世代の孤独死の典型的なケース」と言い、適切に社会福祉などのサービスにつながれていれば、「助かった命だった可能性がある」と指摘されています。

60代になれば体の不調も増え、介護を受けるかもしれないが、自分には世話をしてくれる相手も、誰かに頼めるだけの経済力もないという現役世代が「老後ひとり難民」にならないためにも、早くから人や地域やサービスとつながる仕組みが求められているのではないのでしょうか。

②児童虐待予防について

9月13日「虐待で亡くなる子どもを救うために」

こども家庭庁が昨日、2022年度に虐待を受けて亡くなった子どもは72人だったとする検証結果を発表しました。

前年度から2人減ったものの、近年は横ばいが続いており、同庁の担当者は「本来はゼロで

あるべき虐待死が72人いることは非常に大きい課題だ」と話されています。

無理心中16人を除いた虐待死は、56人で死亡時の年齢別でみると、0歳の25人(44.6%)が最も多く、2歳が9人(16.1%)、1歳が5人(8.9%)で続いており、3歳未満だけで全体の約7割を占めています。

死因となった虐待の種類別では、多かったのはネグレクト(育児放棄)24人(42.9%)、身体的虐待17人(30.4%)で、主たる加害者は実母23人、実母と実父7人、実父6人だったとのことです。

専門委員会は11～21年度の虐待死事例について、児童相談所などの対応過程を分析し、短期間で転居を繰り返す世帯は、自治体間で十分な引き継ぎが行われず、状況が悪化するケースがあったとして、早期に情報共有する必要性を訴えられています。

また、国は虐待を防ぐため、望まぬ妊娠や貧困など産前からサポートが必要とされる「特定妊婦」の支援に取り組むが、出生日に亡くなる子どもの数は、年度によって増減はあるものの著しい減少には至っておらず、養育者の心理的・精神的問題(複数回答)としては「養育能力の低さ」(15人)、「育児不安」(11人)が挙げられています。

朝日新聞によれば、「人吉こころのホスピタル」(熊本県人吉市)の興野康也医師は、孤立出産の末に、実子を殺害したり遺棄したりしたとして罪に問われた女性たちの精神鑑定や支援をしていく中で、女性たちは日常生活や社会生活への適応能力が平均よりやや低い「境界知能」の状態にあるなど精神面での課題があったり、家族や行政などにつながれず孤立したりしていたことを指摘されています。

助けを求めることもできず、また助けを求めたとしてもその声が届くべきところに届かなかったりして、孤立を深める母親たちが多く想定されます。

あらためて、孤立を深めがちな妊産婦さんへの産前から産後、自立までを一貫して支えるきめ細かな取り組みが求められています。

3月31日「児童虐待への支援が届くように」

全国の児童相談所が2023年度に虐待相談として対応した件数が22万5509件に上り、前年度から1万件余り増え、33年連続で最多を更新したことが、厚生労働省とこども家庭庁のまとめで分かったことが26日報道されました。

高知県でも448件と、高止まりの状況が続いています。

「生きづらさを抱えた子どもの背後には生きづらさを抱えた親がいることもある。家庭全体を支えていく視点が大切だ」と言われる中、支援が必要な子どもと親を支える児童相談所の重要性は高まる一方ですが、現場の体制は追いついていないのが現状です。

虐待通告があった場合、原則48時間以内に安全確認するというルール of 徹底を政府は児相に求めている中で、対応件数の増加によって業務負担が増しており、児童福祉司らの疲弊が進んでいるのも実態です。

こども家庭庁によると、23年度は全国で633人を採用したが、退職者も270人おり、うち8割以上は定年以外の理由で「心身の不調」「業務内容・量への悩みや不満」が目立っているとのことです。

児童福祉司らが深刻な事例に集中できるよう、役割分担を進めることも必要ではないかと言われ、市区町村や民間団体との連携を進め、児相の負担軽減に努めることが重要だとも言われています。

子どもと親を支える要となるのが、児童相談所に勤務する児童福祉司で、全国に6482人で、政府の増員計画によって2017年度と比べて倍増している一方、勤務経験3年未満が約5割を占める経験の浅い若手が増えており、職場だけで若手を育てるのは簡単でなく、自治体は人材育成に試行錯誤しているとのことです。

政府は、昨年4月に施行された改正児童福祉法に基づき、母子保健と児童福祉に関する相談支援を一体運営する「こども家庭センター」を26年度までに全国で整備する目標を掲げていますが、設置状況は昨年5月時点で全国の市区町村の約5割、県内では約2割にとどまっています。

県では、「各市町内での関係者が協働したこ

ども家庭センター運営強化とこども家庭センター設置促進」「児童虐待防止対策の推進（予期せぬ妊娠や困難を抱える妊産婦等に対する相談支援体制の強化）」を図ることとしています。虐待を減らすには早期発見も大事ですが、虐待予防をと言ってきた中で、妊娠期から苦しむ親に相談や支援が確実に届くような寄り添いの体制整備が急がれているのではないのでしょうか。

③精神に障がいのある方への医療費助成について

9月6日「精神に障がいのある方への医療費助成の実現を」

昨日は、精神に障害がある人の家族でつくる団体「高知はっさくの会」の皆さんとともに、「精神障がい者保健福祉手帳所持者に対する精神科医療費及び一般医療費への助成制度(重度心身障害者医療費助成制度)の創設」を求められた「精神障がい者に対する医療費助成制度の創設を求める署名」1万3086筆を県西森子ども・福祉政策部長に手交しました。

会の皆さんのご尽力で、集められた署名に対して部長も「この署名の重みをしっかりと受け止める」と仰っていました。

県内では、今年3月末現在で7659人が精神障がい者保健福祉手帳を持っていて、年々増加傾向にあります。県内の医療制度については精神障がいのある人への医療費の助成は一部あるものの、長期的な治療で費用がかさむだけでなく仕事に限られるため収入が減少し生活が困窮してしまうことが課題となっています。

特徴的には、精神障がいをもつ当事者たちは、発症して10～30年も精神科に通い、多量の薬を服用し、また、その障がいゆえに社会参加の機会に十分恵まれないことや生活習慣病など精神疾患以外の病気も発症する人が増加傾向にあり、家計の負担がそれだけ大きくなっています。

収入の柱である障害基礎年金（ほとんどの場合2級月68,000円）では、日々の生活維持すらままならず、就労も困難な状況にある当事者が多く、ともすれば病院にかかることさえ控えられている方も少なくないそうです。

当事者とその家族にとって、精神科（通院・

入院）に加えて、精神科以外の一般医療費（通院・入院）の負担が重なり、それらの医療費の家計負担が重くのしかかっている中で、医療費に対する助成制度の創設は、精神障がいを持つ当事者とその家族にとって最も切実な願いであるのです。

署名手交に参加したメンバーから当事者自身の生きづらさや家族としての悩みなどが個別具体的に部長に訴えられていました。

精神科医療（通院・入院）費および精神科以外の一般医療（通院・入院）費に対する助成制度(重度心身障害者医療費助成制度)が一切実施されていない都道府県は、現在高知県を含む6県に留まっています。

県は、6月定例会でも県民の会の岡田議員の質問に答えて、「県内の精神障害のある方の実態や、市町村の意向、また、既に補助金の対象に含めている他県の状況などの情報収集・把握を行っていく」との姿勢を示していましたが、現時点での取り組み状況についても聞かせて頂きました。

部長も、「皆さんからの訴えを聞く中で、改めてご苦労なさっていることが分かった。先行事例としての他県の深堀把握や市町村の意向確認も進めながら合意形成も図っていききたい。」と述べられ、最後には「知事とも話して判断したい」と踏み込んだ考えも示されました。

当事者や家族にとって、経済的にも年齢的にも余裕がないことから、一刻も早い判断を求めて、今後も県の取り組みを注視していきたいと思います。

9月27日「県、精神障害医療費助成に本格的検討」

高知県の精神障害者に対する医療費助成は、精神疾患を原因とする通院のみで、他の疾患や入院は自己負担で、当事者や家族の不安の解消の求めに応じて、まずは6月定例会で県民の会の同僚議員の岡田議員がその対象拡大を求める質問をしてきました。

そして、県内の精神障害者の親でつくる「高知はっさくの会」（東岡美佳会長）の皆さんとともに、今年6～8月に署名活動を行い、県に対しては約1万3千筆の署名を子ども福祉政策

部長に提出し、助成創設を求めてきました。

その際に、6月定例会でも岡田議員の質問に答えて「県内の精神障害のある方の実態や、市町村の意向、また、既に補助金の対象に含めている他県の状況などの情報収集・把握を行っていく」との姿勢を示していましたが、現時点での取り組み状況についても聞かせて頂きました。

そのうえで、「皆さんからの訴えを聞く中で、改めてご苦労なさっていることが分かった。先行事例としての他県の深堀把握や市町村の意向確認も進めながら合意形成も図っていきたい。」と述べられ、最後には「知事とも話して判断したい」と踏み込んだ考えも示されていましたが、昨日の自民党議員の質問に、知事が「対象とする障害の程度や財政負担の規模などを、1年程度かけて検討を深める」と答弁しました。

知事の背中を後押しした1万3086人の県民の皆さんに感謝したいと思います。

「親が亡くなったらどうなるか不安でいっぱい。経済的にも親の年齢的にも余裕はない。できるだけ多くの当事者が助成対象としてほしい」との当事者や家族の皆さんの思いに答えるためにも、一年と言わず一日も早く実現させてほしいものです。

1 1月26日「県内精神障害者の医療費助成へ『等級の壁のない対象拡大』『早期実施』を求めて」

昨日、「第1回高知県重度心身障害児・者医療費助成事業に係る関係者会議」が開催されましたので、傍聴してきました。

9月定例会では、知事が「対象とする障害の程度や財政負担の規模などを、1年程度かけて検討を深める」と答弁をしてきた経過を踏まえて、今回「高知県重度心身障害児・者医療費助成事業」の対象に精神障害者を加えることを検討するにあたり、事業の実施主体である市町村をはじめ、福祉、医療、当事者家族など精神障害の関係者から幅広く意見を聞くための関係者会議が開催されました。

県からは、「現状の共有」「今後の進め方」が報告されるとともに、県内当事者団体として「はっさくの会」より当事者や家族の窮状が訴

えられました。

県内では全市町村が、県の補助を受け「重度心身障害児・者医療費助成制度」を導入し、重度の身体障害者と知的障害者はあらゆる疾患での通院・入院に助成があり、医療費の自己負担はないが、精神障害者は対象外になっています。

それゆえのご苦労について、関係者会議と言いつつも、十分に認知していなかったり、あまり深刻に受け止められていなかったのかなという感じがしました。

事前の意向調査では、県が補助制度を導入した場合の助成については、8割の自治体が積極的な回答をしているものの、制度化による自治体の財政負担を心配したり、対象とする障害の程度や他の障害の医療費の助成制度とのバランスなど検討が必要な課題についても多くの回答が寄せられていましたし、会議でも意見が出されていました。

今後、課題については検討し、県は助成対象となる障害の程度や医療の範囲、所得制限について協議を進め、2026年度の実施を目指すとのことです。

「等級の壁は取り除く対象拡大」と「できるだけ早期実施を」との思いの強い当事者・家族の皆さんは、昨日の議論を忸怩たる思いで聞かれていたのではないかなと思わざるをえない関係者会議だったように思えてなりませんでした。

この会での当事者の皆さんの思いを受け止めた議論となるよう注視していきたいものです。

3月19日「精神障がい者への医療費助成の検討は実態と向き合って」

17日には、県内の精神障がい者に対する医療費助成の拡大を検討する県の関係者会議が開かれ、精神保健福祉手帳の等級（1～3級）を基準に助成対象を決める方向性が示されました。

ただ、関係者からは「患者の状態は日々、波があり、等級が参考にならないことがある」と判断の難しさや慎重な運用を求める声が相次ぎました。

私も、2月定例会代表質問で、「重度障害の方を対象とする制度を前提にするあまり、身体障がいや知的障がいの均衡にとらわれてしま

うと、3級の方であっても、ある日は2級に相当する、また、ある日は1級に相当するなど、日によって症状が変化する精神障がいの特徴が見失われることになってしまう。そのような実態を抱える当事者や家族に、生きるのがしんどいと言わせない、人間らしく生活できるような医療、衣食住の面での支援が求められている。」ことを踏まえて、質問をさせていただきました。

知事から「議員から御指摘あった点については、いずれも制度導入に向けて、大変重要な論点と考えており、関係者会議での御意見も踏まえて、年内の取りまとめに向けて、しっかりと検討を重ねていきたいと考える。」との答弁がありましたが、それだけに他県の制度導入状況や身体・知的障害との均衡だけでなく、課題としっかり向き合う検討をして頂きたいと思っています。

特に、県精神保健福祉センター山崎所長からは、「病状に引きずられやすいが、日常の生活能力の障害を細かく見て欲しい。入院・入所しているのか、家族と同居か、独居か。家族と同居であっても、家族が疲弊している状況や病状を隠している場合もある。手帳の等級だけではわからない状況がある。一人で自立できる社会になっているのか。障がいの程度による差がなくなって、支援されるのが望ましい」など、判定の難しさがある中で、医療機関に丁寧に対応して欲しいとの意見も述べられていました。

また、手帳制度を基本にどこまでを助成対象とするか、助成対象とする医療のあり方などについて、引き続き検討することとしているが、複数の委員から「1級でも症状が軽かったり、2級でも重かったりと日や時間で状態は変わる」などと等級と実態の乖離を訴える声も上がっていることを踏まえて、丁寧に議論して頂きたいものです。

(2)働きづらさについて

4月9日「ダブルケアで離職する前に」

内閣府は2016年、ダブルケアラーが全国に25万3000人いるとした初の推計値を公表し、16年版の厚生労働白書には「乗り越えなくてはならない課題」と明記されたが、子育て

と介護の担当部署が異なる縦割り行政の弊害などを背景に有効な支援が広がっていないと言われています。

「ダブルケア問題の実態について調査を行い、負担軽減の観点から対策の検討を進める」と政府の文書で触れられてから9年経った今、子育てと介護を同時に担うダブルケアラーの支援法案が、野党から国会に提出されることになり、重い負担や悩みに直面する担い手たちの切実な声が、政府・与党に届くことを願うばかりです。

ジェンダー格差や孤立、社会の無理解など、ダブルケアには多くの問題が潜んでおり、特に深刻な課題として貧困につながる離職の問題があります。

毎日新聞が国の統計を基にした推計29万3700人のダブルケアラーのうち、20万3700人が過去に離職を経験し、この35%は原因に育児や介護だと独自集計で明らかにしています。

ダブルケアによって離職する前に、「ちょっと助けてと言いやすい、優しい社会になってほしい」との思いが実現できる支援法となることが期待されます。

5月6日「『ケアラー』でも、学び続け、働き続けられるために」

朝日新聞では、4日付一面で「ビジネスケアラー」についてとりあげ、今朝の一面では「ヤングケアラー」について取り上げています。

2030年には家族を介護する83.3万人のうち、約4割の約31.8万人が働きながら介護をする「ビジネスケアラー」になるとの予測のもと、経済産業省は「仕事と介護の両立支援に関する経営者向けガイドライン」をまとめ、現状のままだと、両立の難しさに起因する経済損失額は、30年に約9兆円に上ると試算し、両立支援の必要性を訴えています。

そして、今朝の記事では、大人に代わって家族の世話や家事を担う「ヤングケアラー」について、相談窓口などを整備している自治体が1割に届かず、実態把握に乗り出す自治体は3割あるが、ヤングケアラー当事者が利用してよかったとの回答が多かった相談支援の取り組みは、まだ十分ではないことが、こども家庭庁の

調査で明らかになっています。

相談支援体制の推進は、都道府県57%、政令指定市25%に対し、一般市町村4%など、実施状況にばらつきがみられ、相談支援の手法は、電話と対面がそれぞれ8割超で、支援団体への調査で、「効果的」との回答が目立ったアウトリーチ（訪問）は43%。元当事者による相談支援は19%で、ヤングケアラー本人への調査では、利用してよかったと一番に感じる支援は「家族や、自分自身のことについての相談」が最多。「家事やお世話の代行、手伝い」「居場所、サロン」などが続いています。

「ビジネスケアラー」にしても、企業の労働力確保の面だけでなく、家族の介護をしながら生きやすく、働きやすい雇用環境を創出し、「ヤングケアラー」の相談支援体制の充実も含めて、家族の介護によって学びや労働、生きがい奪われることなく、困ったときは「助けて」といえる家族・地域・社会・職場を築いていけるような環境こそが、求められています。

5月10日「実質賃金24か月連続マイナス」

厚生労働省が9日公表した3月分の毎月勤労統計調査（速報）で、物価変動を加味し生活実感により近い実質賃金は、前年同月より2.5%減り、24か月連続のマイナスとなったことが明らかになりました。

比較可能な1991年以降で、過去最長を記録したこととなります。

労働者が実際に受け取った「名目賃金」にあたる現金給与総額は、0.6%増の30万1193円で、一方、実質賃金の計算に使う3月の消費者物価指数は3.1%上がり、この物価上昇分を差し引いた実質賃金は2.5%減となり、減少幅も今年2月のマイナス1.8%（確定値）から拡大しました。

厳しい人手不足や賃上げ機運の高まりを受けて名目賃金は27か月連続で前年を上回り、過去最長を更新しているが、その一方で、コロナ禍からの経済の回復やロシアのウクライナ侵攻により、原油や食料などの価格が高騰、歴史的な円安も輸入物価の上昇に拍車をかけ、物価は上がり続け、名目賃金が伸びているものの物価の上昇に追いつかない状況が続いています。

今年の春闘の賃上げ率は33年ぶりの高水準と言われていますが、給与への反映には数カ月の遅れが生じ、実質賃金への影響が出るのは先になる見通しで、非正規労働者の賃上げは一部に過ぎないとも言われています。

今、毎日新聞社会部の東海林智記者の新著「ルポ・低賃金」が明らかにする実態こそから、実感できる賃上げを闘い取る必要があるのではないのでしょうか。

7月30日「最賃は『労働力の再生産を可能にする』生計費であるべき」

2024年度の最低賃金の全国平均が、現行より50円（約5%増）引き上げて1054円とする目安額を取りまとめられ、上げ幅は23年度の43円を上回り過去最大で、時給額も最高額となりました。

都道府県の区分別の上げ幅には差がつけられていないので、高知は947円が目安となります。

50円の引き上げは、今春闘の賃上げ状況や物価高を考えれば、最賃近くの時給で働く非正規雇用者にとっては当然の額ではあるが、それでもフルタイムで働いて年収は200万円程度にとどまり、厚労省によると、昨年度の最賃引き上げでも暮らし向きが「変わっていない」と答えた労働者は63.4%に上り、最賃の継続的引き上げが必要なことを示しています。

中小零細企業では、原材料や人件費の上昇分を取引価格に転嫁できない状況が指摘される一方で、人手不足感が強まり、業績が改善しない中でも人材確保策を迫られています。

今後、目安額を参考に各都道府県の審議会で議論が始まるが、23年度改定では人材の流出に危機感を持つ24県が目安額を上回る答申をしており、地域の実情に応じた引き上げ額の決定が今年も期待されます。

地域間での労働者獲得競争ではなく、海外との格差拡大も大きくなる中で、最賃が低いままでは、日本で働きたいと思う外国人労働者も少なくなると考えられます。

中小・零細企業にとって、50円の賃上げが大変なことは理解できるものの、最低賃金とは労働者に支払うべき金額の最低限であり、労働

者の生計費なのであり、使用者側は支払い能力を強調するが、払える金額を労使で話し合う通常の賃金交渉とは性格が異なっているのです。

「ルポ 低賃金」の著者東海林智さんはFacebookで、次のように書かれています。

大幅な引き上げかどうか議論が分かれるところで、簡単に同意できないが、「企業の支払い能力」ではなく、まずもって、「労働者が人間らしい生活ができる賃金なのか」が重要だ。

この最賃で、労働者がまともに、人間らしく暮らせるのが最も重要なはずではないか。最賃は「労働力の再生産を可能にする」賃金水準を決めるものだ。

だからこそ、海外の最賃は生計費で決まる。支払い能力がことさら強調されるいびつさはない。労働者が労働力を再生産できないような賃金では、企業活動だってままならないからだ。

シンクタンクの人間が「賃上げにふさわしい生産性の向上が求められる」としたり顔でおっしゃるが、その前に言ってほしいな「大企業は公正な取引をしているのか。利益を貯め込んでいたら経済はまわりませんよ」と。なんなら「吐き出せ。その不当な蓄えを」（カイジ風に）ぐらい、言ってくれよ。

生計費で言ったら、今年の最賃の1054円（加重平均）は、到底足りないねえ。韓国の最賃は10年ではほぼ倍になっているね。25年には1160円だって（現状1103円）。

同じぐらiyorうと思ったら1700円（東京でね）にはなっていないとね。なにより、韓国の最賃は全国一律。日本の現状の最賃は1004円ではなく、893円（岩手）だから。全国一律、1700円って言って良いんじゃないのか。もう、1回言おう。最賃は生計費で決めよう。（抜粋引用終了）

人間らしく暮らせる「労働力の再生産を可能にする」最賃を求めて闘い続けましょう。

3 反戦・平和の課題の調査研究について

(1) 特定利用港湾について

4月3日「7道県16施設の軍事化への一步」

政府は1日、総合的な防衛体制強化の一環で、

有事に備え平時から自衛隊や海上保安庁が利用できる「特定利用空港・港湾」の第1弾として、本県の3港をはじめ7道県16施設を選定しました。

南西有事などをにらみ、平時でも活用可能にすることで対応能力の向上を図る上で、2024年度予算に関連費約370億円を計上しました。

政府は昨年秋ごろから候補として挙げた空港や港湾がある自治体に協力を求めてきたが、その際、「民間の大型のクルーズ船も入れるし、国による災害派遣も効率的に行えるようになる」などと「アメ」をちらつかせるとともに、「軍事」のイメージを拭うため、調整の過程で表現を変更したりもしています。

当初は軍民両用を意味する「デュアルユース」という言葉を使っていたが、自治体からは「攻撃目標にされるのでは」といった指摘があったことから、「民生利用」へと切り替え、枠組みの名称も「特定重要拠点空港・港湾」という仮称を用いていたが、「特定利用空港・港湾」としています。

そのような中でも、沖縄県では、新石垣空港や与那国空港は沖縄県が管理しており、「一番の懸念は日米の共同使用。安易な運用にはクギを刺しておかなければ」との慎重姿勢から、同意せず、特定利用空港に指定されていません。

また、鹿児島県は2空港6港が調整対象に挙がっていたが、「国からの説明を十分にいただけていない段階で、判断する材料が整っていなかった」として指定に同意していません。

さらに、福井、熊本県からも「施設が所在する自治体への説明不足」などを理由に了解が得られませんでした。

このような姿勢で対応してきた県がある中、高知などは県民に十分な説明も行われず、有事の際の国民保護や避難計画なども検討されないままに、拙速に同意しています。

下記のように、予算が配分されていますが、これからもこのような「アメ」に釣られた軍事化が進んでいくのでしょうか。

県名	空港	予算額（億円）
福岡県	北九州	63
長崎県	長崎	19

	福江	2
宮崎県	宮崎	27
沖縄県	那覇	72
道県名	港湾	予算額（億円）
北海道	留萌	3
	石狩湾港	19
	釧路	26
	苫小牧	24
	室蘭	2
香川県	高松	5
高知県	高知	18
	須崎	8
	宿毛湾港	2
福岡県	博多	17
沖縄県	石垣	25

（注）福江空港以外の空港は維持管理費 3 9 億円を別途計上

1 1 月 2 2 日「台湾有事と向き合う石垣の特定利用空港・港湾施設でも国の対応は」

1 1 月 1 8 日から、県民の会で2泊3日の行政視察に行ってきました。

今回の調査目的としては、台湾有事と向き合わざるをえない沖縄県、八重山諸島に位置する石垣市、竹富町で、本県でも受け入れた特定利用港湾指定の位置づけなどについて、聞き取りをすることでした。

初日は石垣市にある沖縄県庁八重山合同庁舎で、沖縄本島の県庁港湾課・空港課、基地対策課・防災危機管理課とオンラインによって特定利用空港・港湾、台湾有事等々の意見交換を行わせて頂きました。

二日目の午前中は、石垣市役所で、建設部港湾課から台湾有事等を想定した特定利用港湾対応など、観光文化課から国際観光(クルーズ船・台湾定期船)やオーバーツーリズム、ユニバーサルツーリズム対応などについて聞かせて頂くとともに、特定利用港湾指定で整備を期待されている石垣港を見学させて頂きました。

昼食もそこそこに、昨年整備されたばかりの陸上自衛隊石垣駐屯地周辺まで行き、午後には石垣市内の竹富町役場で、防災危機管理課から地域防災計画・特定利用港湾の対応などについて意見交換をさせて頂きました。

また、最終日は、僅かな時間にも関わらず石垣市議の砥板芳行氏、大道夏代氏、井上美智子氏、田盛英伸氏にお集まりいただき、意見交換をさせて頂きました。

詳細は、改めて報告させて頂きますが、県・市・町の立場や市議会議員さんの率直なご意見を聞かせて頂き、台湾有事と向き合わざるをえない石垣における特定利用空港・港湾への国の対応を知ることができるなど大変有意義な調査となりました。

(2)戦争を回避する取り組みについて

4 月 2 8 日「人権侵害に苦しむ外国人、歴史から学ぶ戦争しない国へ」

昨日は、ドキュメンタリー映画「ワタシタチハニンゲンダ！」(2022年公開・高賛侑監督)を鑑賞し、高賛侑監督のお話を聞かせて頂きました。

監督が、映像として、描くことが難しかったと言われていましたが、日本政府と在日朝鮮・韓国国籍の方々の歴史に始まって、朝鮮学校の高校授業料無償化対象からの除外、ヘイトスピーチ、難民認定、入管における収容や処遇等の様々な外国人の人権にかかわる問題が多くの方の当事者、支援者、弁護士等からの取材に基づいて明らかにされていました。

名古屋入管に収容中であったスリランカ国籍の女性ウィシュマ・サンダマリさんが亡くなった事件によって大きくクローズアップされた外国人の人権保障の実態と日本政府の外国人人権の認識の問題ではあるが、監督に言わせれば、諸外国と比べてその差別性は異常であるとのことでした。

人権侵害に苦しみ、不当な扱いを受けている外国人たちの「私たちは動物ではない。人間だ！」との訴えと、「国家が率先して差別していることを描き、観た人たちに何かをしてもらいたいと思っている」監督の思いを広げていくために、少しでも多くの人たちにこの映画を観てもらいたいものです。

4 月 2 9 日「戦争を回避することに尽力した時代があった」

28日は、午後2時からの憲法講演会で、テレビでもおなじみの田中優子法政大学前総長・名誉教授の「歴史から学ぶ『戦争しない国づくり』」をカルポーとで聴講してきました。

会場に300人、サテライト会場・オンラインで200人と合計500人の皆さんが、熱心に耳を傾けました。

「約250年間、内戦も国外との戦争も回避した江戸時代」は、「循環システムの整備により、持続可能性社会を作り上げた時代」であり、「周辺諸国との外交関係、ヨーロッパとの通商関係を樹立し、世界中の情報を得ることで、輸入依存から国産技術へ転換し、大量の職人を輩出し、『ものづくり日本』を創造した時代」であったと述べられました。

「明の国から40年間で10回余り援軍が求められたが、応じたら戦争に巻き込まれるということで、全て断った」ことや万民を救済する「経済」の一例に、納得させられました。

それは、1657年の「明暦の大火」の後に、将軍家綱の補佐役・保科正之が、米倉を開いて庶民に粥を配り、16万両を幕府から拠出して類焼被害にあった人々を助けたり、江戸城消失の再建は執務・住居部分として、戦争のない時代に天守閣は必要ないとして再建せず、玉川上水の江戸への引き込みをより重視したことでした。

まさに、今能登半島地震の災害復興を急ぐためには、万博を中止せよとの声に応えない今の政府との違いにも通ずることを指摘されていました。

いろいろと問題はあった江戸時代ではあったかもしれませんが「戦争を回避する」ために、大変な努力が続けられたことに対して、我々の時代は、「いかなる人であっても生きて人生をまっとうする人権」を真ん中においた闘いで、憲法の実現することだと強調されました。

「自民党が改憲せずとも、閣議決定や法律で空洞化させてくるのなら、我々は憲法を変えずに、よりその精神を実現していくことを目指すこと」や「憲法精神を具体化・実現していく上で、共感を広げていくことの大切さ」なども含めて、貴重なお話が聞けました。

5月27日「ガザ・沖縄から考える構造的暴力」

25日、26日と連続してパレスチナ問題に詳しい早稲田大学文学学術院の岡真理教授の「ガザとは何か」、沖縄戦の戦没者の遺骨収集を続ける「ガマフヤーの会」の具志堅隆松代表の「日本を戦場にさせない」ことについてのお話を聴かせて頂きました。

そして、ガザと沖縄に通ずる「構造的暴力」について考える機会を頂きました。

▼具志堅代表は沖縄の洞窟（ガマ）に眠る戦没者の遺骨を掘り、家族の元に返す取り組みを30年以上継続しているが、あろうことかその遺骨が眠る戦地の土砂を米軍普天間飛行場の名護市辺野古移設のための埋め立てに使うとしていることは許されない。

▼まさに、このことは人の道に反しているし、遺族と戦友に対する裏切りである。

▼今の政府はアメリカの都合によって作り出された台湾有事によって、日本を中国と争わせようとしている。日本を守るための戦争ではなくて、アメリカを守るための戦争であり、日本を戦場にさせない闘いが今こそ求められている。

▼我々には、戦争を起こさない責任がある。沖縄戦の実態を語る遺骨を埋め立てに使ってなきものにしようとしている。危機感が抗議になり、抗議が行動になることを願っていると訴えられました。

岡真理氏（早稲田大学文学学術院教授）からは、次のようなことに触れて、「ガザで今、何が起きているかを知りながら何もしないことは、加害者に加担することと同じだ」と指摘されました。

▼イスラエルによる電気や水、食料などの封鎖により、230万人のガザの市民生活は崩壊の淵に瀕している中で、ジェノサイドとも言える蛮行を繰り返しており、これを看過してはならない。

▼1948年のイスラエル建国はパレスチナ人に対する民族浄化であり、それから今日まで、イスラエルによる軍事攻撃は繰り返されてパレスチナ人への暴力は日常的なものになっており、この歴史をふりかえれば、イスラエルはパレスチナ人を非人間化するアパルトヘイト国家

だとわかる。

▼イスラエルによる攻撃開始から1か月で死者1万人超、うち子どもが4000人以上で、ウクライナでは2年間で死者10582人のうち子どもは587人を桁違いに上回っており、5月25日現在、死者35903人、負傷者80293人という実態を放置して、日本のメディアは日本人大リーガーの結婚報道などに終始し、爆撃のみならず栄養失調や劣悪な衛生環境が原因で日々、多くの子ども達が死んでいる現実をほとんど報じていない。

▼これはガザの人たちの命など取るに足らないといメタメッセージを発しているようなものである。

▼「民族浄化」「入植者植民地主義」「占領(ガザに生はない)」「封鎖(生きながらの死)」「アパルトヘイト」ということが報道から消し去られることに対して、我々はガザで今何が起きているのかを知り、そのような惨劇が起きている歴史的な背景を知った上で、日本が、そしてわれわれ一人一人が何をすべきかなどについて、考えるべきである。

▼アメリカはイスラエルのジェノサイドの共犯者であり、「日本はアメリカとともにある」などという日本も共犯者である。

▼占領、封鎖、貧困、飢餓、差別などという「構造的暴力」に徹底的に無関心なこの国であってはならない。

▼沈黙することはジェノサイドの共犯者になる。そうならないために、即時停戦を訴え、停戦になったら、イスラエルのアパルトヘイト廃絶のために声をあげよう。

ガザや沖縄、全ての不条理に無関心でいると自分の不条理に直面することになるということをしっかり肝に銘じて、我々は声を挙げていきたいものです。

5月3日「現行憲法理念を国民目線で実現してこそ」

日本国憲法は今日、1947年の施行から77年を迎えました。

その憲法を9条を中心に変えたくてたまらない人たちがいる中で、世論は平和と人権と民主主義を守るために抗ってきました。

今年のマスコミ調査などによるその動向に、注視したいと思います。

読売新聞社の全国世論調査では、憲法を「改正する方がよい」との回答が63%と、3年連続で6割台、「改正しない方がよい」は35%でした。

毎日新聞の全国世論調査では、岸田首相在任中の憲法改正について「賛成」は27%で、「反対」の52%を下回り、22年4月の調査以来、2年連続で「賛成」が減少する一方、「反対」が増加しています。

共同通信社の世論調査では、岸田首相の任期中の憲法改正の国会議論に関し「急ぐ必要がある」は33%にとどまり、「急ぐ必要はない」の65%と差が開いており、9条改正の必要性は「ある」51%、「ない」46%と賛否が拮抗しています。

朝日新聞では、「戦争放棄や交戦権の否認などを定めた憲法9条」改正の是非は「変えるほうがよい」が32%、「変えないほうがよい」が61%です。

この質問は2013年から毎年の調査で聞いており、「変えるほうがよい」は13年の調査で39%と比較的高かったが、14年以降は30%前後で推移しています。

そのような中で、3日付けの神戸新聞では、「憲法は、戦後復興の険しい道を照らす光となった。人権が危機にさらされる災害時にこそ、その理念を追求し、実践する意義があるはず」と「社説」で述べています。

私たちが、日頃ご指導頂いている兵庫県弁護士会の津久井進さんは、相次ぐ災害の被災地で法律相談に取り組んでこられた中で、復興のさまざまな壁にぶつかり、あるべき法制度を研究するうち「憲法はこの国の復興を目指してつくられた。復興基本法は憲法だ」との考えに至ったと言われています。

津久井弁護士は「災害法制は被災者の生活と幸せを回復するためにある。その理念に沿って運用すれば、これほど悲惨な状況は生じないはず。行政は細かい基準にとらわれ憲法の理解が欠けている」と指摘されていますが、「支援制度の線引きからこぼれる人がいないよう関係機関が連携し、一人一人の困難さに応じて支える

災害ケースマネジメント」に取り組む上でも、憲法理念をより具体化していくことこそが求められています。

5月12日「成立しても、経済秘密保護法の危険性を批判し続けて」

2月末に国会に提案されたいわゆる「経済秘密保護法案」(=重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律案)は、私たちの反対の声にもかかわらず、4月8日に衆院本会議で可決され、5月10日参議院で可決成立してしまいました。

これは特定秘密保護法を経済と学術の分野に拡大し、軍事研究・軍需生産・武器輸出をすすめるのためのものとも言われています。

秘密保護法対策弁護団が10日に「経済秘密保護法の成立に強く抗議し、同法と特定秘密保護法の廃止を求める声明」を出し、「法案は、特定秘密保護法を改正手続きによらず拡大するものであること」「秘密指定に関する監督措置が不十分であること」「法案による秘密指定の範囲は限定されていない」「コンフィデンシャル級の秘密指定は欧米では廃止されていて、法案は周回遅れのアナクロだ!」「数十万人の民間技術者・大学研究者が徹底的に身辺調査されプライバシーを侵害される」との理由で、反対してきたことを明らかにしています。

特に、特定秘密保護法の適性評価は主に公務員が対象であったが、経済秘密保護法では広範な民間人が対象となることが想定され、適性評価の調査は、政府委員は、どのような事項について調査しているかも、敵につけ入る隙を与えるので答えられないと答弁しています。

この点は、2013年に特定秘密保護法が成立した後の運用基準では、「評価対象者の思想、信条及び信教並びに適法な政治活動、市民活動及び労働組合の活動について調査してはならない。」と定められていたにもかかわらず、政府委員の頭からは、自らの定めたこの運用基準すら飛んでしまっていることが明らかです。

それで、特定秘密保護法の時と同様に「何が秘密か、それは秘密です」という代物になってしまっています。

戦争への道を開く経済秘密保護法の成立に強

く抗議する悪法を止めるための活動は、仮に制定を止められなくとも、反対運動が盛り上がることによって、政府による法の濫用に対する歯止めとなります。

5月5日公表の産経新聞による調査では、主要企業110社から調査回答によると、「セキュリティ・クリアランス(適格性評価)」制度創設に賛成の企業は3割に届かず、プライバシー侵害などの懸念が根強いことが示されています。

5月8日の東京新聞では、福島国際研究教育機構(FREI)と、アメリカの核・原子力研究機関PNNLの協定締結の動きを取り上げ、法案が成立すれば、武器開発・核開発につながる先端技術の研究が秘密のベールで覆われる危険性も指摘しています。

今後予定される運用基準の制定過程で、成立した経済秘密保護法が真の悪法として猛威を振るうことのないよう、継続して粘り強く監視を続けるだけでなく、今回成立した法と特定秘密保護法の両法について、廃止を目指して闘い続けていく必要があります。

6月24日「沖縄戦の教訓『戦争は民間人を巻き込み、軍隊は住民を守らない』を語り継ぐ」

沖縄戦から79年の「慰霊の日」を迎えた昨日、糸満市摩文仁で今年181人が追加刻銘され、沖縄戦に関連する犠牲者は計24万2225人となった沖縄全戦没者追悼式がありました。

玉城知事は平和宣言で、米軍基地の過重な負担が続く県内で急激に自衛隊の配備強化が進むことに、県民の強い不安を代弁し、「今の沖縄の現状は、無念の思いを残して犠牲になられたみ霊を慰めることになっているのでしょうか」と問いかけられました。

沖縄戦の教訓である「戦争は民間人を巻き込み、軍隊は住民を守らない」ということを私たちは語り継がなければなりません。

追悼式の後、岸田首相は記者団の質問に答えて、戦没者の遺骨が混じる可能性のある本島南部の土砂を辺野古新基地建設で使う計画について、「県民感情に配慮して調達先を選定する考え」を示しました。

しかし、南部土砂を新基地建設に使用することは県民や戦没者を冒瀆する行為に等しく、本来なら首相ははっきりと不使用を明言しなければなりません。

今回の知事の平和宣言は、「いわゆる、安保3文書により、自衛隊の急激な配備拡張が進められており、悲惨な沖縄戦の記憶と相まって、私たち沖縄県民は、強い不安を抱えています」と政府の防衛政策に対する強い異議申し立てが最大の特徴であると言えます。

集団的自衛権の行使を可能とする憲法の解釈変更、敵基地攻撃を可能とする安全保障3文書の閣議決定によって日本の防衛政策は大転換し、それに続く「特定利用空港・港湾」指定、米軍基地や自衛隊基地周辺を対象とした土地利用規制法、地方に対する国の指示権を拡大する改悪地方自治法なども警戒すべき一連の動きとして、捉えておかねばならないと思います。

今、私たちに求められているのは、麻生副総裁のいう「戦う覚悟」を拒み続け、平和を築く意思と行動であることを我が事として胸に刻まなければなりません。

7月29日「高知大学図書館『崎山ひろみ文庫』に旧満州の歴史を訪ねて」

28日は、ご案内の頂いた第6回満州の歴史を語り継ぐ集いに、所用があって参加することができなかったため、今朝行われた高知大学図書館内にある「崎山ひろみ文庫」の見学会に伺ってきました。

これまでも機会があるたびに、満州開拓団のことや戦時中の様々な課題についての学びの場にお声掛けをいただいております。

崎山ひろみさんが、戦後長い時間を経て散逸が危惧される「満洲国」関係の資料収集に尽力されており、本来なら県としてその関係資料・年の保管に務めるべきなのですが、資料は歴史民俗資料館に保存し、図書を中心に旧満洲関係の書籍約1300冊を高知大学図書館に寄贈し、「崎山ひろみ文庫」と命名され、広く教育・研究の資料として活用されています。

しかし、ご自宅にも、まだ多くの資料書籍があるとのこと、今後も計画的に保管が進められることが望ましいと思われます。

いずれにしても、これらの書籍、文献に学ぶ学生や県民が、これからの平和の担い手として育つことを願いつつ、文庫を後にしました。

8月3日「欠陥機オスプレイはすぐさま撤退・退役を」

鹿児島県屋久島沖で昨年11月、垂直離着陸輸送機C V22オスプレイが墜落し、乗員8人全員が死亡した事故で、米空軍は昨日事故調査報告書を公表しました。

ギアボックス内の歯車破断と操縦士の判断ミスという2点を原因とした墜落事故だと報告書は結論付けていますが、より深刻な問題は歯車破断であって、過去にもギアボックスの不具合が取り沙汰されており、構造的欠陥が指摘されるゆえんでもあります。

歯車が折れた原因が分からないままでは墜落事故が解明されていないに等しく、同じような墜落事故が起きる可能性が残されており、本来ならば飛行が許されてはならないはずです。

今回の墜落事故につながった歯車破断の根本原因も特定できていないことも看過できないし、警報の無視は民間航空機では考えられず、乗員間に危機意識が欠落していたなど隊員教育の不徹底、全軍的なオスプレイ安全対策の不備などが指摘されます。

そのようなオスプレイの飛行を容認する日本政府の姿勢も疑問であり、構造的欠陥が明らかなオスプレイという欠陥機は、飛行経路周辺で暮らす住民や乗員の生命を守るためにも、すぐさま撤退、退役しかありません。

昨年12月議会で「自衛官の命を守る観点から、自衛隊へのオスプレイ配備の見直しを求める意見書議案」を提出し、多岐にわたる構造的欠陥を有し、死亡事故が多発してきた中で、まず何よりも運用する自衛官の命を危うくし、世界的にも導入が見送られ、調達コストが膨らんでいることから、自衛隊へのオスプレイ配備・調達計画の見直す必要があることを求めた賛成討論を行いました。

今回の米軍事故調査報告書を見るにつけ、余計にオスプレイを運用する自衛官の命をはじめ、県民・国民の生命・財産を守るために、陸上自衛隊へのオスプレイ配備を抜本的に見直す

よう求めていきたいと思います。

8月8日「風船爆弾」

7日付け朝日新聞「オピニオン面」のインタビュー記事の見出しに「風船爆弾」との文字を眼にしました。

作家の小林エリカさんは、その工場だった劇場に学徒勤労働員された高等女学校の生徒たちを小説「女の子たち風船爆弾をつくる」で描かれた思いについてのインタビュー記事です。

その記事を読んで、昨年、講談社から高知出身の作家中脇初枝さんが発刊された「伝言」にも、私が亡き母の旧友として紹介する崎山みどりさんたち「女の子たち」が、風船爆弾づくりに勤しむ姿が描かれていたことを思い出しました。

風船爆弾とは、旧日本軍が開発した秘密兵器で、太平洋側から空に放たれ、偏西風に乗って米国本土に到達、犠牲者を出したものです。

そして、風船爆弾などの秘密兵器を研究した映画「陸軍登戸研究所」を2013年6月に高知大学で観せて頂いたことを思い出し、改めて、昨日その映画のDVDを観ました。

映画の中では、陸軍登戸研究所は、陸軍科学研究所の中でも、最も膨大な資金をつぎ込み、「殺人光線、電波兵器、生体実験への道、毒物・爆薬の研究、風船爆弾、生物・化学兵器、ニセ札製造、対支経済謀略」の研究を託された登戸研究所の闇が描かれていました。

新聞の小林さんのインタビュー記事の中にも「生徒が動員された学園に問い合わせて、卒業生への聞き取り調査の資料や、同窓会報などを見せていただきました。風船爆弾についても、陸軍登戸研究所で働いていた方が記録を捨てずに持っており、地元の活動を通じて引き継がれていました」とありますが、陸軍登戸研究所で働き、風船爆弾をつくっていた「女の子たち」が登場します。

また、風船をつくる際の紙には土佐の楮が多く使われていたことにも触れられる中で、改めて他人事ではないことも考えさせられました。

私も、映画を観た2013年当時は、詳しく知りませんでしたが、その際映画について話された監督から「戦争は誰のために続けたのか。

図らずも原発ムラと相似する構図」が浮き彫りにされ、事実を知らされずに突き進んでいった戦争と原発推進の背景の相似性や「知らなかった加担」についても、感じさせられる映画であることを教えられました。

8月17日「8.15に映画「戦雲」を観て」

敗戦から79年の15日は、「8.15平和と人権を考える集会」で、映画「戦雲」を鑑賞しながら、会場一杯の参加者の皆さんとともに「戦前の今」について、考えさせられました。

監督は、これまでににも上映会を行ってきた『標的の村』などの三上智恵さんで、沖縄本島をはじめ、南西諸島の島々をめぐり、2015年から8年かけて取材を行ったドキュメンタリー映画でした。

1945年8月15日は常に立ち返るべき原点であり、そこから79年間戦争を拒み、平和を築く国民の意思を再確認する日であったはずです。

しかし、岸田首相は、全国戦没者追悼式の式辞で、安倍元首相や菅前首相と同様、アジアの国々への加害責任には触れませんでした。

そして、この人は、安全保障3文書の閣議決定で「専守防衛」という日本の防衛政策の国是を覆し、防衛費の増額を進め、憲法9条への自衛隊明記に関する論点を整理するよう自民党に指示するなど、戦後日本の柱だった平和主義を蔑ろにし続けて、「戦争する国」づくりを進めて、国民からの不信と批判に耐えきれず、退陣表明をしました。

「新しい戦前」と言われる今、映画「戦雲」に描かれた与那国島、宮古島、石垣島、沖縄本島で行われてきた79年間の戦後は、有事のための開戦準備だったのではないかと思わざるをえません。

このまま沖縄戦を繰り返し、日本全土をアメリカの盾とした有事に突入することに、歯止めをかけることができるのかが、私たちに問われているような思いで、「戦雲」を観たことでした。

機会があれば、この映画を多くの方々に観てもらいたいものです。

そこから、「戦争する国」に抗うことへの一

歩が始まるのだと思います。

8月18日「被爆体験、戦争体験を風化させずに、戦争させない決意を」

17日、NPO高知県日中友好協会と高知県日中友好中国帰国者の会では14時～「2024日中友好平和を語る集い」を開催しました。

日中友好協会副会長植野さんの被爆体験と日中友好中国帰国者の会中野会長の残留孤児として国策に翻弄されたお話に参加された50名以上の参加者が耳を傾けました。

植野克彦さんは、広島高等師範学校付属中1年で、農作業に動員されて向かう途上で被爆されています。

路地の日陰で、周りがまっ黄色になったと感じた被爆の瞬間。

恐る恐る眼をあけて「助けてくれ」と大声をあげたこと。

見えてきた青空の中の原子雲、近くにあるある病院を同級生とともに目指して、そこで飲ませてもらったやかんの水、「黒い雨」が冷たく気持ちよく感じた。

昏睡状態で現在の大竹市の小学校の講堂で眼を覚ましたところを母が探し当ててくれた。

治療とも言えないような、血と膿でドロドロになった布巾を洗っては塩水をつけて患部に貼ってもらったこと。

母の故郷の高知に帰って、当時の城東中(追手前高校)に転向してからは、ヒロシマのことは思い出したくなかった。

しかし、「日本でも核武装すべきだ」という大臣が表れて、黙っていられないと80歳を過ぎてから被爆体験を語り始められたそうです。

「これからの人々に永遠にこんな体験をさせたくない。これからはしっかりと伝承して頂きたい。」と結ばれました。

その後の中野ミツヨさんのお話については、7月23日にお聞きした際にも、報告させて頂きましたが、両親が満州へ満蒙開拓団としてわたってから、日本の敗戦後の避難途中で自身が生まれたこと。

そして、養父母に貰われ育てられたが、養父母の離婚で生活が激変したこと。

自身が日本人であることを知りながら、中国

での仕事につき、肉親捜しの願いが叶ったが、帰国に至るまでの苦労、そして帰国後の生活で、普通の日本人として生活がしたいとの思いで立ち上がった中国残留孤児国家賠償訴訟、最後に、自らの人生を振り返って思うことについて、語って頂きました。

日本が起こしたあの戦争で残留孤児になった自分たちは失った親や家族と永遠に会えなかったが、戦争を許さないし悲惨な歴史が二度と来ないようにしたいという残留孤児としての決意ともいえる思いが語られました。

広島と長崎の原爆被害は、その教訓をしっかりと記憶するために、毎年式典が催され教科書にも記載され代々伝承されているが、開拓団も同様に日本国民で多くの犠牲者が出ているのになぜこの歴史は国民に広く知らされないのかと怒りを感じられています。

中国残留孤児にとって、中国は私たちが死の淵から救い育ててくれた命の恩人で、日本国は私たちの母国である。

だからこそ、命の恩人と母国の間で、戦争はさせないためにも、日中友好が世々代々受け継がれていくことを心から願う残留孤児の皆さんの思いを我々が共有し、決意していかなければなりません。

もっともっと若い人たちに聞いてもらいたいお話ばかりでした。

8月28日「『対馬丸事件』の教訓に学んで」

80年前の8月22日、学童疎開船「対馬丸」が那覇港から長崎に向かう途中、鹿児島県悪石島沖で米潜水艦の魚雷攻撃を受けて沈没しました。

乗船していたとされる1788人のうち、判明しているだけで学童784人を含む1484人が亡くなりました。

沖縄県は1944年7月19日、「沖縄県学童集団疎開準備要項」を発令し、学童疎開が始まり、島外への疎開は、沖縄戦に先立つ米軍の空爆が本格化した45年3月ごろまで続き、のべ187隻の民間徴用船が使われ、約8万人が疎開し、不幸なことに、このなかで対馬丸だけが撃沈されたのです。

アニメ映画「対馬丸 さよなら沖縄」という

のを当時小学生の息子と一緒に観た時に、涙が止まらなかったことを覚えています。

80年経った今、政府は台湾有事などを想定し、南西諸島の住民が九州・山口の8県に避難する計画づくりを進めています。

沖縄本島の南西に位置する先島諸島の5市町村には11万人と観光客1万人の計12万人が避難する必要があるとして、九州・山口8県の収容可能人数を調べたところ36万人となり、今後は、各県はモデル計画を基に受け入れ計画を調整するとのこと、説明されています。

先島諸島の外に避難する場合、輸送手段が船や航空機に限定される中、どのような計画を策定しようが80年前の対馬丸事件を繰り返す危険性は回避できないように思えてなりません。

今の政府が、対馬丸事件の教訓に学ぶなら、子どもたちをはじめとした国民をそのような危険に晒さないための対策こそが、求められているのではないのでしょうか。

9月23日「沖縄戦の遺骨が語る」

今朝の高知新聞でも記事になっていた昨日の平和運動センター記念講演「ぼくが遺骨を掘る人(ガマフヤー)になったわけ」は、大変貴重なお話ばかりでした。

沖縄のガマ(自然の洞窟)などで遺骨収集を続けるガマフヤー(ガマを掘る人)の具志堅隆松さんは、09年に那覇市中心部に近い真嘉比地区での遺骨等の収集品を示しながら、静かな口調で話されていましたが、その遺品や遺骨が何を私たちに教えているかとなると力も入りました。

政府・首相は「戦没者の御霊に哀悼の意を捧げる」と言いながら、やっていることは、戦没者の遺骨を海に投げ捨て、戦没者にさせられた敵国の基地づくりに利用することなのかと怒りが湧くいうことを我が事にする必要があります。

「戦時中は、戦死した家族が人前で泣くことすらできなかったし、モノが言えなかった。今、我々はまだモノが言える。」「日本に戦争をさせないことが、全国でやらなければならないこと。何で日本がアメリカのために中国と戦争しなければならないのか。」と、主権者として、

声をあげなければならないとの訴えに、会場からも「そうだ!」の声があがっていました。

また、お話の中で、長崎県の小学生の体験学習として、遺骨収集の現場で体験してもらったことを紹介し、遺骨を目の当たりにして事実を確認した証言者になれるということも、非常に大事な平和学習の一環だと考えさせられました。

1月9日「日米は米兵の性暴力事件を本気で断て」

沖縄県警は8日、成人女性に性的暴行を加えてけがを負わせたとして、在沖米海兵隊員の男を不同意性交致傷の疑いで那覇地検に書類送検しました。

沖縄では米兵による性暴力事件が相次ぎ、日米が「再発防止」をうたう中で再び事件が繰り返され、地元の強い反発は、当然のことですが、我々も「またか」と怒りの声をあげざるをえません。

日米地位協定では、米軍人・軍属が公務外で事件を起こした場合、日本側の裁判権が優先されるが、米側が身柄を確保していれば起訴まで米側が拘束すると定められています。

しかし、日本側が求めれば起訴前でも米側が引き渡しに「好意的考慮」を払う運用になっているが、男の身柄は今も米軍の管理下にあると言われています。

昨年では、県警の情報が県に共有されていなかったことが問題となり、今回は、書類送検後に米兵検挙の事実を県に伝達したことが明らかになっています。

沖縄県内では昨年、米兵による性犯罪が次々と発覚し、検挙件数は4件(1件は不起訴)で、過去10年で最多となり、県議会は昨年7月、米軍や日本政府に対する抗議決議や意見書を全会一致で可決するなど反発が広がりました。

日本政府がアメリカ側に求めた綱紀粛正、および再発防止の徹底についても、飲酒した米兵による器物損壊事件などが那覇市内などで相次いでおり、効果を疑問視する声が上がっています。

沖縄では戦後、米軍関係者による女性への性暴力事件が繰り返されており、2016年には

殺人事件も発生し、昨年12月には県内の女性団体が中心となって「県民大会」を開き、約2500人が米兵による性暴力事件に抗議の声をあげたばかりでした。

玉城知事は今回の事件を受け、「女性の人権や尊厳をないがしろにする悪質な犯罪が5件も発生したことは極めて遺憾で激しい怒りを覚える。米軍の再発防止策の実効性に強い疑念を持たざるを得ず、在沖米軍内の規律のあり方が問われる深刻な事態だ」とコメントし、日米両政府に改めて抗議する考えを示しています。

また、林官房長官は今日の記者会見で、この件について、「米軍人による事件事故は地元の皆様に大きな不安を与えるものであり、あってはならない」と述べ、「これまでに米側が発表した一連の再発防止策が実際に再発防止につながる事が重要だ。実効性の点も含め、在日米軍に綱紀粛正と再発防止の徹底を働きかける」と述べています。

事ここに至って、再発防止の実効性をあげるための日米両政府の本気度を具体的な行動で示してもらおうしかありません。

■沖縄での米兵による性暴力事件と関連の動き

<2024年3月11日>16歳未満の少女に対する前年末の不同意性交容疑などで、県警が米空軍兵を書類送検【非公表】

<27日>那覇地検が米空軍兵を起訴。外務省が駐日米大使に抗議【非公表】

<4月>岸田文雄首相、国賓待遇で訪米

<5月26日>女性に対する不同意性交致傷容疑で米海兵隊員を緊急逮捕。翌月、外務省が再び抗議【非公表】

<6月17日>那覇地検が米海兵隊員を起訴【非公表】

<25、28日>非公表だった性暴力事件が報道で相次ぎ発覚

<7月5日>米軍関係者による性暴力事件に関し、政府と県警が県への情報共有の運用見直し

<12日>駐日米大使らが再発防止策を公表

<9月5日>女性に対する6月の不同意性交致傷容疑で県警が米海兵隊員を書類送検し、県に伝達

<10月1日> 在日米軍司令部が飲酒制限な

ど基地外での行動指針見直し

<12月13日> 不同意性交とわいせつ目的誘拐の罪に問われた米空軍兵に懲役5年の実刑判決

<15日>中谷元・防衛相、在沖米軍トップに綱紀粛正と再発防止の徹底要請

<22日>沖縄市で性暴力事件に抗議する県民大会。被害者への謝罪や補償、日米地位協定の抜本改定を求める

<2025年1月8日>女性に対する24年11月の不同意性交致傷容疑で、県警が米海兵隊員を書類送検し、県に伝達

12月28日「辺野古工事の愚行代執行から1年」

沖縄県の米軍普天間飛行場の名護市辺野古への移設をめぐり、国が県に代わって工事を承認する代執行に踏み切って、今日28日で1年となります。

防衛省沖縄防衛局は大浦湾側の軟弱地盤改良工事を今日から始め、7万本以上の杭を海底に打ち込む計画としています。

代執行は地方の自己決定権の剥奪であり、地方自治の破壊につながるもので、法的な対抗手段を失った県の意向を無視して、一方的に工事を進めています。

そして、今年は国が地方自治法を改悪し、「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」と判断した場合、自治体に指示権を行使できる特例を設けるという緊急事態改憲の先取りを行ってきました。

さらに、台湾有事を想定した特定利用空港・港湾の指定も含めて、恣意的な運用で地方を従わせる民生利用という名の軍事基地化を全国的に展開しようとしています。

ここに来て沖縄に駐留する米海兵隊の日本国外への移転が動き出し、隊員約1万9000人のうち約9000人が対象となり、第1弾として、グアムへの先遣隊100人の移転開始が発表されました。

しかし、日米が2006年に合意していたものであり18年を経て、すでにグアムでの隊舎や訓練場などの整備費として、全額近くの約3730億円を支出済みであるにもかかわらず、よう

やく緒についたばかりと言えます。

これからさらに、日本は移転費用の3割強を負担するにもかかわらず、完了時期など具体的なスケジュールは明示されず、玉城知事は、明確な移転計画を示し、一日も早く完了することを求めています。

今年は米兵による女性暴行事件が相次ぎ発覚し、政府から県への情報提供がないことが問題にもなるなど沖縄の基地被害は何ら解消されていません。

東アジアの安全保障環境は厳しさを増しているものの、沖縄に重荷が押し付けられている現状を改めるとともに、日米両政府は、地元の声と誠実に向き合う姿勢を明らかにしてもらわなければなりません。

3月27日「米軍機『予防的着陸』も訓練か」

25日午後2時ごろ、高知龍馬空港に岩国基地の米軍戦闘機F35ステルス戦闘機が緊急着陸し、県民の間に不安が生じています。

私も、昨日県の危機管理部に問い合わせたものの、防衛省中国四国防衛局や米軍のプレスリリース以上の情報はなく、すでに報道されているように、飛行中に機内の警告灯が出たため、予防的に高知空港に着陸したものであるということ以外には、情報がありませんでした。

中国四国防衛局は飛行目的や緊急着陸の原因について「米軍から『保安上の理由から運用の詳細は言及しない』と回答があった」としており、結局詳しい理由は明らかにされることはないでしょう。

2月にも岩国基地のF35が松山空港に緊急着陸しており、同じ25日には、長野松本空港に沖縄普天間基地所属のオスプレイが緊急着陸しています。

その際にも、オスプレイについて、アメリカ軍担当者は「訓練中に機内の警告灯が出たため、安全に着陸させた」としています。

まさに、「訓練中の警告灯」を理由に、全国の空港での着陸訓練を試みているのではないかと推測してしまいます。

それだけでなく、特定利用空港・港湾が指定されている中で、空港・港湾を平素からの訓練にも使用するという意図の具体化を、指定され

ていない民間施設でも実践しようとしているのではないのでしょうか。

自衛隊と米軍は、民間空港・港湾・公道での訓練演習を積み重ね、民間空港での戦闘機による訓練など訓練演習内容はエスカレートしており、規模も拡大して利用する空港・港湾も増えています。

それらは、日本全国の空港・港湾の軍事利用に向けた既成事実づくり・地ならしであり、民間空港で戦闘機や輸送機が離着陸する姿を繰り返し見せて、国民の目に日常の光景化していく狙いがあるのではないかと思わざるをえない、出来事が連続しています。

このような動きを「当たり前化」させないように、注視・警戒する取組を強化していきましょう。

(3)非核・反核の闘いについて

8月6日「核抑止力に依存する為政者は改心を」

米国が広島に原爆を投下して、きょうで79年になります。

核を巡る緊張はいま、被爆者の願いに反して、冷戦後で最も高まっていると言えます。

にもかかわらず、核兵器使用の恐怖と向き合わざるをえない、緊張状態が続いています。

その背景には、ウクライナとパレスチナ自治区ガザで続く二つの戦禍があり、核保有国のロシアとイスラエルが核を持たぬ相手に対し、核の脅しを伴って攻撃しており、私たちはそのことからけして目を背けてはなりません。

非人道兵器による脅し合いは国と国民を守る手段にはなり得ないし、国際社会がそう決意した証しが核兵器禁止条約ではないのでしょうか。

日本が果たすべきは、核抑止論を乗り越える行動であり、先制不使用を含む核の役割低減の国際合意を積み上げることあり、その議論を主導することが、今こそ求められています。

松井広島市長は、「平和宣言」で「混迷を極めている世界情勢をただ悲観するのではなく、こうした先人たちと同様に決意し、希望を胸に心を一つにして行動を起こしましょう。そうすれば、核抑止力に依存する為政者に政策転換を

促すことができるはずで。必ずできます。」と述べ「日本政府には、各国が立場を超えて建設的な対話を重ね、信頼関係を築くことができるよう強いリーダーシップを発揮していただきたい。さらに、核兵器のない世界の実現に向けた現実的な取組として、まずは来年3月に開催される核兵器禁止条約の第3回締約国会議にオブザーバー参加し、一刻も早く締約国となっていきたい。」と迫りました。

また、子ども代表が「平和への誓い」で述べた、「今もなお、世界では戦争が続いています。79年前と同じように、生きたくても生きることができなかった人たち、明日を共に過ごすはずだった人を失った人たちが、この世界のどこかにいるのです。本当にこのままでよいのでしょうか。願うだけでは、平和はおとずれません。色鮮やかな日常を守り、平和をつくっていくのは私たちです。一人一人が相手の話をよく聞くこと。「違い」を「良さ」と捉え、自分の考えを見直すこと。仲間と協力し、一つのことを成し遂げること。私たちにもできる平和への一歩です。さあ、ヒロシマを共に学び、感じましょう。平和記念資料館を見学し、被爆者の言葉に触れてください。そして、家族や友達と平和の尊さや命の重みについて語り合いましょう。」との呼びかけに、どれだけの国民が答えることができるのかが問われています。

放映中のNHK連続テレビ小説「虎に翼」主人公のモデルとなった日本初の女性弁護士、三淵嘉子さんは、戦後は裁判官となり、米国の原爆投下を「国際法違反」と断じた「原爆裁判」にかかわったことは、良く知られています。

判決は、その後の被爆者救済に影響を与え、国際社会でも大きな意味を持ちました。

1996年に国際司法裁判所(ICJ)が、核兵器使用は国際人道法に「一般的に反する」とした勧告的意見にも影響を与えたとされているし、この意見を踏まえ、2017年に核兵器禁止条約が採択されたが、日本政府が批准していないことに対して、改めて被災地からの批判は高まるのではないのでしょうか。

今日という日を、核兵器廃絶を国際社会に絶え間なく働きかけるという行動を改めて誓う一日にしたいものです。

10月12日「被団協へのノーベル平和賞を各国指導者は真摯に受け止めよ」

昨夕のニュース速報には、驚き・喜びと同時に、日本原水爆被害者団体協議会(日本被団協)のノーベル平和賞受賞の持つ意味の大きさを世界の核保有国のリーダーと核兵器禁止条約に署名しない我が国のリーダーがしっかりと受け止めて欲しいと思ったところです。

ノーベル委員会は授賞理由に、二つの要素を挙げており、一つは、「核兵器のない世界の実現に尽力してきたこと。」そして、もう一つは、「核兵器が二度と使われてはならないと証言してきたことだ。」として、被爆者の存在を「唯一無二」と讃えています。

そして、ノーベル委員会のヨルゲン・ワトネ・フリドネス委員長は、取材に対して、「被爆者とその証言が、いかにして世界的な広がりを持ったか。いかにして世界的な規範を確立し、核兵器に『二度と、決して使ってはならない兵器』という汚名を着せたか。それこそが、この賞の本質なのです」とも答えています。

「核兵器の使用を二度と認めてはならない。そうした国際的な規範を意味する。」ことは、被爆者が戦後80年近く、証言に証言を重ね、その意義を固め、訴え、日本国内外でコツコツと築き上げてきたものとしての被爆者への敬意が、フリドネス委員長の発言からは、滲んでいます。

「核兵器の全廃は非現実的だ」との声にどう反論するかと問われた委員長は「核兵器に安全保障を依存する世界でも文明が生き残ることができると思う方が、よほど非現実的です」と即答されたそうです。

さらに、フリドネス委員長の「被爆者の体験談、証言は、核兵器の使用はどれほど受け入れられないものかを思い起こさせてくれる重要なものです。彼らの声を聞くべきです。そして、すべての指導者が、痛ましく、強烈な被爆者の話に耳を傾け、核兵器が決して使われてはならないと思い起こしてほしいと願っています。」との言葉を、肝に銘じて欲しいものです。

そして、何よりも「広島と長崎への原爆投下後、過去80年近く戦争で核兵器が使われなか

ったことも、被爆者一人ひとりの尽力があったからだ」との言葉こそ被団協、被爆者のへの感謝の言葉だと思います。

私たちも、常にその声に耳を傾けながら被爆者の「理解できないほどの痛みや苦悩」を理解しようと努力し、繰り返さないための警鐘を世界に発し続けていきたいものです。

4 地方自治のあり方について

4月12日「緊急事態条項改憲先取りの地方自治法改正に異議あり」

政府は3月1日の閣議で、大規模災害や感染症のまん延といった非常時に国が自治体へ必要な指示ができる仕組みを盛り込んだ地方自治法改正案を決定しました。

改正案では、事態が全国規模だったり、局所的でも被害が甚大だったりする場合などに指示権の発動を認めるもので、想定外の事態が発生しても、国民の安全確保へ迅速な対応を取れるようにすることが目的とされています。

能登半島地震の対応を受けて、緊急時により迅速にとあたかも言いたげな今回の法改正は、これまで緊急事態条項改憲が進まないなら、地方自治法改悪によって、地方から地ならしをしようとの狙いが見え見えではないかと言いたくなります。

災害時の緊急事態は現行の「災害対策基本法」の第105条にもありますし、第108条の3には、国は緊急事態の時、国民に協力を要求できると書いてあるにも関わらず、後手後手に回っているのは国の災害時対応の不十分さ以外の何物でもありません。

日本弁護士連合会は、3月13日に「地方自治法改正案に反対する会長声明」で、次のように指摘しています。

「大規模災害及びコロナ禍については、災害対策基本法や感染症法などの個別法で国の指示権が規定されているのであるから、さらに地方自治法を改正する必要があるのかが疑問であり、その点が法案提出に際して、十分に検討された形跡はない。また、法案は、現行法の国と地方公共団体との関係等の章とは別に新たな章

を設けて特例を規定するとして、この点において法定受託事務と自治事務の枠を取り払ってしまっている。さらに、法案は「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合」、「地域の状況その他の当該事態に関する状況を勘案して」など曖昧な要件で指示権を認め、「緊急性」の要件を外してしまっており、濫用が懸念される。そして、2000年地方分権一括法が「対等協力」の理念のもと法定受託事務と自治事務とを区別して、自治事務に関する国の地方公共団体への指示権を謙抑的に規定した趣旨を没却するものであり、憲法の規定する地方自治の本旨から見ても問題である。」

また、最近では国に対して、物言う姿勢を後退させている全国知事会でも、この法案の閣議決定を受けて「法案上必ずしも明記されていないと考えられる点もあることから、国の補完的な指示が地方自治の本旨に反し安易に行使されることがない旨が確実に担保されるよう、事前に適切な協議・調整を行う運用の明確化などが図られるよう強く求める。」との会長コメントを出しています。

今国会に提出されている、大変問題の多い緊急事態条項改憲先取りの地方自治法改正案は、安易に成立させてはならないものであると思います。

4月25日「『消滅可能性』に抗う自治体の元気を」

10年前に、増田レポートが出されたとき「896の市町村が消える『地方消滅』」と言われ「消滅可能性自治体」が名指しされました。

そして、今回は「744自治体に消滅の可能性」と名指しされました。

前回と比べ、消滅可能性自治体から脱した自治体は239に上り、一方で、新たに該当した自治体は99に上っています。

だとしたら、この10年間で消滅可能性自治体から脱した自治体は、何をして脱したのか、逆に新たに該当した自治体では、手をこまねいていたのか。

これまでの10年を総括しながら、これからの自治体のあり方が議論されることになると

は、思うが、移住促進という人口の「奪い合い」をこれからも、継続するのか。

競って奪い合いをするだけでなく、むしろ、じっくりと地方で少子化対策を中心に、暮らしやすく働きやすく、子育てしやすい地域社会や自治体がつくられていくことで、人口減少に歯止めをかけていくことが、求められているのではないのでしょうか。

そして、多少人口が減って「机上の消滅可能性」が高まったとしても、地域住民、移住者、関係人口がいい関係性を築き、地域内での経済循環が促されるような施策に力を入れる中で、国全体の底上げにつなげて行くことになればとったりしています。

しかし、むやみな自治体間競争や「選択と集中」による自治体切り捨てなどということだけは、させないようにしなければと思います。

5月20日「喰われない自治体になるために」

「地方創生が叫ばれて10年。実現できたという自治体はそう多くない。では、政府が流し込んだ膨大な『地方創生マネー』はどこへ溶けていったのか。」ということで、「週刊東洋経済」5月11日号は「喰われる自治体」との特集をしています。

記事の冒頭は「自治体向けのコンサルティングを手がける会社社長が社外で語った音声データがある。『ちっちゃい自治体って(うちが)経営できるんですよ』『財政力指数は0.5以下(の自治体)って、人もいない。ぶっちゃけバカです。そういうとき、うちは第2役場。行政の機能そのものを分捕っている』」とワンテーブルの島田昌幸前社長の音声データの紹介から始まっています。

2014年の増田レポートで、当時の安倍政権が「地方創生」を煽って全国の自治体に地方版総合戦略の策定を要請し、策定費用として各市町村に1000万円ずつ予算措置したが、自治体によっては、その策定をコンサルに丸投げしたことが、当時から問題になっていました。

そして、受注したコンサルの実態が、その後いろいろと明らかにされ、この記事にも出てくる「ワンテーブル」の島田前社長は、「超絶いいマネーロンダリング」と言って行政機能を分

捕ってきた結果として、島田氏は昨年5月末に社長を辞任し、総務省もアドバイザーの名簿から同氏を削除しました。

記事にもある「喰われた自治体」と「喰ったコンサル」との事例などについて、検証する中で、お仕着せでない地方創生、真に住民主体のまちづくりをするために「喰われない自治体」を住民と一緒に築いていくことから始めなければならないかもしれません。

5月15日「改悪地方自治法の『指示』が自治体へ服従を強いる恐れ」

沖縄が、戦後27年間の米国の占領・統治を経て本土に復帰した1972年5月15日から52年が経過しました。

しかし、日本にある米軍基地の7割がなお沖縄県に集中するとともに、沖縄県民の意思は蔑ろにされ続け、政府は県の権限を奪う代執行までして、普天間飛行場の名護市辺野古への移設工事を強行しています。

そんなことが当たり前のように行われるのではないかと懸念される地方自治法の改悪が、今国会で行われようとしています。

恣意的な解釈で物事を強引に進めていくのが安倍政権以降の自民党の特徴であり、その権力の下で、これまでの個別法で規定された指示と違い、一般法である地方自治法で規定される「指示権」は、その対象があらゆる地方行政の業務に広がるので、明らかに恣意的な運用の余地も広がるとの懸念が多くの自治体から出されています。

非常時に、最後は国が指示を出すことになる、自治体は、国からの指示権を待ち、国任せになり、国と自治体の対等の関係は一気に崩されてしまうことになることが、想定されます。

さらに、法改正で「指示待ち」の自治体が増え、岸本聡子杉並区長は、「非常時に自主的に動こうとする自治体が減る一方、自ら動く自治体への評価が厳しくなる恐れがある」と懸念しています。

国の「助言・勧告」や、情報提供を求める「資料提出の要求」には、いずれも法的拘束力はなく、自治体は従わなくても構わないが、「指示」には法的拘束力があり、自治体が従わなければ

「違法行為」と判断される可能性があり、国が沖縄に対して行った代執行のようなことが、「想定外」の事態を大義名分にして濫用されるかもしれません。

この悪法が成立すれば、自治体は平時から国の顔色を伺い、「それは違う」と思っても反論しなくなり、ますます国と自治体の「対等な関係」は崩れてしまいます。

地方自治は、国から独立した団体によって運営されるべきだという憲法の趣旨にももてることがされようとしていることを看過してはならないし、こんなことが沖縄には復帰後52年間強いられてきたことを我が事として考えなければなりません。

5月29日「憲法改悪先取りの地方自治法改悪は許せない」

非常時に、国が自治体に必要な指示を出せるようにする地方自治法改悪案が、衆院総務委員会で与党や日本維新の会などの賛成で可決されました。

国会への事後報告を義務づける修正が加えられたが、閣議決定を経れば指示できる仕組みは変わらず、恣意的な運用の恐れも消えていないし、多くの疑問は残されたまま、審議を打ち切りで採決されました。

地方自治の在り方を大きく変えようとし、緊急事態条項改憲を先取りするような改悪法可決に対して、強く抗議せざるをえません。

政府は、大規模災害や感染症などの際に個別の法律で想定しない事態が起きた場合、国民の安全を確保するために必要だと説明するが、武力攻撃事態対処法で想定しない事態も視野にあるかについては、あいまいな答弁を繰り返し、有事の際に一方的に国に従わせることを可能とするような危うい改正も視野にあるのではないかと思います。

特に、特定利用空港・港湾を全国で指定してきたこととも関連性があるのではないかと思います。

有事の際に港湾や空港などを使うには、例えば特定公共施設利用法で自治体が国の要請に意見を申し出る規定があり、可能な限り慎重な手続きを踏むこととされているが、今回の改悪

案では、国は国会承認なしに自治体に網羅的に指示ができ、「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」の「おそれ」の段階で、自衛隊のための道路開放や攻撃に備えた自治体職員の動員協力にまで道が開けることとなります。

沖縄の基地移設で、埋め立て承認を県が拒否した際、政府は代執行までして工事を強行しており、自治体が思い通りに動かない時、民意を無視してでも国策を推進する意図が背景にあるのではないかと危惧します。

コロナ禍で、突然一斉休校を要請し現場を混乱させたり、熊本地震の際に、屋内避難を政府が指示した避難所の天井が余震で落下し、政府の指示に従っていたら大きな犠牲者が出ていたことも想定されたこともあり、けっして国の考えが常に正しいとは限りません。

地方の声を十分くみ取って審議が進んできたとはいえない中に見えるのは、自治体の現場重視の解決力や実情を軽視する国の姿勢が問われています。

地域の問題は地域で考えるという、地方自治の理念を後退させる悪法は許せません。

6月19日「地方自治法改悪で国の指示権拡大・自治体関与強まる」

これまでもその問題点を機会ある毎に指摘し、批判してきた非常時に国が自治体に対応を指示できるようにする地方自治法改悪案が、参院総務委員会で可決され、本会議で成立する見通しとなりました。

昨日の最後の審議でも、我が徳島・高知選挙区の広田一議員をはじめ多くの議員から、禍根を残すことになる一旦撤回をとの質疑がされていました。

これまで個別の法律に規定がある場合に行使が限られていた指示権を、個別法の根拠がない場合にも広げることが明記されたもので、分権改革に逆行する上、地方の決定権を奪うことにつながり、国の統制が強まる恐れがあるとの懸念が、審議がされればされるほど、広まりつつあったところです。

非常時に国が調整に乗り出す必要性はあるかもしれないが、その場合でも基本は国と自治体が情報共有を密にして解決策を考えるべきで、

現行の枠組みでできることであり、それを蔑ろにしてきたのは国の方だったのではないのでしょうか。

国の一方的な判断が現場を混乱させかねないことは、コロナ禍の際の安倍政権での唐突な全国一斉の休校要請からも明らかです。

2022年の国家安全保障戦略に基づき、政府は有事に公共施設を使える準備を進めており、今年4月には、本県3港湾や自衛隊の「南西シフト」で防衛力強化が急速に進む沖縄の施設も含まれている16の空港と港を「特定利用空港・港湾」に指定しました。

武力攻撃事態での指示権発動について、政府は「想定していない」というが、改正案に除外規定はなく、現状では空港法や港湾法に基づく自治体との調整が前提だが、この手続きを飛び越え、「おそれがある」段階で強制力の行使が可能となるのではないかと懸念は強まるばかりです。

さらに、心配されているのは今回の改正で自治体の「指示待ち」が強まることでもあり、2000年の分権改革で国と地方が、「対等・協力」の関係になったにもかかわらず、「上下・主従」に逆戻りする危険性が大きく、地方分権改革の原則に逆行することでもあります。

自治体が侵略戦争の一翼を担わされた反省に立ったことから、憲法は地方自治について独立の章を設け、制度として保障し、その自主性が「十分に発揮される」ことこそが求められています。

自民党が12年に発表した憲法改正草案には緊急事態での首相の権限として「自治体の長への指示権」が書かれていますが、これまでも指摘してきた「緊急事態条項改憲」を今回の法改正で既成事実化したとも言えます。

付帯決議には、事前に十分に自治体と協議することや他の方法で目的が達成できない時に限ることが盛り込まれてはいますが、政権が恣意的に濫用しないことを監視し続けるとともに、本来の憲法の趣旨にもとづく地方自治法に戻していく闘いを始めなければならないと思います。

6月23日「参加・対話・地域主権」

昨日は、高知県自治研究センターのセミナー

で、岸本聡子東京都杉並区長から「地域主権で公共の復権を」とのテーマでお話を伺いました。

岸本氏は、本来、みんなのもの（公共）である安全な水、快適な住居、交流の空間である公園や図書館などの運営や管理について、利潤と資本の法則よりも、公益、コモンズ（公共財）が優先されるべきことを訴え、区長としても区政の中で変革に取り組まれています。

「地域主権で公共の復権を」というのは、一言で言えば「『公共』の役割と力を取り戻すこと。そして、地域の住民が主体となって、自分たちの税金の使いみちや公共の財産の役立て方を、民主的な方法で決めていくということです」と言われています。

「地域で住人が直接参加して合理的な未来を検討する実践によって自由や市民権を公的空間で拡大しようとする運動」であるミュニシパリズムの実践。

自治体の公共調達と社会的価値をビルドインしていく「公共の再生」。

区民と行政の信頼を基盤として「対話の区政」「参加型民主主義」を実現することは、「豊かで公正な公共経済と地域のウェルビーイングを作る公共政策と自治」を実現することでもあることを考えさせられながら、全国の自治体で目指されたらと思いました。

その力は「行政を動かせるのは、住民の声が横につながってコレクティブ(集合的)な力になるとき」(岸本氏著「地域主権という希望」)ということを肝に銘じて諦めない住民運動の組織化が、これから求められるのではないのでしょうか。

6月28日「指示権濫用行使への懸念を意見書で」

6月定例会本会議質問戦も本日が最終日だが、改定地方自治法の問題点に関する質問が、県民の会の岡田議員をはじめ二人から質問がされ、知事の改定地方自治法に関する見解が示されました。

▼地方自治法の改正は新型コロナ禍の課題を踏まえ、今後も起こり得る想定外の事態に万全を期す観点から、特例として国の指示権を行使できるようにするもので、その趣旨は理解できる

が、一方で拡大解釈で地方自治の本旨や地方分権改革で実現した国と地方の対等な関係を損なうことがあってはならない。指示権の行使は必要最小限の範囲とし、事前に関係する地方公共団体と調整する付帯決議が国会で行われた。国には決議を踏まえて、適切に運用してもらいたい。

▼地方自治法の改正は新型コロナ禍の課題を踏まえ、今後も起こり得る想定外の事態に万全を期す観点から、国の指示権は特例とされ、地方公共団体と事前調整することや必要最小限度とすることなどの付帯決議がなされています。また、指示権行使の際には、閣議決定を経ることや行使後には、迅速に個別法の規定が整備されるよう国会への事後報告や検証行うといった手続きも講じられている。

こうしたことから国が、指示権を「濫用」する蓋然性は相当程度低いと考える。

▼国は、指示できる事態について、「現時点で具体的に想定し得るものはない」としており、そうした中で、県として個別具体の対応方針をあらかじめ整理することは困難。その上で、仮に本県に指示内容の事前調整があった場合には、本県の実情を踏まえ可能な限り県議会の皆様のご意見もお聞きしながら、私自身が意見を訴えていきたい。

▼国が指示権を行使するにあたっては、その運用が拡大解釈により地方自治の本旨や地方分権改革により実現した国と地方の対等な関係を損なうことがあってはなりません。このため、これまで全国知事会と連携して国に訴えてきました。その結果、先ほど申し上げた通り、付帯決議や手続き上の措置がなされたほか、国と地方は対等・協力とする地方分権の原則は維持するとされており、このため、今回の法改正をもって、地方の自主性・自立性が危ぶまれるものではないと考えています。

▼国においては、国民の安全に重大な影響及ぼす事態が発生した際にあっても、国と地方との連携が一層強化されるよう、適切に制度を運用していただきたい。

知事の「指示権を濫用行使することなく、適切に制度運用がされ、国と地方は対等・協力とする地方分権の原則は維持するとされ、今回の

法改正をもって、地方の自主性・自立性が危ぶまれるものではない」との考えを、議会の総意として国に伝えて行くため、会派として「改定地方自治法における自治体への指示権を濫用行使しないことを求める意見書（案）」を提出することとしました。

12月3日「お国好みの自治体でなく、地域本位に考える自治体に」

12月1日には、県自治研究センターのセミナー「日本の等身大の姿を見つめる④“行き過ぎた一極集中からの転換”」にオンライン参加し、片山善博（大正大学公共政策学科教授 兼 地域構想研究所長）さんの講演を聞かせて頂きました。

講師からは、地方から首都圏へ、人も財も権限などの全てが吸い寄せられている中で、「東京圏と地方圏の現状」「これまでの地方創生をふりかえる」「人口減少社会にどう対処するか」「鍵になる生産性向上」「DXによる社会変革」「地域本位に考える力と真の地方創生」などに関してお話し頂いたり、さらにインタビューやフロアとの質疑応答で議論が深められました。

私にとって内容のポイントになる点として受け止めたことを、報告しておきたいと思います。

いずれにしても、自治体が国の言いなりになるのではなく、まずは自分たちの地域にとって何がいちばん大事か、地域本位に考え、施策を進めていくことの重要性が訴えられていたと思います。

▼国ばかりに頼らない。頼っていた面を軌道修正することも必要だし、その際には地元の大学の知見も必要。

▼これまでの地方創生はどうだったのか。肝心の地方が真剣にな考えていなかったのでは、自治体毎に総合戦略を策定したが、8割近くが東京のコンサルに丸投げだった。どこの自治体も人口減少を横ばいにするためには、移住や観光振興など金太郎飴で、政府も早く提出せよとの無言の圧力をかけていたが、本来は自治体自分たちで十分考えて下さいというべきだった。

▼移住促進は、人とカネをかけて奪い合っているものだ。地方創生2.0は「奪い合い」は止めた方がよい。安倍政権が2015年に統一地

方選挙に向けて、地方創生の予算もプレミアム商品券など本来の趣旨と違ったよこしまな使い方がされるなど効果が上がらなかった。

▼人口は当面の間、減少することを前提に考えなければならない。将来の働き手が減少する中で、税収が減ったり、教育など公共サービスが後退したり、年金・医療・介護が危うくなる中で、働き手を確保しなければならない。外国人を実習生であれ労働者として迎え入れるのであれば、権利保障もキチンとすべき。それでも、働き手が十分確保できないとすれば、一人ひとりがこれまで以上に自分の能力を発揮できるような環境にして、生産性を高めることが求められる。

▼自治体の「国の言うことは聞く」というスタンスを「国の言うことも聞く」という方向に転換すべきでは。知事の当時の2005年に国から職員定数5%削減などの集中改革プランを実施せよとの指示があったが、普段から適正な定員管理をしているからと、聞かなかった。地方に魅力ある仕事を作り出し、何が自分たちの地域にとっていいのかをしっかりと考えることが必要。「あなた(国)好みになる」という奥村ちよ的自治体はやめ、「地域本位に考える力と真の地方創生」が求められている。

▼地方自治法改悪は、国の言うコロナ禍の対応を理由ににしても、国自体の対応に誤りも多く、立法事実が説明できない。早いうちに、法律を改正して条文を取り除けばよい。

▼ふるさと納税は、以前から批判してきたが、税金の奪い合いであり、正当な流通も乱すものであるので、止めた方がよいと思っている。

▼「合区」問題は、各県に1名は保障し、人口の増えた県に定数を上積みしていくなど法律で改正できることはあるはず。

▼国からの指示に従わないリスクは、議会などから批判されることを恐れているだけで、特にリスクがあるわけではない。

1月24日「7割の都道府県が日米地位協定改定を求めるのは当然」

先日、共同通信の配信記事で、在日米軍に法的な特権を認めた日米地位協定について、高知県など7割に当たる33都道府県が「改定が必

要」との立場を示したことが、報じられていました。

多くは、米軍基地や訓練を巡る住民の不安を理由としていますが、日本国内の米兵の事件や米軍機墜落も、日本側の捜査権は強く制約されるほか、飛行高度などの航空法規定が適用されずに米軍機の低空飛行による不安を強いられる米軍専用施設のない21府県も改定を望んでいます。

まさに、これで住民の安心と安全を守れるのかという危機感が地方に広がり、多数の自治体が協定を問題視する実態が浮き彫りとなった今こそ、抜本改定に向け米国との協議を急ぐべきではないでしょうか。

特に、米軍基地の約7割が集中する沖縄では、米兵による性犯罪などが頻発する中、容疑者の起訴前の身柄拘束は今も米側が決定権を握っていることを常に突きつけられてきたが、自治体による有機フッ素化合物(PFAS)の調査でも、米軍基地への立ち入りは極めて限定され、2023年に米空軍オスプレイが鹿児島県沖に墜落した事故では、機体の残骸が米側に渡され、日本側による原因の究明は閉ざされ、米軍機の飛行訓練による騒音、部品落下などに危険と不安を強いられてきました。

もはや、米軍基地や米軍の訓練に対する住民の不安、米軍関係者に国内法が適用されないことに対して、我が事として多くの自治体が問題視し、声をあげ行動に移すべきところに来たと言えようがありません。

石破首相は、去年の首相就任時に、日米地位協定改定について「日米同盟に懸念が生じるとは全く思っていない。同盟強化につながる」とし、「一朝一夕で変わると思っていない」としつつも、「だからといって諦めて良いとは思っていない」と意欲を示していました。

そのことを好ましく思っていないトランプ大統領が就任したからと言って、主権国家として国民の現実の被害や苦しみに目を背けることなく、米軍基地を抱えたドイツやイタリアのように毅然とした関係性を求めていかなければならないと思います。

2月2日「地方自治、地方財政のあり方にみる

縮減社会」

1月30日～31日にかけて東京で、「地方自治総合研究所設立50周年記念シンポジウム」と「2025地方財政セミナー」に参加してきました。

「地方自治総合研究所設立50周年記念シンポジウム」では、1974年3月、地方自治問題を総合的に研究する機関として設立された地方自治総合研究所は、地方自治に関し、幅広い民主的な立場に立って、長期的かつ総合的に理論研究を行う機関として地方自治に関心を持つ人々の結合の場となること念頭において設立され歴史に言及されました。

飛田副所長から「自治総研の歩みとこれから『歴史の峠』の先の道筋」と題した基調講演を受けた後に、駒沢大学内海麻利教授、東京経済大学佐藤一光教授、前多摩市議の岩永久佳さん、総研飛田副所長をシンポジストとして、北村自治総研所長の進行でシンポジウムが行われました。

各シンポジストからの提言には、考えさせられることが多くあり、今後とも自治総研の果たす役割の大きさを改めて感じさせられました。

そして今、縮減社会の中における地方自治のあり方を考えていく上で、改めて現場に視点をおいた研究が必要であることも確認されました。

私たちも、日ごろ自治総研の研究を学ばせていただきながら、県政の課題を見直していくことも多々ありますが、これからも自治総研の果たす役割を期待しながら、研究成果に学ばせて頂きたいと思います。

また、31日の「2025地方財政セミナー」では、元総務大臣で大正大学地域構想研究所所長の片山善博先生から「透明性と説明責任を重んじる財政運営」と題した記念講演をいただきました。

午後からは、総務省自治財政局財政課長から「令和7年度地方財政の姿」について、説明頂いた後大分県本部自体専門部会メンバーで竹田市職労の園田さんから「地方財政分析の実践報告～大分県内自治体の財政状況推移」ということで経常収支比率の大分県内の自治体における推移からその傾向等についてお話をいただくと

ともに、自治体職員が積極的に財政分析をすることの意義についてお話を頂きました。

最後は、自治総研常任研究員の其田茂樹先生から、2025年度地方財政対策の分析とまとめで、2025年度の地方財政におけるその特徴と私たちがどのような視点でその地方財政と向き合っていくのかお話をいただき、2月定例会の質問の参考にもなりました。

5 医療問題について

(1)マイナ保険証について

7月20日「9割が使用する『紙の保険証』を廃止するのか」

更新の紙の保険証が先日届きました。

同封されていたチラシには、「今年12月2日から現行の保険証は発行されなくなります」「医療費を20円節約できる」「よりよい医療を受けることができる」「手続きなしで高額医療の限度額を超える支払いを免除」と書かれています。

そこまでしても、マイナ保険証の6月の利用率は9.9%で、政府は利用者が増えた病院や薬局への支援金を倍増するなどして利用拡大に躍起となっているが、いまだに9割以上が現行の保険証を利用しています。

しかし、医療現場からはマイナ保険証への一本化に不安の声が広がり、10万人超の医師・歯科医師が加入する全国保険医団体連合会の担当者は「既にカードリーダーによるマイナ保険証の認証でトラブルが頻発している」と明かし、同意手続きで何度も画面に触れることにストレスを感じる高齢者が多く、「このままでは12月から医療機関の窓口がパンクする」との危惧もあります。

あの手この手で税金も使い、なりふり構わず、マイナ保険証を推し進める政府のやり方に、憤りを感じる国民は多いと思われます。

6月の利用率について、保険証廃止まで残り5カ月で1割に届いていない現状をみるにつけ、無理矢理底上げしていると思えません。

そして、遂に厚生労働省は、介護保険の被保険者証とマイナンバーカードの一体化に向け、

本格的な議論を始めたが、これもまた既に交付している介護保険証の取り扱いや、カードを保有していない人への対応が課題で、認知機能障害のある人にはハードルになることも大きな課題となると思われます。

それでも「紙の保険証」は、廃止するのでしょうか。

9月10日「現行保険証の廃止扱い自民党総裁選で異議」

マイナンバーカードと健康保険証を一体化した「マイナ保険証」への本格移行、現行保険証の廃止が12月2日に迫ってきました。

以降、現行保険証が新規発行されなくなるが、その後も最長1年間は現行の保険証を利用でき、マイナ保険証を持たない人には当面、代わりに「資格確認書」が交付されることになっています。

マイナ保険証の利用率は7月時点で11.13%と、相変わらずの低調で、現行保険証の存続を求める声が高まっているのに、廃止が強行されようとしています。

そんな中で、自民党総裁選で林芳正官房長官が「まだまだ国民の間にいろんな不安がある。不安を解消するために、見直しを含めて適切に対応していきたい。」と現行保険証の廃止時期を巡って言及し、閣内不一致を露呈することとなりました。

さらに、石破氏も賛同し、舌戦が激化しつつあると言います。

医療の現場では、受付で保険証を渡して診察を待ただけだったものが、マイナ保険証では、カードリーダーで認識させる際に手間がかかり、しかも受診・受付をする場合、初診も再診も関係なく、毎回本人確認が必要となるなど、患者さんに負担をかけています。

また、あるシンポジウムで全国保険医団体連合会副会長の橋本政宏医師は、カードリーダーの読み取りで、トラブルが起きたために、その日の受付をあきらめて帰宅し、急性心筋梗塞のため死亡した事例も紹介されています。

まさに、こういった命に関わる最悪の事態が今後も予想されます。

東京新聞などの地方紙18紙の合同アンケー

トでは、マイナ保険証を使わない人や、マイナカード自体を持っていない人は、マイナ保険証の導入中止を求める人が多く、マイナ保険証を使う人は、導入中止を望む割合は少なかったとのことでした。

ただ、現行の紙の保険証の廃止には否定的な人が多く、47.8%はマイナ保険証と現行の保険証の選択制を望んでいます。

いずれにしても、閣内不一致で推し進めていく現行保険証の廃止は、絶対とどまるべきです。

11月15日「12月以降も国民の医療を受ける権利が奪われないよう」

来月2日から、現行の健康保険証の新規発行がなくなり、マイナンバーカードを使う「マイナ保険証」への移行が進められています。

ただ、最近の政府広報は、トーンが変わって「マイナ保険証がなくても医療が受けられる」というメッセージが前面に出ています。

変更の背景には、首相が代わり、マイナ保険証の旗を振っていた河野太郎デジタル相が閣外に去ったことがあると言われるが、それなら始めからそう言えよと言いたくなります。

これまで、マイナ保険証に別人の情報がひもづいたり、病院の窓口で負担割合が誤って表示されたりする事態も重なり、期限を切った「廃止」という強い言葉が、多くの国民に「不安」と「不信」を増幅させ、直近でも、受診者に占めるマイナ保険証の利用率は「13・87%」（9月末現在）に留まっています。

毎日新聞によると、情報システムの専門家で作る一般社団法人「情報システム学会」の元常務理事で博士（情報管理学）の八木晃二さんは、DXを積極的に推進する立場だが、「マイナ保険証は危険すぎる」と指摘されています。

そして、「国民がマイナ保険証の導入に反対しているのは、今のマイナンバー制度にセキュリティ上の抜け穴があることに多くの国民が気づき許容できないと思っている」からだと言いい、加えて、「マイナカードは国民視点、ユーザー視点からの運用設計が欠如している。」とも指摘しています。

結局政府は、つぎはぎの修正を迫られ、12月以降は、現行保険証とほぼ同じ機能の「資格

確認書」を発行し、マイナ保険証を持たない人に加え、健康保険証が失効する75歳以上には当面、全員に送るとのことです。

現行保険証の併用に比べ複雑さが増え、新たなトラブルも心配されますが、何より国民の医療を受ける権利が損なわれる事態だけは回避するよう政府は責任ある対応をとらなければなりません。

(2) 県内周産期医療体制について

5月30日「看護職員の養成に注力を」

昨日の高知新聞に、看護師を目指し、県内の専門学校などに入学する生徒が近年、大幅に減少し、ピーク時の2015年度に800人を超えていた新入生は本年度435人と、9年ではほぼ半減したとの報道がありました。

そんな中で、昨日の出先機関調査で訪ねた「幡多けんみん病院」での人材不足の課題と「幡多看護専門学校」での受験者・入学者の定員割れの課題についても聴かせて頂きました。

幡多は、地域内で完結しなければならない医療圏であるだけに、医療人材育成・安定確保は大変重要な課題であることを改めて考えさせられます。

不足してしまってから手を打つのでは、遅すぎるのであり、今から打てる手を打っておくことが重要です。

そのためにも、コロナ禍で顕在化した看護師をはじめとした医療従事者の過酷な労働条件や給与面での処遇改善や、県内でも遠隔地にある幡多看護専門学校では、学生のための寄宿舎の整備か借り上げなども検討してみる必要があるのではないのでしょうか。

6月1日「周産期医療体制の危機」

この間の危機管理文化厚生委員会出先機関調査で、県東部地域の医療拠点である「あき総合病院」が、何としても存続させたい周産期医療体制の具体化に向けた課題の一つとして、院内助産を目指していることを話を聴かせて頂きました。

そして、東部の周産期医療体制の拠点の継続

を図らなければならないと思われていた矢先、今朝の新聞報道による南国市のJA高知病院が9月末でお産の取り扱いをやめることが報じられていました。

また、看護師を目指し、県内の専門学校などに入学する生徒が近年、大幅に減少し、ピーク時の2015年度に800人を超えていた新入生は本年度435人と、9年ではほぼ半減したとの報道があった際にも、「幡多けんみん病院」での人材不足の課題と「幡多看護専門学校」での受験者・入学者の定員割れの課題についても聴かせて頂きました。

県内周産期医療をはじめ公的医療体制の危機は、産科医師や助産師をはじめ医療従事者の不足がそのことに拍車をかけていると言わざるをえません。

出産費用は現在、帝王切開や吸引などの「異常分娩」であれば保険適用されるが、正常分娩の場合は適用外で、出産一時金が給付されているが、厚生労働省では妊産婦の経済的負担を低減するため、保険適用について検討されようとしています。

しかし、その保険制度の見直しの際には、人材の確保につながる内容もセットでなければ、出産を受け入れる体制が確保できないのではないかと懸念も生じることとなります。

いずれにしても「こどもまんなか社会」を築くためには、その周辺環境を築くための本気度が問われているのではないのでしょうか。

7月10日「医療センターでも、周産期医療体制の負担増に四苦八苦」

9日は、県・市病院企業団議会が開催され、企業団議会議員協議会では、経常収支が3億1200万円の黒字となる2023年度の決算見込みが報告されました。

新型コロナの5類移行で関連補助金が前年度から約18億円減少したものの、入院と外来の患者数はいずれも前年度より増加し、高度医療の提供もあって診療単価が過去最高を更新し、医業収益は前年度を12億円上回り、過去最高の202億2800万円を見込み、4年連続の黒字となりました。

ただし、村岡企業長が提案説明で述べたよう

に、過去最高の医業収益に関して「高度で専門的な医療の提供が着実になされた結果」ではあるものの、物価高騰や医師不足を挙げ「今後の経営は大変厳しくなる。経営改善を着実に推進する」ことは、求め続けられそうです。

また、提案説明でも言及された産科医師不足に限らず、医師の地域偏在や診療科偏在による医師確保の困難さが増す中、周産期医療の課題について質疑がされました。

「周産期医療のあり方検討会」の会長とされている林和俊副院長による「以前は月50～60件だったが、今は70～80件。今後は90件ほどになることも想定されている。四つの分娩室をフル稼働しているが、年900件ぐらいが限界だと思う。JA病院が受け入れてきた300件分娩件数は、高知大学病院と医療センターで請け負っていくことになる。」との現状をどう維持していくかが、求められることになります。

助産師、麻酔医との連携を図りながらも体制を維持していくとのことだが、分娩以外に婦人科手術や不妊治療も行っており、両人材も不足している中で、負担は確実に増えており、大変な状況は今後も続きます。

今後は、高知県としての喫緊の課題として、将来を見据えた周産期医療の体制検討について、「医師の育成・確保」「助産師活躍の場の拡大」「機能の集約化・重点化」などを具体的に検討されることが急がれます。

6 人権尊重・差別解消の調査研究について

(1) 冤罪と再審法改正の取組について

5月23日「袴田さんも石川さんも無実だ」

1966年に静岡県で起きた強盗殺人事件で死刑が確定した袴田巖さんの裁判をやり直す再審公判が22日、静岡地裁でありました。

検察側は改めて袴田さんが犯人だと主張、死刑を求刑し、弁護側は無罪を主張、結審しました。

判決は9月26日に言い渡されることとなり

ます。

死刑が確定した事件の再審は戦後5件目で、過去の4件でも検察側は死刑を求刑したが無罪となっており、袴田さんも無罪となる公算が大きいと言われています。

裁判の最大の争点で、袴田さんの逮捕から約1年後に見つかった「5点の衣類」について、検察側は「被告の犯行時の着衣だ」と改めて主張したが、「捏造は実行不可能で非現実的だ」と述べるなど、従来の主張を繰り返したにすぎません。

一方の弁護側は、再審公判での審理で「5点の衣類」が捏造であることはよりはっきり確認され、血痕のDNA型鑑定などの結果からも「袴田さんのものでない」と改めて主張しています。

昨日の再審公判で、検察は改めて死刑を求刑しましたが、刑事訴訟法は再審について「無罪を言い渡すべき明らかな証拠」を新たに発見したときに開くと定めています。

再審はたんなる裁判のやり直しではなく、誤判を受けた人の救済手続きであり、88歳の袴田さんの「人間らしい生活を取り戻すため」、これ以上の先送りは許されません。

9月29日「袴田さん無罪判決、次は、再審への法改正を」

9月26日、静岡県の強盗殺人事件で死刑が確定した袴田巖さんに静岡地裁の再審公判で「無罪」が言い渡されました。

無実の訴えから半世紀余、早く真に自由の身とするためにも、検察は控訴してはなりません。

最高裁は1975年、「疑わしきは被告人の利益に」との刑事裁判の原則が再審制度にも適用されるという決定を出しており、この原則に立てば、もっと早く袴田さんに無罪が届けられたはずです。

死刑確定の翌年に第1次の再審請求がされたが、再審が確定するまで実に42年もかかりました。

事件から、58年もたって、やっと「無罪」の声を聞いたが、袴田さんの姿を見た時、刑事司法関係者は深刻な人権問題だと受け止めるべきではないでしょうか。

これを契機に、「開かずの扉」と評される再

審制度も根本的に問い直されなければなりません。

袴田さんの無罪はゴールではなく、刑事訴訟法の再審規定（再審法）を改正するためのスタートとも言えます。

いったん再審が決まれば、検察官の不服申し立ては禁止する法規定が必要だし、今回の無罪判決についても、検察は控訴せずに無罪を確定させるべきです。

さらに、無罪に結びつく、すべての証拠を検察側に開示させる法規定を設けるなど再審法の改正は喫緊の課題です。

現在、超党派の国会議員による「再審法改正を早期に実現する議員連盟」ができていますが、私たち県議会でも、今定例会において「刑事訴訟法の再審規定」の改正を求める意見書を提出予定です。

10月13日「再審法改正意見書、自民党らの反対で否決」

県議会9月定例会閉会日に、日本共産党会派と県民の会で提出した「刑事訴訟法の再審規定（再審法）」の改正を求める意見書議案について、県民の会を代表して、賛成の立場から討論させて頂きました。

9月26日、静岡地方裁判所は、1966年強盗殺人罪などに問われ、1968年に死刑判決を受けた袴田巖さんに再審無罪の判決を言い渡され、逮捕から58年、死刑判決が確定してから44年、2023年10月の再審開始から15回の審理を経て出されたこの判決に対して、10月8日に検察当局が、控訴を断念し、88歳の袴田巖さんの無罪が確定しました。

しかし、逮捕と死刑判決によって袴田さんが失った膨大な時間を取り戻すことはできず、拘留所で長年自由を奪われたことによって引き起こされた拘禁症とは今後も闘い続けなければなりません。

今も、狭山差別事件をはじめいくつかの冤罪事件で、再審が求められている中で、このような過ちが繰り返されないためにも、無実の者を冤罪から迅速に救済するためにも、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）」の改正を行うことが求められているのです。

本意見書は、総務委員会では、不一致となりましたが、その後、検察当局が、控訴を断念し、袴田巖さんの無実が確定し、再審に関する法整備を求める世論が高まり、最高検も今回の再審請求の長期化について検証するといわれている中、多くのマスコミが、制度改正への歩みを進めるべきではないかと問うている中での本会議再提出でした。

常任委員会では、賛成できなかった議員の皆さんも、この間多くの報道や識者のコメントを目にする中で、しかも国会では、自民党をはじめとした各党首が名を連ねた超党派で308名に上る「えん罪被害者のための再審法改正を早期に実現する議員連盟」が、改正を求めている中で、賛成してくれるのではないかとの思いで討論を行いました。

しかし、「再審に際し捜査で集めた検察官の手持ち証拠を全面開示すること。」と「再審開始決定に対する検察官の不服申し立て（上訴）を禁止すること。」を求めた本意見書は、自民党、公明党、一燈立志の会、自由の風の反対で、否決されました。

地方議会では、今回のような再審法改正を求める意見書が、8月20日現在で、12道府県議会と323市町村議会で採択されている中、高知県議会の多数会派の皆さんの人権意識に疑問を持たざるをえません。

3月13日「見えない手錠を外せぬまま石川一雄さん旅立つ」

62年前の1963年、埼玉県狭山市で女子高校生が殺害された「狭山事件」で、強盗殺人容疑などで逮捕され、一審で死刑判決を受け、二審で全面否認に転じたが、無罪主張は退けられ、77年に最高裁で無期懲役が確定して服役、94年に仮釈放された後も無実を訴えて裁判をやり直す再審を求めてきた石川一雄さんが11日、86歳で亡くなりました。

驚くと同時に、無念さがこみ上げてきます。

石川さんが亡くなったことを受け、弁護団の河村健夫弁護士は取材に「第3次再審請求も重大な時期に差しかかる中、突然のことで驚いた。言葉もない」と語られています。

今後の手続きについては「コメントできる状

況にない」とし「再審法（刑事訴訟法の再審規定）が整備されていれば、ここまで手続きは長引かなかった。法の不備が不利な形で石川さんに影響したのではないか。再審法の早期改正が必要」と訴えられています。

私たちも、そのことを求め、昨年度県議会9月定例会で、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」を提出しましたが、自民党、公明党、一燈立志の会、自由の風の反対で、残念ながら否決されました。

そして、再審法改正に向けて動き始めたところでもあっただけに、余計に残念でなりません。

妻の早智子さんが、再審請求に向けて闘い続けていくことの表明もされています。

2月11日付け東京新聞〈本音のコラム〉で、狭山事件の真実を描き続けてきたルポライターの鎌田慧さんは「裁判所は最後の正義」と題して、「石川さんは86歳。最近、急に体力が低下してきた。鑑定人尋問、再審開始決定、無罪判決、それまでの時間が心配だ。高裁への期待は強い。」と結ばれていました。

再審の扉を開け、無実を勝ち取ることが、石川さんの死に報いることだとの思いで、私たちも闘い続けていきます。

(2) 人権問題について

7月31日『「虎に翼」を観ながら、人権問題を我が事として考える視聴者に」

手元に届いた「週刊金曜日」は、憲法学者の木村草太さんが、ドラマではどう憲法が描かれているのかを中心に語ったものをはじめとした「虎に翼」特集でした。

「虎に翼」は、女性法律家の先駆者である三淵嘉子さんをモデルとしたオリジナルストーリーで、日本初の女性弁護士で後に裁判官となった一人の女性が、困難な時代の道を切り開き、苦境に立たされた人たちを救うために奔走する姿を描いたものです。

とりわけ、木村草太氏は「虎に翼」第1回の冒頭シーンで、主人公の寅子が多摩川の河原で、新聞に掲載された新憲法を食い入るように読み、第14条「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門

地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」に夢中になっている姿が印象的だったと言われています。

このドラマを観ながら、県内初の女性弁護士でスモン病患者が製薬会社と国を相手取った「高知スモン訴訟」や、中国残留孤児約2200人が国に感謝料を求めた集団訴訟の「高知訴訟」弁護団を率い、和解や国の責任を認める判決を引き出してこられた藤原充子弁護士（95歳）に、このドラマについて伺ってみたいなと思っていました。

昨日、丁度共に共同代表させて頂いている会議でお会いして、「先生、『虎に翼』は観られていますか」と尋ねたところ「もちろん観てますよ」とのお返事。

「戦災孤児の問題、障害者や在日朝鮮人差別の問題など人権問題のことがしっかりと取り上げられていますね。私は三淵嘉子さんともお会いしたことがありますよ。15歳ぐらい上だったかな。素晴らしい方で、皆さんの憧れでした。」と続けてくださいました。

「私たちの頃でも『女は』と言われて大変な時だったが、三淵さんの頃は、それはそれは大変だったと思いますよ。」とも、言われていました。

週刊金曜日の中で、木村草太氏は「敗戦を経て制定された日本国憲法には、『近代的憲法なら、どこの国でも書いてあること』と、『日本国憲法ならではの先進性を備えたこと』があります。『公権力を、憲法に基づいて運営しよう』という立憲主義や、『人が生まれながらに持つ権利を保障しよう』という人権主義などは、19世紀末には、広がっていました。14条のうち、『法の下に平等』というのは、すでに、広がっていたことですが、個々の属性を示しつつ、『差別されない』と宣言する憲法は、あまり多くありません。」と述べ、単に、「素敵な女性の一代記」というだけでなく、差別問題に焦点を当てるドラマになるのかもしれない、という期待が出たとのことでした。

まさに、ジェンダー平等が叫ばれながらも、ジェンダーギャップ指数は146カ国のうち118位で、選択的夫婦別姓も認められず、人種・民族に対するヘイトや障害者差別、部落差別

の解消も図られないままであり、沖縄に対する差別などは国家的に行われていると言わざるをえません。

このドラマによって、第14条「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」ことを視聴者が我が事として捉えられるようになってもらいたいものです。

7月17日「差別克服のために、『学びとであ
い』」

16日は、「部落差別をなくする運動」強調旬間の高知市記念講演会で内田龍史さん（関西大学社会学部教授）の「部落差別の現在一部落解放への展望」を聴講させて頂きました。

県主催の講演会で聴かせて頂いてから3年ぶりとなります。

最初に、「差別と社会—マジョリティ・マイノリティ関係」について、図にあるような「差別のメカニズム」をもとに、差別と社会についてお話しいただきました。

▼差別も社会現象のひとつであるが、では、人と人との関係によって成立する社会の成立要件は、

一定の規範・ルール・価値観（あたりまえ）が必要であり、それがないと安心して生活ができない。

▼社会にはさまざまなレベルがある。たとえば、グローバル・国家・県・市町村・地域・企業・インターネット・学校・クラス・家族…

▼しかし、とある社会で通用するルールが、異なる社会では通用しないこともある。例えば、言葉や食べ物。

▼マジョリティ（社会的多数派・支配的集団）の立場からすると、マイノリティ（社会的少数派）の存在は、見ようとしなければ見えないし、見えていたとしても、自分たちとはちがう変わった人たち・変な人たち、という印象を持ちがちである。

▼マジョリティが、自分と同じような知識・経験・感情・価値観を持っていることが「あたりまえ」（社会の常識）だと考えているかぎり、「あたりまえ」ではない、「あたりまえ」のこ

とができないと勝手に判断されるマイノリティの人びとは、理解不能な存在として認識されることになる。

▼社会の常識は、マジョリティの知識・経験・感情・価値観を中心に（マジョリティにとって都合の良いように）作られており、言い換えれば、通常、社会は、当該社会におけるマジョリティを優遇するように、偏って形成されている。

▼世界共通のルールとしての人権の実現については、実現に向けた調整と必要な変更が求められる。

そのような中で、「部落差別とは？」被差別部落に居住する人びと、そこにルーツを持つ人びと、部落と見なされた人びとに対して、日常生活や、結婚・就職などの場面において、不当に①遠ざけ、見下し、仲間はずれにすることによって（権力者や多数派が）利益を得る行為、あるいは②その存在や経験を無視すること、さらには③それらを容認する社会のしくみのことであることを指摘された上で、「部落差別の現在」がどのようになっているか、話されました。

▼「特に大きな現在の課題」として、①部落に対するマイナスイメージがインターネット上で拡散している。②情報化社会が進展するなかで、部落の人・場所などが暴かれている。③部落問題について「知らない」「認識がない」若者たちが全国的に増えている。

▼「インターネット上の部落差別」とは、次のようなイメージを持たし、拡散している。①みんながこわいわけではないのに「過度の一般化」で「こわい」イメージを植え付ける②みんながずるいわけではない「ずるい」イメージを植え付ける

▼自分の信念を肯定するための情報を探し出し、信頼できるものとする「確証バイアス（（偏り・偏向）」が作用し、情報化社会において、バイアスを確証する場が増加するし、否定的な情報の方が注意を向けやすく、記憶に残りやすいという「ネガティブ・バイアス」によって安全・安心・安定を脅かす情報は拡散しやすい。

▼「寝た子を起こすな」論で、差別に直面したり、差別に対する不安があっても、誰にも相談できずに、部落の人びとはだまらされ、だまっていると差別は表面化せず、差別はないように

見えてしまう。

まさに、部落差別の現在を知ったうえで、「部落解放に向けて」取り組むべき課題について、話されました。

▼「差別を知って差別をする」「差別を知らないで差別をしない」「差別を知って差別をしない」「差別を知らないで差別をする」層がいる中で、「差別を知って差別をしない」層を育てるために、ワクチン・予防接種としての部落問題学習が必要。

▼差別解消のためには、突破口としての「接触理論」と「接触理論」の実践が必要、それは友だちは差別しない（可能性が高い）ということから言える。

▼差別克服のためには「学習(差別・人権)と経験(であい)が必要」「部落差別が生ずるメカニズムとその不当性を学ぶ」「人権概念について学ぶ」「であい(接触理論)を通じて偏見・差別を解消する」「差別の克服は社会の仕組みを変えること」などを踏まえて、「学びとであい」を重ねていきたいものです。

9月9日「誰もが"This Is Me"と言えるように」

昨日の午後は、丸亀市の就労継続支援B型事業所たんぽぽに通う方々の人生について話を聞き、その実体験をもとに苦労や生きづらさをテーマに創作された作品の演劇公演を鑑賞してきました。

香川で好評を博した作品「ダンデライオンズ」が、ミニシアター蛸蔵にて再演されるもので、上演作品は四国学院大学学生と就労継続支援B型事業所のみなさんがつくりあげたストーリーで、出演したのは学生と、障害があり就労支援施設を利用している方たちもおられました。

三人の主人公のそれぞれのこれまでの人生・生き方そして病んでいく過程の背景が、誰にも共通することで、出演者の一人がアフタートークで仰っていた「事業所たんぽぽの利用当事者と話す中で、皆一緒だから大丈夫と言われ、病気になるのは特別ということではない」ということが、この演劇を共同作業として完成させたベースではないかと思いました。

エンディングで出演者全員の思いがこもった"This Is Me"の圧倒的な迫力素晴らしかったで

す。

今の4回生も出演した上演は最後かもしれませんが、できる限り各地で公演会が開催されたいと感じたところです。

7 少子化対策・子育て支援政策の調査研究について

(1)子育て支援について

5月5日「50年で半減した子どもたちを大切にする社会を」

総務省が、人口推計から算出した子どもの数を4日に公表しました。

15歳未満の男女は4月1日時点で前年より33万人少ない1401万人で、43年連続で減少し、比較可能な1950年以降の最少記録を更新し、総人口に占める比率は0.2ポイント低下の11.3%で過去最低となりました。

1950年に子どもの数は総人口の3分の1を超えていましたが、その割合は75年から50年連続で低下し、過去最低となり、その一方、65歳以上の高齢者の割合は29.2%で最も高くなっています。

都道府県別にみると、2023年10月1日時点で子どもの数は47都道府県すべてで前年より減少し、子どもの割合が最も高かったのは沖縄県の16.1%で、滋賀県の13.0%、佐賀県の12.9%が続く、最も低かったのは秋田県で9.1%で、本県は10.5%で、子どもの数は7万人でした。

子どもの権利尊重をうたった「こども基本法」が施行され1年余りが過ぎましたが、政府が目指す「こどもまんなか社会」実現への取り組みは緒についたばかりです。

昨年12月に策定した「こども大綱」で、子どもが「権利の主体」とであると明記し、貧困や虐待を防ぐ対策のほか、学童期・思春期における心のケアや居場所作りなども盛り込まれていますが、これらがいかに実効性を持つような施策の具体化が図られるかが、問われています。

6月14日「学校給食の無償化を国の責任で」

学校給食法施行から70年となる今年、少子化対策につながる子育て世帯の負担軽減策とし

て学校給食の無償化を求める声大きい中、公立小中学校の児童生徒全員の給食費を無償化している自治体が、2023年9月時点で、全国の3割にあたる547あったことが文部科学省の調査で分かりました。

この調査では、児童生徒全員を対象にするか、支援要件を設けるなど一部の児童生徒を対象にして「無償化を実施中」としたのは722自治体で、このうち「小中学校ともに全員が対象」は547自治体（75.8%）で、17年度の76自治体から約7倍に増えました。

また、約150自治体が多子世帯に限定するなど支援要件を設けており、一部の学年に限定して無償化している自治体もあります。

無償化した理由については、652自治体（90.3%）が「保護者の経済的負担の軽減、子育て支援」、66自治体（9.1%）が「少子化対策」（子どもの増加を期待した支援）、37自治体（5.1%）が「定住・転入の促進、地域創生」（人口増を期待した支援）を選んでいきます。

一方、722自治体のうち24年度以降に続ける予定はないと答えた自治体も82（11.4%）あり、財源の問題から、時期を限って無償化する自治体もあり、無償化の継続が難しい面も見えています。

今回の調査は、岸田政権の少子化対策「こども未来戦略方針」を受けたもので、今後、実現に向けて課題の整理を行うというのが、政権の少子化対策の本気度が問われることになると思います。

11月1日「学校に行きづらい児童生徒と寄り添える体制の拡充を」

年30日以上登校せず、「不登校」とされた小中学生が、昨年度は過去最多の34万6482人に上ったことが文部科学省の調査で明らかになりました。

前年度より4万7434人増加し、30万人超は初めてで、11年連続の増加で、特に20年度以降に約15万人増えています。

文科省によると、「不登校」は、病気や経済的理由を除き、心理・社会的な要因などで登校できない状況を指しており、不登校の子は小学

校13万370人（前年度比2万5258人増）、中学21万6112人（同2万2176人増）で、小中学生全体の3.7%（同0.5ポイント増）をしめているとのことです。

文科省は不登校の子の前年度からの増加率は、今回は15.9%で22年度の22.1%から下がり、増加の勢いは鈍っており、23年から不登校対策プランを打ち出し、居場所づくりや相談体制の充実などを進めており、効果が出始めているともみています。

県内における小中学校の不登校の児童・生徒は1604人で千人当たりでは過去最多の34.3人となり、全国で15番目の少なさとなっており、登校しづらい児童生徒の早期支援や校内サポートルームなど現場の取り組みも全国より増加率を抑えていることにつながっている面もあるのではないかと、言われています。

不登校の子が急増した理由について、文科省は、「コロナ下の生活リズムの乱れ」「コロナ下の行事縮減などで登校意欲が減退」「障害などの理由で配慮が必要な子への適切な指導・支援が不足」などを挙げています。

朝日新聞記事の中で、東京大先端科学技術研究センターの近藤武夫教授は教員の気づきと配慮を挙げ、立命館大大学院の伊田勝憲教授（教育心理学）、教員らの増員や職員研修の充実が必要と説き、大阪公立大の山野則子教授（子ども家庭福祉）は、学校と関係機関の間に立つスクールソーシャルワーカー（SSW）を軸にした早期の対応の必要性を指摘されています。

いずれにしても、児童生徒と向き合う教職員や学校組織のあり方が問われているが、そのように児童生徒と寄り添える体制の拡充なしに、求めても限界はあると思われます。

日頃、地域活動を通じて、学校現場を見せて頂く機会も多いですが、先生方は手一杯であることを目の当たりにします。

教職員を増員し、児童生徒たちとしっかりと向き合い、寄り添えて、早期支援に取りかけられる体制がどうしても必要なのではないのでしょうか。

2月10日「生きづらさを抱えた家庭を支え、子どもたちを大切に」

2024年の自殺者数（暫定値）は、小中高生が527人と、統計のある1980年以降で過去最多となったとのこと。

全体の自殺者数は2万268人と前年の確定値より1569人（7.2%）減り、2年連続で減少している一方、コロナ禍以降子どもの自殺が高止まりしているという状況です。

特に中高生の伸びが顕著で、人口動態統計によると、10～30代の死因はいずれも自殺が最多となっており、自殺対策白書によると、日本を含む主要7カ国（G7）各国の10～19歳の死因で1位が自殺なのは日本のみという実態です。

22～23年の小中高生の自殺者のうち、自殺未遂をした時期が1年以内だった子どもが過半数だったことから、こども家庭庁は自殺未遂をした子どもや家庭を支えるための調査研究を新たに行うこととしています。

また、警察が昨年1年間で、児童虐待で親などを摘発した件数は2649件（暫定値）に上り、前年から11.1%増えて過去最多になったことも昨日報じられていました。

摘発件数は増加傾向にあり、この10年で3.2倍になり、昨年の摘発件数の内訳は、「身体的虐待」が8割を占め、次いで「性的虐待」16.3%、両親間での暴力といった面前DVなどの「心理的虐待」2.0%、「怠慢・拒否（ネグレクト）」1.1%となっています。

それだけでなく「助けて」と言いづらい環境にある子どもたちが「助けて」と言える社会にしていくために、おとなが変えていかなければと思いますが、子どもの自殺支援をされている方は、子どものSOSに気づく立場の大人も相談や助けを求めることができず「苦しい思いをし、孤立している可能性がある」と指摘されています。

「生きづらさを抱えた子どもの背後には生きづらさを抱えた親がいることもある。家庭全体を支えていく視点が大切だ」との言葉を受け止めながら、この社会と向き合っていかなければと思います

(2)ジェンダー平等について

6月13日「日本のジェンダーギャップ指数は相変わらずの低位停滞」

NHKの朝ドラ「虎に翼」では、日本初の女性弁護士一人であった三淵嘉子さんをモデルとした主人公が、戦後、女性に門戸の開かれた裁判官になり、裁判所長となっていく過程の中で、男女不平等の壁を少しずつ乗り越えていく姿に、励まされている視聴者も多いのではないかと思います

世界では、政治の分野での女性進出は進み、世界経済フォーラムは12日、世界の男女格差の状況をまとめた2024年版「ジェンダーギャップ報告書」でも、女性比率の多さなどが評価されて33位となっているメキシコにも女性大統領が誕生したことが報じられたばかりです。

しかし、日本は調査対象となった146カ国のうち118位で、前年の125位からは改善したが、主要7カ国（G7）では、87位のイタリアを下回る相変わらずの最下位でした。

報告書は教育・健康・政治・経済の4分野で、男女平等の度合いを分析し、男女が完全に平等な状態を100%とした場合、世界全体での達成率は68.5%で、日本の達成率は66.3%で前年から1.6ポイント上乘せしたものの、G7では最下位であり、対象国数は異なるが、06年に報告書が始まって以降、日本の順位は下落傾向にあり、ジェンダー平等の取り組みを進める他国に取り残されているのが実情です。

原因は経済と政治の両分野で特に男女格差の解消が進んでいないことで、企業での管理職・役員への女性登用の少なさを反映した経済分野の達成率は56.8%、政治分野は11.8%で、衆院議員の女性比率が約10%にとどまるなど、女性の政治参加の遅れが響いているとのこと。

10日、経団連は、夫婦別姓を認めない今の制度は、女性の活躍が広がる中で企業のビジネス上のリスクになりうるとして、政府に対し「選択的夫婦別姓」の導入に必要な法律の改正を早期に行うよう求める提言をとりまとめました。

このような動きを政府がどのように受け止めるかも、今後のジェンダー平等の取り組みを左右することになるものと思われます。

3月8日「地域からのジェンダー平等」

今日は、国際女性デー、しかも2025年は、国連が「国際女性デー」を提唱してから50年という節目の年です。

2022年から上智大三浦まり教授らでつくる「地域からジェンダー平等研究会」が、国際女性デーにあわせて「都道府県版ジェンダー・ギャップ指数」を公表しています。

2025年の「都道府県版ジェンダー・ギャップ指数」で、高知県は4分野とも格差解消が進み、経済は全国1位（前年2位）、教育3位（同7位）、行政9位（同11位）と、順位が上昇したものの、政治は市町村議会の「女性ゼロ議会」の解消が遅れ、35位（同38位）と低迷していることが報じられています。

指標別で見ると、本県の経済では、フルタイムの仕事に従事する男女比（0.758）と、賃金格差（0.804）がともに1位だが、賃金は2位に岩手、3位に長崎が続ぎ、男性の賃金が低い地域は男女の平等度が相対的に高く出る傾向があると言われています。

このほか、「共働き家庭の家事・育児時間」が6位（0.226）だったものの、1位の新潟（0.258）でも、男性が担う時間は女性の4分の1ほどにとどまっており、順位と実態では「固定的な性別役割分担意識の解消」とはなっていないようです。

私は2月28日の本会議質問で、いくつかの事例を出しながら、「全国的に人口減少が激しい地域は、ジェンダーギャップ問題への危機感が大変強まっており、高齢者も変わらなければという意識を持ち、女性参画を進めている。」として、「固定的な性別役割分担意識の解消」にとどまらず、本県もその指数はけして全国低位ではないが、ジェンダーギャップ解消まで掘り下げた取組を求めました。

知事も、「本県の男女間の賃金格差は、全国最少ではあるが、男女間格差の是正もさることながら、男女を通じた所得水準が全国と比べて遜色ないことが求められる。」と、賃金水準そのものが低位であることを認め、「賃金の引き上げに向けた取り組みを強力に推進」することです。

その上で、「さまざまな施策をバランスよく

展開する中で、男女間格差の解消にもしっかりと取り組んでいく。」と述べ、「市町村におけるジェンダーギャップの現状については、来年度に予定しているうち男女共同参画プランの改訂作業の過程で、関連する統計指標の状況を整理した上で、示すよう検討する。」と答弁されました。

あるシンクタンクは提言書で「若い女性が地方から都会へ流出するのは、都会に比べて地方のジェンダーギャップがより大きく、地方は多様な女性を地域づくりから排除しているためだ」と指摘しています。

改めて、「地域からジェンダー平等」をと声をあげていきたいものです。

3月10日「国際女性デーに考える「ジェンダー平等」」

昨日は、人権啓発センターで開催された「第115回国際女性デー高知県集会」に参加していました。

講師の高知大学佐藤先生は高知新聞24年1月1日付け朝刊12面の「男と女の違いを考える」意見広告、それに関する公開質問状や新聞社の回答などを通じてジェンダー平等について考えました。

しかも、参加者の意見をスマホを通じて画面上で共有しながら考えていくやり方で、より多様な意見に触れ合うことができたのではないのでしょうか。

今、少子化対策の中で、労働力を再生産する手段として若年女性への支援施策が強調されているが、それだけでいいのか。

若い女性はジェンダー問題が性の多様性の問題と勘違いしている人も多いと先生は言われていましたが、固定的性別役割分業意識の解消をはじめ、誰もが性による社会的・文化的差別を受けることなく、自らの能力を自由に発揮することができ、個々の人権が尊重されるような職場、地域、社会が築かれるようにお互いが取り組んでいけたらと、改めて考えさせられたひと時でした。

3月22日「選択的夫婦別姓に関する意思表示」

24日の閉会日には、意見書案が7件提出さ

れますが、そのうち4件が常任委員会で不一致となり再提出されるものです。

そのうちの2件が選択的夫婦別姓に関するもので、県民の会と共産党会派で提出する「選択的夫婦別姓の早期導入を求める意見書」と公明党が提出する「選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論の促進を求める意見書(案)」となっており、閉会日本会議で採決されることとなります。

常任委員会での議論では、自民党はいずれにも反対するとの意思を示していました。

そのような姿勢が、まさに3月7日に公表された時事通信社の全国会議員(705人)を対象に選択的夫婦別姓制度に関するアンケートと傾向を一にしていると思わざるをえません。

全体の44%(311人)が同制度を「導入した方がよい」と回答し、「旧姓の通称使用拡大または旧姓に法的効力を与える法改正をした方がよい」18%(130人)と「現行制度のままでよい」1%(9人)を合わせた同姓維持派を大きく上回っています。

全体の33%に当たる233人は未回答で、このうち自民党議員が約8割を占めており、自民党の回答者の72%が同姓維持を支持し、選択的別姓は18%でした。

選択的別姓を支持する人の理由としては、「時代の変化や価値観の多様化に合わせ選択肢を増やす」が85%で最も多く、「姓の変更で不便・不利益がある」(75%)や「女性が姓を変える場合が多く不平等」(59%)が続いています。

また、夫婦同姓維持の理由は、「旧姓使用拡大で十分対応できる」が89%で最多で、「日本社会に定着した制度だから」(41%)や「選択的別姓を認めると子どもに好ましくない影響を与える」(40%)などを引き離しています。

法案採決時の党議拘束を巡っては「外して自由投票」(44%)が、「かけた方がよい」(21%)を上回っているが、県議会での意見書採決を巡って、自民党が会派拘束をかけるかどうか注目しています。

しかし、採決では、共産党と県民の会が提出した「選択的夫婦別姓の早期導入を求める意見書」や公明党が提出した「選択的夫婦別姓制度

の法制化に向けた議論の促進を求める意見書」に対して、自民党や一燈立志の会の一部、自由の風の議員が反対し、いずれも賛成少数で否決されました。

自民党は、「制度を導入すれば、家族の一体感や親子の絆に悪影響を与える恐れがある。メリットとデメリットを比較した場合、デメリットがあまりにも大きい」などと、選択的夫婦別姓制度の導入検討さえも認めない姿勢に終始しており、自民党国会議員の少数ながらも選択的夫婦別姓を支持するものがある傾向とは異にしています。

諦めることなく、地方からもしっかりと声を上げ続けたいと思います。

8 大阪・関西万博の調査研究について

4月10日「万博会場建設現場で、ガス爆発」

日本国際博覧会協会は8日、公式ホームページで「みんなで『大阪・関西万博開幕1年前』を盛り上げましょう!」と呼びかけ、公式キャラクター「ミャクミャク」と「くるぞ、万博。」と書かれたイメージ画像をダウンロードしてSNSに投稿するよう訴えかけています。

そして、政府も万博盛り上げに躍起で、機運醸成につぎ込まれる国費は約40億円だと言われています。

そこまでしなければならない大阪・関西万博会場建設現場で3月28日、地中の廃棄物から出たメタンガスが原因とみられる可燃性ガスに、工事中の火花が引火して爆発する事故が発生しました。

現場は、会場西側の「グリーンワールド」工区の屋外イベント広場横のトイレ1階部分で、溶接作業中に発生した火花が、地面と床の隙間にある配管ビット内にたまったガスに引火し、爆発し、1階床が破損したが、けが人はなかったとのことです。

この工区は計155haの会場のうち西側の43haを占めており、広場の他に店舗などが入る営業施設などが建てられる予定で、廃棄物処分場だった所で可燃性ガスが発生しているとのことです。

メタンガスは生ごみなどが廃棄された埋め立て地でも発生することが知られているため、今回事故が起きた現場も以前から危険性が指摘されており、昨年11月の参院予算委員会では、社民党の福島瑞穂議員が「現場でメタンガスが出ている。どういう状況か。火がついたら爆発する」と質問し、自見万博担当相は「関連省令に基づき配管施設を設置し、ガスを大気放散していると聞いている。万博の開催時に危険はないと考えている。」と答弁しています、

工区には約80本のガス抜きをする管が設置されているというが、名古屋大名誉教授竹内恒夫氏（環境政策論）も「ごみが捨てられたことは分かっているのだから、ガスが発生すること分かっているはず。発酵が終わるまで危険性がなくなることはない」と指摘しており、事故現場は会場に不相当でなことは明らかであり、このままの開催には無理があります。

9月4日「沈み続ける関空の島」

9月1日夜のNHKスペシャル「巨大地震“軟弱地盤”新たな脅威」で、活断層の地震として過去最大規模だった能登半島地震における木造や鉄筋コンクリート造の建物が数多く倒壊したことの背景として、科学者は“軟弱地盤”によって揺れが何倍にも増幅された可能性を指摘されていました。

現地での液状化の被害状況などもそのことを如実に表していたが、番組を見ると改めて、“軟弱地盤”について考えさせられました。

そんな矢先、「30年間沈み続ける関空の島」の毎日新聞の見出し記事で、航空機の騒音対策と24時間運用のため、大阪湾の海上5キロ沖の水深20メートルを埋め立てて造られた開港から30年を迎えた関西国際空港は沈み続けるため、護岸をおおむね20年に1度、かさ上げる必要があるとのことを知りました。

そのことが、2018年の台風の高波による浸水で大きな被害をもたらしたということを考えれば、改めて全国の軟弱地盤の密集地には、土地の成り立ちや災害リスクなどよりも利便性や経済活動を優先した街づくりを容認してきた今に暮らす人々の責任も大きいと思わざるをえません。

首都直下地震や南海トラフ地震という巨大地震がいつ起きても不思議ではなく、気候変動による自然災害のリスクの増大も日々実感する中で、人工島での万博・カジノに奔走している時ではないのではと思わざるをえません。

3月14日「後一ヶ月に迫った関西万博への不安」

大阪・関西万博の開幕まで、後1カ月となったが相変わらずの準備不足と不安材料が露呈しています。

会場となる大阪市此花区の夢洲では、参加国が独自に建設するパビリオンの外装が完了したのはまだ2割未満で、開幕までにすべて内装まで終えて、来場者を迎えられるかは見通せていないとのことです。

万博に参加するのは、約160の国・地域で、日本国際博覧会協会の幹部によると、海外パビリオンのうち、各国が独自に設計・建設し、「万博の華」ともいわれる「タイプA」（47カ国）で外装が完成したのは10日時点で8カ国にとどまっています。

そして、問題の前売り入場券の開幕まで1400万枚の販売目標は、5日時点で806万枚（57.6%）だそうです。

23年度までの夢洲の埋め立て事業費は約3400億円で、国と大阪府・市が負担する会場周辺の橋や道路の拡幅、夢洲駅開業といったインフラ整備費は、約800億円にのぼっているが、安全・安心面でのリスクは常につきまっています。

夢洲の一部のエリアでは、廃棄物や汚泥による埋め立てが原因でメタンガスが発生し、昨年3月には工事に伴う火花がガスに引火して、爆発火災が起き、換気設備やガス検知器を新たに設け、ガス濃度の測定結果も定期的に公表しているが、生徒・児童を引率する学校関係者などから懸念の声は根強くあります。

そして、地震などの災害が起こった際には橋やトンネルが通行止めとなり、来場者の孤立も想定されています。

ここにきて、大屋根「リング」が海水と接している部分の護岸計1.1キロのうち600メートルで、浸食被害が確認されています。

2月に海水の注入を始めたばかりで、強風による波などでえぐられたとみられるっており、リングの安全性に影響はないが、護岸を碎石で覆って保護するなどの対策を検討するとのことでした。

これで、また追加工事にどれだけの費用がかかるのでしょうか。

5年前の2月定例会で、私の夢洲における災害リスクの質問に対して、濱田知事は「一般的なリスク対策は必要でございますし、講じていかなければいけませんけれども、殊さらに夢洲について大きく懸念をするというような状況ではないというふうに思っております。」と答弁されたが、本当にそうなのだろうかとの不安は払拭できないままです。

9 脱原発の調査研究について

7月19日「能登震災は原発災害に対する『最後の警告』」

東北電力が昨日、女川原発（宮城県）2号機の再稼働の時期を11月ごろに延期すると発表したことがマスコミで報じられました。

再稼働の前提となる重大事故発生時の手順を確認する「シーケンス訓練」と、大規模な自然災害などに備えた「大規模損壊訓練」を巡る作業に遅れが出たため、これまでは9月ごろを目指していましたが、2カ月後ろ倒しになるもので、再稼働時期の延期は3回目ということです。

しかし、何よりも近隣住民にとって、能登半島地震を踏まえた避難計画の不安を抱えたままの再稼働は許されるものではないと思われます。

女川原発は、太平洋に突き出た宮城県北東部のノコギリの歯のようなリアス式海岸が取り囲む約20キロの牡鹿半島の中ほどにあります。

半島から外に抜ける避難経路は計3本の県道で、山間部の1本は震度6弱以上で通行止めとなり、海岸線の2本は県が浸水を予想する複数のエリアを通ることになっており、実際、東日本震災では15カ所が全面通行止めになり、10日間孤立した地域もありました。

1月の能登半島地震では、道路の寸断や海岸部の隆起、家屋の倒壊が相次ぎ、半島の住民の避難や事故時の屋内退避の難しさが露呈しました。

東京電力柏崎刈羽原発の避難計画の検証委員を務めた環境経済研究所の上岡直見代表は「能登半島地震で、少なくとも半島では、当初の計画通り住民は避難できないことが証明された。自治体はその教訓を踏まえて避難計画を見直すべきだ。東北電力はその間、再稼働に踏み切るべきではない」と指摘されています。

能登半島地震の際、北陸電力は「原発は運転停止だったので安全」と発表したそうだが、地元の人々は「運転中なら事故が起こりえた」と言うに等しいと感じており、しかも、福島第一原発4号機の核燃料プールの例もあり、停止中なら安全ということは、断じてありません。

原発再稼働の旗振りをした西村前経産相は地元で支持者に「能登の救援に時間がかかったのは、（珠洲に）原発を造らなかったからだ。造っていれば道路も整備していた」と言ったとの報道もあります。

珠洲に原発が造られていたら過酷事故の再現になった可能性もあるのに、そんな認識も想像力もない人々によって原発が推進され、再稼働に踏み出そうとしているのです。

能登震災は原発災害に対する「最後の警告」ということを受け止められる政府、電力会社であって欲しいと思わざるをえません。

9月11日「原発事故避難計画を見直さない30キロ圏自治体」

今朝の朝日新聞に、全国の16原発30キロ圏の156自治体の首長に行ったアンケート結果が記事になっていました。

原発事故に備えた避難ルートの寸断が相次いだ元日の能登半島地震を見るにつけ、避難計画の見直しを真剣に考えているかと思いきや、各自治体の避難計画の見直しについて「必要」「どちらかと言えば必要」と回答したのは、3割に留まっていたと感じました。

能登半島地震は原発廃止への最後の警告だとも言われる中、地震や津波などの自然災害と原発事故が同時に起きる「複合災害」への危機感

がもっと高まっているかと思っていたのですが、30キロ圏自治体は、そうでもないように考えさせられました。

原発の30キロ圏の自治体は、原子力規制委員会の「原子力災害対策指針」などにに基づき、住民の避難や屋内退避の計画を定め、必要があれば修正することが法律で義務づけられている中、避難計画の基礎となる指針の見直しに規制委が消極的な一方で、一定数の首長が計画見直しの必要性に踏み込んだが、要否を明確にしない「その他」も5割余りに上っています。

避難計画見直しの必要性を認めたのは41自治体（28%）で、政府が再稼働に注力する柏崎刈羽原発（新潟県）、南海トラフ巨大地震の想定震源域にある浜岡原発（静岡県）では、それぞれ5割の自治体が必要性を認めています。

一方、いずれも今年中の再稼働が見込まれる東北電力女川原発（宮城県）は1割余り、中国電力島根原発（島根県）はゼロだったとのことですが、女川原発のある女川町は、「その他」で（能登半島地震を受けての原子力防災上の検証・検討は国及び関係機関にて行われ、見直しが必要な場合はこの結果を踏まえて各級計画に反映されていくこととなる。本町の地域防災計画（原子力災害対策編）は国・県の防災計画とリンクするもので、見直す場合は国・県の計画とともに行うべきものであるため、現時点で単独での計画見直しは行っていない。なお、立地自治体として考える見直し等に係る観点は当然にあり、必要性について考えていない、ということでないことを付言する。）と答え、宮城県も「その他」で、（避難計画は各市町で作成しているため）と答えています。

このような、県と当該自治体の姿勢に、改めて危機感を感じるとともに、福島原発事故や能登半島地震の警告・教訓は、生かされないのかと情けなくさえ感じます。

10月31日「能登半島地震からの警告を受け止めない女川原発再稼働」

東北電力女川原発2号機は、10月29日に再稼働しました。

2011年3月11日に地震と津波に被災し、電源設備に甚大な被害を受けて火災を発生させ

た女川原発だが、再び原子炉災害を起こせば避難も困難な原発の再稼働に抗議せざるをえません。

女川原発2号機は、東日本大震災後、被災地では初の再稼働であり、沸騰水型軽水炉の82.5万キロワットで、建設時期が異なるものの震災でメルトダウンした福島第一原発2、3号機と同型炉であります。

東北電は約5700億円を投じて、海面からの高さ29m、延長800mの防潮堤や、海水の浸入を防ぐ厚さ30～40cmの防潮壁を築くなどの対策を実施し、6年にわたる長期審査を経て、新規制基準に「適合」となりはしたものの、無論「安全のお墨付き」ではなく、住民の不安は残ったままです。

地元紙の河北新報が3月、県内有権者を対象に実施したインターネット調査で、女川再稼働に「反対」と答えた人が44%と「賛成」の41%を上回っている中で、原子炉に再び火を入れた東北電の責任は極めて重大であると言えます。

牡鹿半島の真ん中あたりに立地する女川原発は、避難上の制約が強く、地震や津波に原発事故が重なる「複合災害」のリスクも計り知れません。

原発30km圏内の3市4町には約19万人が暮らしており、そのうち半島先端部から陸路で避難する人々は、事故を起こした原発に向かって逃げることになるし、その陸路が断たれる可能性もあります。

東日本大震災時には、女川1号機タービン建屋で火災が発生したが、地震で道路が寸断されて消防車が出動できず、所員が粉末消火器で消し止める事態も起きています。

能登半島地震で避難道路がほぼ使えない状態になったことを教訓とするならば、こうした場所に原発は建てられないはずであるし、建っている以上再稼働ではなく、廃炉を急ぐべきではないのでしょうか。

能登地震からの警告を真摯に受け止めるべきです。

12月9日「能登地震からの最後の警告を突きつけられる島根原発再稼働」

全国で唯一、県庁所在地に立地し、半径30キロ圏に全国で3番目に多い約45万人を抱え、避難計画の実効性など稼働後も課題が山積している中国電力島根原発2号機が7日、12年11カ月ぶりに再稼働しました。

島根原発2号機は2011年3月に事故を起こした東京電力福島第1原発と同じ沸騰水型で同型の再稼働は東北電力女川原発2号機（宮城県）に次いで2基目で、福島事故後、国内で再稼働した原発は8原発14基となります。

島根県は12年に全国に先駆けて広域避難計画を策定し、訓練を重ね、見直してきたが、自力で避難が難しい要支援者約5万7千人への対応など課題は多いと言われているが、能登半島地震を見たら自力避難が困難な方だけでなく45万人の避難がいかに現実性がないか自覚するべきではないでしょうか。

中電は13年12月、2号機の新規制基準適合性審査を規制委に申請してから、島根原発の南約2キロを走る「宍道断層」の長さ評価が申請時の全長約22キロから約39キロに延びるなど合格まで7年9カ月を要しました。

安全対策で基準地震動（耐震設計の目安となる揺れ）を820ガルに設定し、海拔15メートルの防波壁を建設したり、電源や冷却手段も多様化し、原発全体の安全対策工事費は現時点で約9千億円に上っています。

11月29日に、志賀原発差し止め訴訟原告団長の北野進さんのお話を聞かせて頂いたが、北野さんたちが高屋・寺家という群発地震の巣の中に予定されていた珠洲原発を止めてくれた闘いがあったこと。

一企業の、電気を生み出す一手段に過ぎない原発のために、多くの住民の命や暮らしが危険に晒され続け、数十万人の避難計画が必要な原発って本当に必要なのか？

日本海が放射能汚染の海になり、仮に避難できたとしても、財産を奪われ、ふるさとを追われることを繰り返すのかと「最後の警告」を突きつけられているだけに、島根原発の再稼働は撤回すべきではないかと思うばかりです。

12月18日「福島、能登を忘れた原発回帰の次期エネルギー基本計画は許せない」

経済産業省が次期エネルギー基本計画の素案を示したが、福島第一原発の事故後に掲げてきた「原発依存度を可能な限り低減する」という方針を削除しており、14年足らずで重大な事故の教訓を投げ捨てるような変更であり、許しがたいものと言えます。

しかも、この1月には能登半島地震から原発災害最後の警告が発せられていながらであります。

「原発依存度低減」は、安倍政権下での第4次計画で「エネルギー政策の出発点」として盛り込まれ、その後も現行の第6次計画まで維持され、様々な圧力にさらされながらも、原発回帰への歯止めになってきました。

しかし、今回の経産省素案はこれを削った上で、「再エネと原子力をともに最大限活用することが極めて重要」と明記し、方針を180度転換させたものに等しいと言わざるをえません。

福島原発の廃炉の終わりは見えず、復興も道半ばであり、過酷な災害が多い国土の条件や、未解決の「核のごみ」の問題など、原発の抱える根本的な難点は何ら変わらないままです。

事故の「深い反省」の上に歴代政権が維持してきた基本姿勢を、原発推進派が大多数の審議会の議論だけで変えることは許されるものではなく、政府は東日本の被災地の声はもちろん、より多様な声を踏まえ、計画のあり方を徹底的に議論すべきです。

既存原発の再稼働さえ、電力会社の不祥事や地元の不安などで、経産省の想定通りには進んでこなかったし、原発の建て替えについては、同じ電力会社なら他の原発の敷地内も認める方針を示しました。

岸田政権が2年前に「最大限活用」を打ち出したときでも「廃炉を決定した敷地内」に限っていたものを早速緩和し、事実上の新增設容認にはかならないとも言えます。

また、発電にかかるコストは、原子力が事業用太陽光（メガソーラー）を上回っており、専門家が「計算の前提条件が、原子力など既存の大型電源に有利」と疑問を呈する甘い想定の中でも、原子力が安いとは言えなくなっています。

過去の計画も原発や火力を楽観視してきたこ

とで、エネルギー構造の転換を遅らせてきたが、今回も同じ過ちを繰り返してはならないとの声をあげていかなければなりません。

1月4日「誰かを『犠牲』にするシステムで成り立つものは疑いうる」

原発報道に携わるある新聞記者が、「いったん全てを疑おう」という原発報道の姿勢が決まったことについての記事を読む機会がありました。

記者は「見渡してみれば、火力発電所なら東京湾沿いに多数あり、電力会社だけでなく企業の自家発電も無数にあります。」が、「しかし、原発はいずれも周辺人口が少ない地域にだけあり、わざわざ送電ロスもあるのに何百キロも送電線を引いてきているという異常なまでの立地の違いが意味することは、原発が抱えるリスク（危険性）の巨大さにほかならない」と記者は、指摘されています。

「福島で原発事故が起きる前から、電力会社も、許可を出した国も巨大リスクは重々承知していたからこそであり、リスクが現実のものとなった福島第1では、安全対策がいかにしろいものだったか分かっていたにも関わらず、コスト最優先で追加対策をしようとしなかった東電、実施させなかった国のツケがいかに大きいものだったか、既に事実が証明しています。」と言及されています。

そこで、原発関連の現場責任者である記者は「いったん、全てを疑おう」と決意したそうです。

誰かを「犠牲」にするシステムの上に成り立つものは、「全て疑う」ことから始まるというのは、2012年に発刊された哲学者高橋哲哉氏の「犠牲のシステム 福島・沖縄」に通ずるものがあることも考えさせられました。

2月14日「いいかげん能登半島地震の教訓に学べ」

原発事故が発生した場合に、屋内退避も移動も困難な場合があると痛感させたのが能登半島地震ではなかったのでしょうか。

にもかかわらず、原発事故時に住民の被ばくを低減させる目的の屋内退避のあり方を議論し

たという原子力規制委員会の最終報告書案は、自宅などで屋内退避を続ける期間は3日間を目安とし、建物倒壊やインフラが止まり、とどまれない場合は国の判断で避難に切り替えることなどとして、地震などの複合災害時に、物資や医療の支援を続けられるかなど実効性には疑問を残したままのようです。

「原子力災害は多くの場合、地震などとの複合災害で発生する」と想定し、その上で「人命の安全を第一」とし「自然災害に対する安全確保を優先する」との考え方を明記しながら、屋内退避中に物資の供給が滞ったり、家屋が倒壊したりした場合について具体的な行動指針は示されていません。

原発事故と津波や地震などの複合災害が起きた時の対応について「残されている課題」と認めながら、能登半島地震では多くの住宅が損壊し屋内にとどまらず、避難計画はほころんでいるにもかかわらず、原発の再稼働は進んでいます。

屋内退避が難しいと判断され、多くの人が一斉に避難すれば、大渋滞を引き起こすし、道路が寸断されたような状況では避難すらできないのが現状です。

国内では、東電福島第1原発事故後に作られた新規制基準下で8原発14基が再稼働しているが、今も事故が起きれば、混乱と被ばくが避け難い状況にあり、不十分なままの避難計画で、国は運転を認めている形です。

そんな中での、実効性のない行動指針しか示されない最終報告書案が容認されていいのでしょうか。

3月18日「原発廃炉の廃棄物の行く先は」

廃炉を進めている中部電力浜岡原発2号機で、昨日、運転時に核燃料が入っていた原子炉圧力容器の上ぶたをクレーンで持ち上げて取り外し、原子炉の解体作業が始まりました。

これまでに建屋内の使用済み核燃料を同じ敷地内にある4、5号機の燃料プールへ搬出し、未使用燃料は敷地外に運び出し、設備の除染やタービン、発電機、原子炉建屋の一部についても解体を進めてきたが、これから始まる原子炉の解体は、廃炉作業の本丸とされています。

原子炉圧力容器や内部の炉内構造物は人が近づけないほど放射線量が高く、作業は専用のロボットを使った遠隔操作などで行うため、高度な技術が求められます。

中部電力は、2号機の原子炉から先行して解体し、12年ほどかけて2基の原子炉を解体するとして、廃炉を完了する時期は42年度を見込んでおり、1号機の廃炉にかかる費用を約379億円、2号機については約462億円と見込んでいます。

しかし、廃炉作業で生まれる大量の金属やコンクリートなどの廃棄物の処分先は決まっておらず、現時点で、18基（東京電力福島第一原発を除く）が廃炉を決めており、ほかにも運転期間が長い原発が多く、今後の廃棄物の処分先が決まらず、廃炉計画の延期が続いている現状にあります。

浜岡原発1、2号機の廃炉作業では、約45万トンの金属やコンクリートの廃棄物が生じるが、このうち約2万トンを占めるのが「低レベル放射性廃棄物」とされています。

低レベル放射性廃棄物は、汚染レベルが高い順に、「L1」「L2」「L3」と分けられ、各レベルごとに地中に埋めて、50年程度～数百年の監視が必要とされており、中電によると1、2号機分の処分先は現時点で未定で、これまでの解体作業で生じたものは、建屋内で保管している状況にあります。

政府が、2023年2月に閣議決定した「GX実現に向けた基本方針」では、放射性廃棄物の保管は廃炉を決めた原発の敷地内に限定していたが、今回の第7次エネルギー基本計画は、同じ電力会社であれば別の原発敷地でのリプレイスを認めると対象を拡大しています。

日本の商業炉では、廃炉を終えた原発はまだなく、廃棄物処分の問題が先送りされ続ける中で建て替えが進めば、行き場のない廃棄物がまた増えることは自明の理です。

それぞれの電力会社はもちろん、この国は、地震等の複合災害と向き合わざるをえない中で、数百年に及ぶ放射性廃棄物の管理に責任が持てるのでしょうか。

いい加減に、気づかなければなりません。

10 夜間中学の調査研究について

7月13日『夜間中学生の声』に学ぶ大切さ

7月10日に「高知県の夜間中学生の声に学ぶ会」のお誘いで、高知国際中学校夜間学級を訪問させて頂きました。

学級開設以来、3度目になる訪問で、今春一期生4名の卒業を見送る中で、この4年間の「夜間中学」の歩みと生徒たちの「声」に学ばせて頂くことの多い90分間でした。

意見交換させて頂いたお二人ともの真摯な学びの姿勢と意欲に感心させられました。

また、分からないことをすぐ先生に尋ねられる関係性、登校するのに足が重くても後ろから背中を推してくれる人がいて、登校すると分からないことが多くても楽しいと感じられる学習環境が維持されていることが、学びの継続につながっていることも感じさせられました。

異年齢、多様な学生さんがいる中で、授業をとおして、先生も普段目の当たりにしたことのないような生徒たちの気づきが生徒の声にあるとすれば、学生の先生ともっと話せる機会があればとの声に向き合うことも大事なことであることを痛感させられました。

開設の際にも議論になっていたが、入学時期については、昨年検討されて入学時期の一律4月の見直しがされて4月から9月までの途中で、入学の機会も確保できて、今年度は6月入学生が学んでいます。

この3年間で、課題の解決に向けた尽力がされたり、10代の生徒も入学する中で、新たな課題とも向き合う必要性があるなか、一人ひとり個性に満ち溢れた中学生たちの声に寄り添う「学び直しの場」であって欲しいと改めて思ったところです。

そして、教頭先生の「ここには教育の原点がある」と仰っていたことに、もっともっと学び直しをしたいと思われている方々に、ここで学んでもらいたいと思うところです。

そのためにも、一緒に訪問した市議からは「学び直しをしたいと思っている人に、この学校の存在を知ってもらえるようなとりくみ」を支援していきたいとの感想もある中で、どのようなアプローチの仕方があるのか、しっかりと考え

ていきたいものです。

1月21日「県立夜間中学生の未来に期待して」

昨年発足した「県立夜間中学の未来を考える議員ネットワーク会議」のメンバーと「夜間中学生の声から学ぶ会」の代表の皆さんで、16日に「県立夜間中学のこれから」について意見交換をさせて頂きました。

最初に、所管の県教育委員会高等学校課より現状と次年度入学者の状況などをヒアリングし、情報をどのように各市町村教委や学校現場に伝えていくのか意見交換もさせて頂きました。

市町村教委からの照会や応募状況から、なかなか夜間中学(高知県立国際中学夜間学級)の情報が必要としている県民に届いているのかとの意見も出されていました。

多様な生徒さんが学ばれている中で、以前の中学校で不登校だった生徒が異年齢の方と交流する中で学びも大事だし、それぞれの生徒の困り事と向き合い寄り添っていくなど丁寧な取組が必要である。

また、学ぶ生徒のニーズは教科書の内容だけでなく、工夫した対応が引き続き必要で、生徒の声をしっかり拾っていくことなども運営面の課題として出されていました。

当初から課題であった途中入学も、要件緩和によって、認められるようになり、令和6年度は10名が入学し、現在18名が在学しています。

卒業予定者のニーズをしっかりつかみ、えられる支援が必要となっています。

なかなか学校が対応できていないことを「学ぶ会」の皆さんがフォローされる中で、生徒さんの悩み事に対応されてきたり、「学ぶ会」の取り組み状況や議員の皆さんからの情報が共有される場にもなりました。

今後とも、自治体と「ネットワーク」、「学ぶ会」の連携で、学びを必要とする県民が入りたい、入って良かったと言える「夜間中学」のあり方を求めていくことを確認しました。

2月6日「全国で夜間中学設置自治体・生徒の増加」

1月16日に、「県立夜間中学の未来を考える議員ネットワーク会議」のメンバーと「夜間中学生の声から学ぶ会」の代表の皆さんで、「県立夜間中学のこれから」について意見交換をさせて頂いたことをここで取りあげました。

そんな中で、今朝の朝日新聞に、「夜間中学がある自治体、12増 生徒も1.3倍」との見出しで囲み記事がありました。

義務教育を十分に受けられなかった人などが通う夜間中学が、全国で32の都道府県と政令指定市に設置されていることが、文科省の調査で分かったとのことですが、2022年の前回調査より設置した自治体が12増えています。

全国53の夜間中学の24年5月1日時点の状況では、夜間中学に通う生徒は1969人で、前回の1558人の約1.3倍に増えています。

このうち、日本国籍の生徒は前回比1.4倍増の713人で、外国籍の生徒は前回比約1.2倍の1256人だったとのこと。

国籍別にみると、28.5%が中国籍で、次いでネパール、フィリピンの順に多く、国籍を問わず、特に10～30代の生徒が増えているそうです。

夜間中学で学ばれている理由としては、日本国籍の人では、不登校などの事情があり学び直したい人が増えているとみられ、外国籍の人では、日本語の勉強や日本の高校入学をめざして学ぶ人が多いとのことで、国は、全都道府県と指定市で、各1校以上の設置をめざしています。

高知で、夜間中学の開校を求めている時の「夜間中学開校に向けての学習会」に参加していた入学希望の女性が述べられていた「分かった素振りをしないといけないような、ウソをつかせないといけない学校づくりをするのなら夜間中学は必要ない。学ぶ仲間の笑顔が絶えない、通いやすい夜間中学校」が、全国に広がってもらいたいものです。

11 交通安全問題の調査研究について

5月18日「自転車の悪質交通違反にも厳罰」
自転車安全利用5則が守れないなど自転車乗

りのマナーが悪い傾向が続き、自転車が絡む交通事故も多いことから、自転車の悪質な交通違反に「青切符」を交付し、反則金を納付させることを新たに規定する改正道路交通法が17日、参院本会議で可決、成立してしまいました。

車の違反には、警察官に青切符を切られ、反則金を納めれば刑事罰を科されない仕組みがあるが、そこに対象外だった自転車も加えられ、公布から2年以内の2026年までに施行されることとなります。

自転車で反則金となる取り締まりの対象は16歳以上で、運転免許証の有無は関係なく、反則金は原付きバイクと同程度の5000～1万2000円の見込みで、今後決められるようです。

反則金の対象は113種類だが、自転車に当てはまらないものは除き、信号無視や指定された場所で一時停止をしないなど事故の原因になりやすい9種類程度になる見通しです。

酒酔い運転や妨害運転（あおり運転）などは、これまで通りに刑事罰を科す赤切符で取り締まり、自転車の酒気帯び運転にも罰則を新たに設け、車と同じ3年以下の懲役または50万円以下の罰金とし、自転車の運転中にスマートフォンを使用する「ながら運転」も新たに禁止されます。

私たちが交通安全指導の際に、自転車安全利用5則遵守について啓発してきましたが、自転車は免許が必要ないため、ルールを正しく知らない利用者が多いことを痛感してきました。

警察庁が2023年に実施したアンケートでは、自転車のルールを守らない理由について「ルールをよく知らない」との回答が4割を占めているとのことです。

結局、違反者に対する罰則を厳しくしたとしても、周知されなければ「知らなかった」ですまされる違反運転による事故が減少しないのではないかと懸念されます。

これから、交通安全教育の中で、安全運転のマナー・ルールの周知が互いの命を守ることに繋がる命の教育として行われることを期待します。

10月30日「自転車の危険運転の厳罰化」

改正道路交通法が11月1日に施行され、酒

気帯び運転が罰則付きの違反となり、スマートフォンを使いながら運転する「ながら運転」の罰則は強化されるなど、自転車の危険な行為が厳罰化されます。

酒気帯び運転は、これまでも禁止されていたが、正常に運転ができないおそれのある「酒酔い状態」のみが罰則の対象でした。

これからは、酒気帯び運転の基準は車と同じで、呼気1リットルあたり0.15ミリグラム以上のアルコールを含んだ状態についても、3年以下の懲役または50万円以下の罰金で、酒気帯び運転になると知りつつ酒を提供するなどした人も罰則の対象になります。

また、自転車を運転中に携帯電話やスマートフォンを使う「ながら運転（ながらスマホ）」の厳罰化は、違反した場合は最大で1年以下の懲役または30万円以下の罰金が科せられることとなります。

自動車は2019年に厳罰化され、ながらスマホによる事故は一時減少しましたが、ここ数年は再び増加に転じているとのことです。

警察庁によると、今年上半期（1～6月）に全国であった自転車のながらスマホによる死亡・重傷事故は、前年同期比約2.3倍の18件で、統計が残る07年以降で最多となっています。

自動車のながらスマホは、19年12月にも罰則が強化され、死亡・重傷事故は19年の105件から20年は66件に約半減しましたが、その後再び増加に転じ、23年は厳罰化前を上回る122件に上っています。

ながら運転の罰則強化について、専門家は「危険性が十分認識されなければ、厳罰化しても事故は再び増加しかねない。取り締まり一辺倒になれば、不満だけが残ってしまう。法律とともに、危険性をよく知ってもらうような地道な活動が必要ではないか」と話されています。

私たちも、早朝や夜間に交通安全の街頭指導を行います。厳罰化されるこの「飲酒」と「ながら」運転以外にも、ヒヤリとさせられるのが、右側運転の多さです。

これも、いつ事故につながるかわかりません。

「自分は大丈夫」と思っている方は多いかも

知れませんが、災害と同じで、「正常性バイアス」を働かせるのではなく、我が事として、安全運転に注意することが、求められています。

1月8日「交通事故死者数は減少するも、高齢者比率は増加」

今朝から、年始の交通安全運動期間がスタートし、冷え込む中、交通安全指導員として皆さんとともに、早朝街頭指導に立ちました。

そこに合わせたかのように、今朝のマスコミ報道で、2024年の全国の交通事故死者数は前年より15人(0.6%)減の2663人だったことが、警察庁の集計で公表されています。

統計がある1948年以降、過去3番目の少なさで、事故件数は1万7138件少ない29万792件、負傷者数は2万1839人少ない34万3756人だったとのことでした。

死者が最も少なかったのは22年の2610人で、政府は21～25年度の交通安全基本計画で25年までに死者数を2千人以下にするとの目標を掲げていますが、21年から4年続けて2600人台で推移しており、目標通りには進んでいません。

高知県内の事故死者は、21人で、1971年の198人をピークに減少傾向にあり、2021年以降は20人台で推移し、これまでの最少は23年の23人で、人身事故の件数は898件で前年より77件少なく、1952年の622件に次いで少なかったようです。

都道府県別の死者数では、本県は、最少の島根の9人、そして鳥取15人に次いで少なくなっていますが、死者に占める65歳以上の高齢者の割合は前年比23.6ポイント上昇の71.4%となり、全国平均の56.8%を大きく上回っています。

高齢者の死者に占める比率が高いことや、自転車の絡む事故は39件減の196件発生した中で、負傷者192人のうち151人がヘルメット未着用だったこと等課題は多くあります。

私たち交通安全指導員の目が届くところも限られており、一人ひとりが自覚して交通安全に気をつけて頂くしかありません。

12 地域の課題の調査研究について

5月22日「ドン・キホーテ高知進出に地域の声は届くのか」

ドン・キホーテの高知進出について、今朝の高知新聞で、「来年1月オープン計画 高知県に届け出 24時間営業」との見出しで、出店に関する届け出書を県に提出し、21日告示されたことが報じられていました。

それによると、同市東雲町と知寄町3丁目にまたがる用地に、鉄骨平屋建ての店舗を整備し、名称はドン・キホーテ高知店(仮称)、新設予定日は2025年1月20日で、24時間営業を行う計画となっているとのことでした。

下知地区内で、すぐ近隣だけに、地域内の皆さんの関心は高く、昨年11月15日に地域と良好な関係を築くためにということで、事前説明会を開催され、多くの参加者からの質問、要請に対して、当時次のような考え方が示されていました。

「北側出入口は、西進の入庫、東進の出庫となる。」「西側出入口からは、職員と搬入用に使う4トン車が出入りするが、搬入時間は住民に迷惑がかからないようにしていきたい。」「治安の悪化については、警察と連携しているのでそういう事はない。」「睡眠時間帯にマイナスの影響を出さないように配慮していく。」「駐車場台数については、他の店舗規模から考えても、これ以上は増えない。」などとの説明があり、狭隘な北側道路からの出入口はやめてほしいとの意見などが多数ありました。

その後、大規模店舗法に基づいて、3月中に届け出て、2ヶ月以内に説明会をする予定とのことでしたが、届け出自体が4月30日となったことから、説明会は6月下旬位になることが想定されます。

公示された書類を本日県経営支援課に行って、見せて頂いたところ、昨年の説明会で出された意見に対して改善対応をしたようには思えず、6月下旬の説明会では、周辺地域の声をしっかりと反映させていくことが必要になってくると考えられます。

6月26日「ドン・キホーテ進出に課題解消せず」

昨夜、「(仮称)ドン・キホーテ高知店の大規模小売店舗立地法に基づく地元説明会」が「ちより街テラス」で開催されました。

昨年11月の事前の地元説明会以上にたくさんの方が参加され、時間制限がされる中ドン・キホーテ側の説明に対して、10人を超す方からの質疑がされました。

昨年のももそうでしたが、住民の方が最も心配されているのは、今でさえ交通安全面で心配がされている建設予定地の北側の生活道路が、立体駐車場の出退店が集中した場合に、大変な混乱が起きることと、24時間営業に対する営業時間の問題について多くの不安・懸念・要望が出されました。

ドン・キホーテ側は、昨年の11月に行われた地元説明会での意見を踏まえて検討してきたが、電車通りがの南の出入り口を生かしつつ、北出入口を使う、そして北出入口はできるだけ負荷がかからないように使用していくつもりであることや営業時間についても「ご意見を配慮した営業時間の検討」をしているが、12時を過ぎたあたりのところと言う曖昧な表現で、決定はオープンの1ヵ月前に、ホームページで行うとのことでした。

PTA会長からはこの間保護者からいただいたアンケート結果等も手交することが申し出られましたし、北側の生活道に面した出入り口ありきの話はやめてほしい、南側の電車通りからの2カ所で対応すれば良いではないかななどの意見も出されていました。

いずれにしても、交通安全面や防犯上の問題、夜間の静穏維持の問題等々、周辺住民にとっては生活環境が大きく悪化することに対する不安懸念材料は大きく、これらの課題にどうドンキ側が真摯に向き合う姿勢なのかが問われています。

私からも、「昨年11月の地元説明会は、地域住民との良い関係を築くためのものだと言う前提で開かれたが、その姿勢を検討内容に反映されていたのかというのが今回の説明会だったが、今回も多岐にわたって意見・要望が出された。それを踏まえた反映がどのようにされるの

かその決意を聞きたい。」

さらには、「営業時間の決定も1ヵ月前にホームページで公表などということではなく、今回出された意見を踏まえてどのような対応をしたのか改めて地元説明会をすべきではないのか」との意見も出させて顶きましたが、「持ち帰って真摯に検討する」あるいは「説明会は今回で終わりです」というような姿勢であり、私としては「地域と良い関係を築きたい」という言葉を俄かに信頼ではないような気持ちにならざるをえませんでした。

これまでのドン・キホーテ立地地域で起きている課題からも、会場やアンケートで出された意見などを事前に解消した上で、そして地域の皆さんが安心して利用できる立地計画とされることを多くの参加者の願いだと思います。

ドン・キホーテ側は、今回の説明会後も話し合いの窓口を開けているし、オープン後も課題についての話し合いの窓口は開けているとのことですが、形だけでなく、その姿勢が問われているのではないかと思います。90分間でした。

1.1月13日「『ドン・キホーテ』24時間営業は断念、交通事情はさらに改善を」

これまでも、機会あるごとに県内初進出のドン・キホーテの地元説明会の課題などについて、お知らせしてきたところですが、昨日、県大規模小売店舗立地審議会で、新店舗「ドン・キホーテ高知店」(仮称)の説明、審査が行われました。

傍聴はしていませんが、報道などによると次の点が明らかになったようです。

計画によると、駐車場243台と駐輪場108台を設けるが、新店舗のオープン日や営業形態について同社広報室は、現時点で開示できる情報はないなどとしており、審議会では営業時間についても審議されなかったようです。

ただし、現状、営業時間を「24時間」で届け出ていますが、審議会後に「24時間営業はしない」方針を明らかにしたようです。

また、店舗用地は国道32号沿いにあり、審議会には地域住民から「大渋滞になり交通事故がおきる危険度が高くなる」などの懸念が寄せ

られていたことから、委員からは、南側出入口に面する国道の交通量に関して本線を利用する車の列が長くなる可能性が高く、店から1度に出す車の台数を決めたり、公共交通機関を利用して店に来る人を増やすなどの施策を積極的に検討してほしいといった意見も出るなど、交通量や周辺住民の生活に配慮を求める意見が相次いだとのことです。

これに対しドン・キホーテ側の担当者は近隣施設の協力のもと臨時駐車場を設けるほか、看板や路面標示の設置、誘導員による車両誘導を行い混雑解消につとめる予定であると述べ、審議会としては、開店後も検証など行うよう、但し書きをつけた上で県に答申するとのことです。

私たちが、小学校関係者や交通安全関係者とともに、これまでに提出した大規模店舗立地法に基づく意見書の内容を踏まえた対応されている面もありますが、まだ対応して頂きたい面については地域の皆さんとともに、注視していきたいものです。

2月19日「ドン・キホーテオープンで周辺道路は終日混雑」

昨日、私の住む下知地区は、全国最後の設置空白県に進出したディスカウント店「ドン・キホーテ高知店」の開店によって、異常な光景が一日繰り広げられていました。

マスコミなどでは、「待ちかねたドンキファンが大行列をつくり、一時入店制限するほどの大にぎわい」などと報道されていたが、地域での心配事は現実のものになりそうです。

出店にあたっては、地元説明会で地域の課題などについて、意見反映し、少しでも解消したうえで、地域に信頼される店舗を目指して欲しいと声をあげてきました。

大規模店舗審議会でも、店から一度に出す車の台数を決めたり、公共交通機関を利用して店に来る人を増やすことの検討を求める意見も出るなど、交通量や周辺住民の生活に配慮を求める意見が相次いだとのことでした。

これに対しドン・キホーテ側の担当者は近隣施設の協力のもと臨時駐車場を設けるほか、看板や路面標示の設置、誘導員による車両誘導を

行い混雑解消につとめる予定と言われ、審議会も開店後の検証を求めていますし、今後も課題があれば、声を届けていかなければと思います。

私たちは、地域の昭和小学校の学校長、PTA会長とともに、私が会長をさせて頂いている学校運営協議会会長、校区交通安全会議会長の連名による大規模店舗立地法に基づく意見書で指摘した下記項目のチェックを今後も行っていきたいと思います。

① 周辺住民、通勤・通学・通園者の交通安全上への配慮から、敷地北側生活道からの出入り口は、禁じて頂きますようお願いします。

② そのための措置が講じられたとしても、警備員の十分な配置を行い、円滑な運用を図って頂きますようお願いします。

③ 営業時間は、防犯上の配慮、敷地周辺の道路混雑回避に向けた検討を行い、可能な時間短縮を図って頂きますようお願いします。

13 消防広域化の課題の調査研究について

11月30日「県一消防広域化基本構想骨子案公表さる」

先の9月県議会定例会で、浜田知事が消防の県一広域化を目指す方針を表明され、私も一問一答で県の姿勢について質問しました。

知事は「基本構想として、県の試案としてお示しする。その過程でも、御意見は幅広くお聞きした上で、年度内には、県としての試案としての基本構想を策定し、お示しすることにした。」との回答を踏まえて、叩き台となる「消防広域化基本構想骨子案」として、昨日示しました。

「消防広域化の趣旨及び目的」は、「今後人口減少が進行する中であっても、必要な県内消防力（特に現場要員）の維持及び確保を図ることを目的として、県内全市町村の常備消防組織及び県が行う消防活動のうちの現場機能を担う組織を一元化する。その中で、本部機能の集約を通じて間接部門（総務業務、通信指令業務等）をスリム化し、生じた余力を直接部門（現場業

務)に振り向けるとともに、消防サービスの高度化を図り、県民の安全・安心の確保に資する」というものです。

そのための組織としての広域連合は、県と34市町村で組織され、1カ所の本部(設置場所未定)に加え、市町村や現場と本部のつなぎ役となる中核署「方面本部」を、「幡多(四万十市)」「中央西(須崎市)」「中央(高知市)」「中央東(南国市)」「安芸(安芸市)」の5エリアごとに設置するとされています。

各20ある消防署と分署は維持しつつ、2028年度に広域連合高知県消防局(仮称)を立ち上げ、給与制度なども統一し、33年度までに通信指令などの機能を一元化することとしています。現場の消防力を担う職員の処遇議論は後回しとなっており、このような「新体制への移行スケジュール(案)」で良いのかと疑問を持たざるをえません。

県は公表した昨日から1月6日まで基本構想案のパブリックコメント(意見公募)を実施した上で、構想を正式策定するというが、これも拙速ではないかとの声もあります。

各消防本部や市町村長、住民の意見を丁寧に聞きながら進めるというが、現場の消防力を担い、隊員の士気に影響することからも職員の生の声を聞きながら進めて頂きたいものです。

3月28日「消防県一広域化への懸念の払拭へ」

2月定例会でも、私をはじめ多くの議員が質問をした消防の県一広域化について、骨子案に対して届けられた市町村や消防の関係者から提出されたもので、全体で26通およそ138件の意見がありました。

県では、これらについて整理し、特に消防職員自身の処遇に関わる内容が多い中で、議論のスケジュールなどに反映した高知県消防広域化基本構想を策定し、意見に対する「Q&A」もとりまとめて、公表されました。

Q&Aで取りあげられている項目の主なものとして「なぜ消防広域化で、一気に県一が必要なのでしょうか?」「県一消防広域化で、消防署の統廃合が進む可能性はありますか?」「消防広域化によって、消防団と消防署の関係はどうなりますか?」「消防広域化に対して国や県

からの財政支援はあるのでしょうか?」「県一消防広域化によって、各市町村の財政負担は増えるのでしょうか?」「消防広域化後、消防職員の充足率は向上するのでしょうか?」「消防広域化後、消防職員の採用はどのように行われますか?」「消防職員の給与等の処遇については、早めに検討すべきではないでしょうか?」「消防広域化後、消防職員の異動はどのように行われますか?」「通信指令業務の集約化を前倒しすべきではないでしょうか?集約化までの間、現消防本部の消防指令システムの更新はどのように取り扱えばよいのでしょうか?」「消防広域化は、スケジュールありきで進めるのでしょうか?」などがありますが、それらに対する現時点での考え方が示されています。

いずれにしても、令和7年度から始まる「消防広域化あり方検討会」での議論によって煮詰まるものもあり、注視していく必要がありますが、地域消防力の向上につながるとともに、担うべき職員の処遇確保によって、モチベーションが維持されなければならないと思います。

14 その他の課題の調査研究について

4月8日「種子・農業守ってこそその国防」

先日、「4・4タネを守る、院内集会」に、ZOOM参加し、現在国会に提出されている「食料・農業・農村基本法」改正案と、食料危機時の対応の枠組みを定めた「食料供給困難事態対策法案」など関連法案の危険性と「みつひかり」不正事件から考える種子の自給など日本の種子問題についての議論を聴かせて頂きました。

私も含めて3月20日現在、47都道府県141自治体の議員252名が参加している「食料自給の確立を求める自治体議員連盟」は3月21日、国会内で基本法に関する政府への要請を行っており、今回も会場参加300人弱、ZOOM参加200人以上の仲間とともに参加していました。

東京大学大学院農学生命科学研究科特任教授鈴木宣弘先生の「基本法と日本の種子問題」に関しての提起で、農業の憲法とも言える「食料・農業・農村基本法」の25年ぶりの改定で、種の自給どころか食料自給率そのものが入って

いなかったことをはじめ、現状の農業・農家の疲弊状況、種が自給できなければ実質自給率9.2%に過ぎない我が国の農業で、これ以上他国に依存することにでもなれば、国民の命を守れないと指摘されました。

有事には、命令して農業生産を高めさせるといっても、そのようなことはできるはずはなく、また、種子法が改悪されて以降、外国からの種を止められたら野菜の自給率は8%に留まることなどからも種を守ることこそが国防であり、このような状態を放置するのではなく、自分の命の問題として、法改正に種を守ることが入れられるべきだとも言及されました。

そして、何よりも、力点を置くべきは苦しんでいる農家を支えて、今度こそ自給率を向上させ、水田をフル活用し、国内生産を守り、国の責任で買い取り備蓄と援助に回すことこそ食料安全保障であり、「武器は命を奪うもの、食料が命を守るもの。食料を守ることが国防である。」との言葉で締めくくられました。

また、民間の育種技術が向上したことから全国一律に都道府県に種子の供給を義務づける必要がなくなったとして、種子法が廃止された際の錦の御旗であった「みつひかり」の不正事件から考える種子の自給について、岩月浩二弁護士からの報告も頂きました。

種子法廃止の錦の御旗であった「みつひかり」は、三井化学が種子生産・販売事業については、技術的、経済的、人材的要因から本事業を継続することは困難な状況にあり、令和8年以降に向けては別の品種への切り替えを検討して頂きたいと栽培農家に対して撤退予定の旨を昨年暮れに通知しています。

まさに、民間に任せて種子を自給することは不可能であったことが、明らかになっています。

とにかく、「食料・農業・農村基本法」改正案や農業関連法案をこのままで、成立させるわけには、いきません。

抜本的な改正を求めて、国民の皆さんに関心を持っていただくことこそが大事です。

8月5日「若者に政治に関心持ってもらうため」

昨日、県明るい選挙推進協議会主催の「若者と議員の座談会」に出席させて頂きました。

この座談会も始まって以来、一回のみの欠席で、多分出席議員の中では最多出席回数になると思われます。

その間には、8年前に選挙権が18歳に引き下げられたことから、高校生の参加が多数になっていましたが、今年は大学生も多少増えていました。

議員側は、議員14名（県議9名、高知市議5名）の予定でしたが、一部欠席もありました。

3人の若者と1グループになって、まずは「どうすれば若者は政治に関心をもつの？」というテーマで意見交換、休憩後グループ替えをして自由テーマで意見交換をしました。

若者の政治への関心・無関心もそれぞれの背景によって違うが、自分の関心のある趣味や学校生活の中で、そのことが政治とつながっていないのか、何らかの形で必ずつながっているの、そこから自分事として捉えることができるようになるのではないかと投げかけさせていただきました。

また、若者からは、政治家を知ること政治に関心を持つことにはなるので、政治家の方からも直接若者の中に飛び込んでいったり、SNSでの情報発信すべきとのアドバイスがありました。

また、他のグループでは「生徒会で、声をあげても、学校が取り上げてくれず、声をあげても変わらないということが、刷り込まれて、そのことが選挙で投票しても変わらないということで無関心につながるのではないか」ということなども出されていました。

グループ替えの後に取り上げたテーマは「魅力ある高知県にするためにはどうすればいい？（観光・産業振興）」などについて意見交換をしました。『観光キャンペーンで打ち出す『極上の田舎』は、若者にとって魅力あるイベントではないし、若者にターゲットをあてたレジャー施設や店舗などにはつながらない』ということをどのように見るかとの意見もあり、観光客は来るけど、若者は出ていくということにもなるのではないかと、そこをどうマッチングするのかなど、なかなか面白い意見交換ができました。

また、他にも「介護・医療人材を確保できる給料が確保されるべき。このままでは、高齢社

会を支えられなくなる。」という意見に対して「私はアルバイトをしても最低賃金。貯めて何かしようとならない。全部の仕事で給料はあげてもらいたい。」と返されたり、高校生同士の相互討論にもなりました。

若者の関心ある政治課題と議員がしっかりと向き合っていかなければと改めて考えさせられました。

10月25日「高知のバリアフリー観光もこれからもっと前進を」

昨日は、9月定例会でも取り上げさせて頂いたバリアフリー観光の推進についてのセミナーが、県観光政策課おもてなし室主催、県旅館ホテル生活衛生同業組合協力で開催されていましたので、参加させて頂きました。

参加対象として、観光・宿泊施設や観光案内業務に従事する方など観光関連事業者の方々と、会場参加・Zoom参加あわせて50名ほどの方が参加されていたようです。

基調講演で「バリアフリー・ユニバーサルデザインがもたらす旅館のビジネス価値」について有限会社なにわ旅館代表取締役社長勝谷有史氏からは、2006年から段階的にフロアごとに全面改修を行い、露天風呂付バリアフリールームをオープンするなど「商売としても、従業員にとっても、十分な合理性があり、将来に向けて重要な取り組みである。」をモットーに、お客様に一つバリアフリーを提供するときは、従業員にも一つ改善点を提供するなどソフト面の強化も図りつつ、旅館のバリアフリー化を進めてこられた経緯などのお話は、貴重な内容で、誰もが宿泊したくなるコンセプトの旅館であることを痛感させられました。

障がい者を取り巻く社会的障壁として「物理的バリア」「文化・情報面でのバリア」「制度的バリア」「心理的バリア」を解消してきたが、これに加えて食元「食のバリアフリー」にも取り組まれていることの紹介もあり、宿泊施設における合理的配慮について具体的に学ばせて頂きました。そして、この取り組みが、収益の向上にも繋がっていることも披露して頂きました。

また、トークセッションでは、「高知県が目

指すバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進について」ということで、講師の勝谷有史氏をはじめ山本祥平氏（ネスト・ウエストガーデン土佐 代表取締役、有瀬智寛氏（県観光政策課おもてなし室チーフ）らによって、「車椅子ユーザーにとってのシャワーの位置の配慮」だとか、「旅館・ホテルは部屋ばかりでなく浴室・トイレの様子などの写真も紹介して欲しい」、黒潮町の海辺のホテルでは、「自然の恵みと災いのつながり、避難へのバリアフリーの課題」などの意見が出されました。

勝谷社長からは、『『逃げるバリアフリー』は簡単なマップや障がいごとのチャートが必要。避難弱者を迎え入れられるようにクラファンで段ボールベッドを購入した。伸びていく分野なので、成功体験つくって欲しい。』とのアドバイスも頂きました。

また、勝谷社長は、困った時のバリアフリーツアーセンター頼みと言われていましたが、高知でも行政と県バリアフリー観光相談窓口と観光施設・旅館・ホテルがさらに連携できるしくみが築いていけることを願っています。

セミナーが終わってから勝谷社長と名刺交換をしながら話していると、「高知のバリアフリー観光相談窓口も随分と情報やスキルを蓄積されているので、県内のホテルなどはもっと活用すれば良い」と話されていました。

また、県観光政策課おもてなし室有瀬チーフが、「県としては、これからはバリアフリー観光×防災の対応などにも取り組み、高知県のバリアフリー観光も進んでいるねと言われるようになりたい」との思いを述べられていましたが、一歩ずつ進んでいくことを期待しています。

最後の事例報告として県子ども・福祉政策部 障害福祉課前島チーフから「障害者差別解消法改正後の高知県の現状について ～合理的配慮とは～」、県バリアフリー観光相談窓口で奮闘されているNPO法人福祉住環境ネットワークこうちの笹岡和泉理事長から、「今すぐ書ける！心のバリアフリー認定制度の申請の仕方について」の紹介がありました。

いずれにしても、ソフトから入りつつも、遅れることなくハードも整備するバリアフリー化が観光や防災分野などあらゆる分野で当たり前

になっていくことを共に取り組んでいきたいと感じさせられるセミナーでした。

12月10日「都市計画道路はりまや一宮線の開通後の検証を」

希少生物の保存や歴史的景観の保全を巡り、2011～20年に工事が中断した高知市中心部の都市計画道路「はりまや町一宮線」（はりまや工区）の拡幅工事が進み、来年3月にも4車線で開通する見通しになったことについて、12月2日付けの高知新聞記事が報じていました。

しかし、記事によるとその過程において、隣接する新堀川にすむシオマネキやトビハゼなどの希少生物は保存されたものの、アカメの稚魚などのすみかだった水草のコアマモは移植により消滅し、回復しておらず、高知県の事業費は検討段階から1.5倍以上の61億3千万円に膨らんでいることも明らかにしています。

2020年9月定例会で、議題となったこの路線の事業費がこれまでの公表額38.7億円に対して今回の見込み額が53.8億円と1.4倍にもなっていたことについて、委員会審査で指摘したことがありました。

当時、都市計画課によると平成29年度に事業費を積算した際に、労務単価について平成22年単価を29年単価と誤認し算定した事によって道路本体の工事費が約9億9千万円の大幅増となったことや専門家からの意見を踏まえて石垣保存の工法や干潟の造成作業を追加したほか消費増税分などで約5億2千万円が積み上がったことなどによるとされていました。

今回は1.5倍以上の61億3千万円に膨らんでいることも含めて、開通後には、この都市計画道路の功罪について検証する必要があるのではないかと考えています。

1月1日「戦後80年、阪神淡路大震災30年の節目に主権者の団結で」

明けましておめでとうございます

本年も、よろしくお願いいたします

2025年は戦後80年にあたり、先の戦争についてさまざまな角度から論じられ、戦前元年とも言える年とも向き合わなければなりません。

ん。

そして、阪神・淡路大震災から30年でもあり、戦後の80年間に日本で起きた震度6弱以上の地震は71回あり、うち約9割が阪神・淡路大震災の発生した1995年以降に集中していることも明らかになっています。

さらに1995年というのは、戦後50年という節目でもあり、阪神淡路大震災の後には、3月には地下鉄サリン事件が発生し、8月には第2次大戦中に日本がアジア諸国に対して行った侵略や植民地支配を謝罪する「村山談話」が公表されました。

ウィンドウズ95が発売され、インターネット時代の幕が開け、日本経営者団体連盟（日経連）が「新時代の『日本的経営』」というリポートを発表し、「雇用柔軟型」という名のもと「非正規労働者」の拡大が推進され、労働者の貧困化が深化してきました。

まさに、この年が、現代日本の起点となったとも言えるのではないかと思います。

さらに、9月には、沖縄では米兵が小学生を誘拐し、性的暴行を行った事件が発覚し、大規模な抗議運動が起き、米軍基地の整理縮小を求める声が高まったが、それからの30年間、日米両政府が基地問題の解決を全く目指してこなかったと思わざるをえない2025年の年明けのような気がします。

日本政府が、戦後50年の1995年から守ってきた日米関係は、日米地位協定を死守して同盟国の軍関係者に幼い子どもを含めた女性の尊厳を踏みにじらせ、沖縄の基地負担の軽減を唱えながら、沖縄の自然を大きく破壊する辺野古移設を進めてきました。

また、阪神淡路大震災から30年の間に突きつけられた東日本大震災の福島原発事故、昨年元旦の能登半島地震の原発震災最終警告にも関わらず、原発帰還の方針転換も図ってきませんでした。

そんな2025年を、主権者の団結で、国民の安全と安心を守らない政府の姿勢を変えて行く年にしたいと思います。

3月15日「美術館でも真贋の見極めの困難さ」

昨日の危機管理文化厚生委員会で、報告事項

として、昨年贋作の疑いが持たれた県立美術館所蔵の油彩画「少女と白鳥」について、県と同館は、専門家に依頼していた科学調査の最終報告などを基に、「贋作と判断した」ことを公表しました。

作者は、贋作制作で有名なドイツ出身の画家で、同作を描いたと公言しているウォルフガング・ベルトラッキ氏である可能性が高いとしました。

平成8年に1800万円（税込）で購入したもので、「錯誤を理由に、買主の代金返還請求が認められた例があり、今回は民法上の時効10年はたっているが、請求しないことにはならない」として、今後、購入元の画廊に対し、返金交渉する方針も示されました。

県及び美術館として、当該作品を贋作と判断し、作者は、ウォルフガング・ベルトラッキの可能性が高いと考えたのは、以下の理由によるものであることも明らかにしました。

【理由】

- ①田口准教授の最終報告により、ベルトラッキが贋作制作においてしばしば用いた絵具であり、かつ、カンペンドクが本作品を制作したとされる時期（1910年代）には画家の描画用の絵具としては一般的でない材料であった「チタニウムホワイト」「フタロシアニンプルー」「フタロシアニングリーン」が使用されている可能性が高い。
- ②作品の裏側にはベルトラッキの自作と思われる来歴偽造ラベルが貼付されている。
- ③ベルリン州警察が作成したベルトラッキの贋作リストには、当該作品とされる「少女と白鳥」が画像とともに掲載されている。

県は「今後の対応方針」について、「過去の裁判例等を参考にしながら、購入先である画廊に対して返金の請求を念頭に置いた交渉を予定」「美術館では、これまでの経緯などとともに当該作品を公開することを検討中」としています。

また、今後は「再発防止」に向けて、「今後作品を購入しようとする際は、資料収集審査会の開催前に来歴や関連情報についてより念入りに検証を行い、審査会において丁寧な説明を行う」「審査会に真贋に係る議題を設定し、委員

等からご意見をいただいたうえで、県及び美術館として購入の可否を決定することで、贋作の可能性を少しでも排除することに努める」とされています。

委員会では、私も含めて多数の委員から、今後の対応や再発防止に向けた意見が出されましたが、購入作品の真贋を見極めることは極めて難しいと思われる中で、繰り返さないことは困難を極めることと思われませんが、今回の教訓や反省を活かしていく美術館の今後を注視したいと思います。